

令和2年度
(2020年度)

高崎市包括外部監査報告書

高崎市包括外部監査人

公認会計士 針谷 光秋

目 次

第1章 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 特定の事件（テーマ）の選定理由	1
4 外部監査の方法	2
5 外部監査の対象期間	2
6 外部監査の実施期間	2
7 包括外部監査人及び補助者について	2
8 利害関係	2
9 その他	3
第2章 高崎市における農林行政の概要	4
1 高崎市の農林業の現状	4
2 監査対象事業について（令和元年度）	18
3 組織について	23
第3章 外部監査の結果	26
1. 総論	26
（1）高崎市の農林水産業の規模について	26
（2）農産物の生産量及び食糧自給率について	28
（3）荒廃農地について	31
（4）担い手への集積率について	35
（5）農業振興計画について	37
（6）林業について	38
2. 各論	48
No.1 除草委託料	50
No.2 農地利用状況調査資料作成等委託料	52
No.3 県農業会議負担金	53
No.4 家族経営協定農家研究協議会補助金	54
No.5 農業後継者活動促進費補助金	56
No.6 認定農業者連絡協議会補助金	58
No.7 自衛農家わな猟免許取得補助金	60
No.8 農業融資資金貸付金	61
No.9 農業公社負担金	63
No.10 農業ふれあい四季の里事業補助金	64
No.11 ぐんま青空マルシェ事業補助金	66

No.12	農業まつり補助金	68
No.13	はるなの梨まつり補助金	70
No.14	群馬中部土地改良区維持管理負担金	72
No.15	農畜産物広報活動委託料	73
No.16	農業者新規創造活動事業補助金	78
No.17	市農業会議所補助金	80
No.18	地域農業再生協議会補助金	81
No.19	水田農業構造改革集団等育成事業補助金	82
No.20	環境保全型農業直接支払交付金	83
No.21	経営所得安定対策推進事業補助金	84
No.22	農業次世代人材投資事業補助金	86
No.23	農地利用集積促進奨励補助金	86
No.24	農業経営基盤強化資金利子補給金	89
No.25	中山間地域等直接支払交付金	90
No.26	特別栽培農産物認証システム推進事業	91
No.27	農作物等病害虫対策事業	92
No.28	農業災害対策事業 降雹 補助金	93
No.29	農業災害対策事業 降雹 見舞金	93
No.30	農業災害対策事業 台風19号 見舞金	93
No.31	良質繭	95
No.32	蚕糸業継承対策	95
No.33	環境保全型農業推進事業補助金	97
No.34	野菜等地産育成事業補助金	97
No.35	産地パワーアップ事業補助金	97
No.36	農業施設管理事業	99
No.37	畜産複合環境対策事業補助金	101
No.38	家畜防疫事業補助金	103
No.39	酪農ヘルパー利用促進事業補助金	105
No.40	畜産環境対策事業補助金	106
No.41	種畜導入事業補助金	107
No.42	後継牛放牧推進事業補助金	109
No.43	畜産自給飼料推進事業補助金	111
No.44	アフリカ豚熱等侵入防止柵設置補助金	113
No.45	群馬用水施設緊急改築事業負担金	115
No.46	防災減災対策事業（農業用施設）吉井地区負担金	116
No.47	群馬用水土地改良事業負担金	117

No.48	長野堰土地改良区維持管理負担金	118
No.49	鎚川土地改良区維持管理負担金	119
No.50	多面的機能支払交付金事業補助金	120
No.51	農業集落排水事業	121
No.52	小規模農村整備事業	127
No.53	農業用道水路整備事業	128
No.54	土地改良施設維持管理適正化事業	130
No.55	榛名南麓広域営農団地農道整備事業	132
No.56	地籍調査事業	133
No.57	県治山負担金事業	135
No.58	県林業専用道工事負担金	136
No.59	森林整備担い手対策事業	137
No.60	林業作業道総合整備事業	138
No.61	間伐促進事業	139
No.62	特用林産物生産活力アップ事業	140
No.63	林業・木材産業成長産業化促進対策事業	141
No.64	ぐんま緑の県民基金事業	142
No.65	有害鳥獣対策事業	143
No.66	林道整備事業	145
No.67	森林病虫害等防除事業	146
No.68	市有林管理事業	147
No.69	榛名興産共有林事業	149
No.70	森林経営管理事業	150
3.	指摘及び意見	151

凡 例

- 1 千円単位で表示したものは、単位未満を四捨五入した。
- 2 文中及び各表中で用いる比率（％）は、原則として小数点第2位を四捨五入した。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0.0」 当該数値はあるが表示単位未満のもの
 - 「-」 当該数値または該当するものがないもの

第1章 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

農業振興に関する事務の執行について

3 特定の事件（テーマ）の選定理由

わが国の農業や農村を取り巻く環境は、高齢化や後継者・担い手が不足することにより耕作放棄地の増大が危惧されるという状況にある。また、食糧自給率の低下も憂慮されており、カロリーベースで1946年には88%であったものが2017年には38%まで落ち込み、長期的に低下傾向が続いているといえる。国においては、耕作放棄地の発生防止・解消のため、中山間地域等直接支払制度等による地域・集落における農地利用に係る話合いの促進や、鳥獣被害対策による農作物被害の軽減、農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進等を実施し、荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に進めるとしている。

高崎市の状況は、合併により5町1村が編入され、県南西部をほぼ横断する459.16km²という広大な市域を有することとなった。市役所本庁舎がある中心市街地から山間部まで、標高差は1,600m近くあり、この自然環境を活かして、平野部の米麦・野菜、丘陵部から山間部にかけての果樹・きのこ・畜産など、多種多様な農畜産物が生産され、それぞれの地域において、特徴ある農畜産物加工が行われている。

高崎市の農業振興に関する課題としては、わが国が抱えている課題と同様に、農業従事者の高齢化や後継者不足により耕作放棄地の増加や、中山間地域においては山林における有害鳥獣による農作物への被害の深刻化が伝えられている。

高崎市は、当該課題の対策として農地流動化や農地の確保及び有効利用と、担い手の育成に努めており、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づく農業者等の協議（人・農地プラン座談会）を行い、将来の農地利用の在り方や中心となる担い手の確保状況など今後の地域農業についての検討等の取組みが行われている。

農林水産業費は、令和2年度の予算では25億円程度となっている。

今後の農業振興に関する課題解決のためには、限られた財源・人員の中で各種の対策や農業者に対する支援が継続的かつ効果的に機能することが重要である。

以上のようなことから、高崎市における農業振興に関する事務執行が適切に行われているかを監査することは有意義であると判断し、特定の事件として選定した。

なお、林業振興についても農業と密接に関連があるため、対象に含めることとする。

4 外部監査の方法

(1) 監査要点

- ① 事務の執行は法令や条例等に準拠して適正に行われているかどうか。
- ② 事務の執行が効率的かつ効果的に行われているかどうか。
- ③ 契約に係る事務及び物品等の管理が適切に行われているか。
- ④ 事務を執行する部局の組織体制や人員配置が適切であるかどうか。
- ⑤ 事務の執行にあたって庁内で十分な連携が行われているか。

(2) 主な監査手続

- ① 農業振興に関する事業に係る事務の執行に関連する根拠法令等を確認し、事務処理に関連する資料の閲覧および関係部署からの聴取により、事務手続きが適切に行われているかを確認
- ② 農業振興に関する事業に関連する契約事務が適切に行われているかを確認
- ③ 農業振興に関する事業に関連する施設の整備・管理及び物品の管理が適切に行われているかを確認
- ④ その他必要と認められる手続を行う。

5 外部監査の対象期間

令和元年度とする。ただし必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

6 外部監査の実施期間

令和2年8月1日から令和3年3月30日まで

7 包括外部監査人及び補助者について

職務	氏名	資格
包括外部監査人	針谷 光秋	公認会計士
補助者	兒島 宏和	公認会計士
	村越 芳美	弁護士
	高瀬 徹	税理士
	新井 勇樹	公認会計士
	木倉 也寸人	公認会計士

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9 その他

この報告書は、地方自治法第252条の37第5項に規定する「監査の結果」を「指摘」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第252条の38第2項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。

なお、報告書中の各項目についての計数は、端数処理の関係で数値が一致しない場合がある。

第2章 高崎市における農林行政の概要

1 高崎市の農林業の現状

高崎市は、県南西部をほぼ横断する 459.16 k m²という広大な市域を有しており、高崎駅周辺の中心市街地から山間部まで、標高差は 1,600m 近くある。標高 100m から 900m までに点在する農地では、平野部では米麦・野菜づくり、丘陵部から山間部にかけては梅、梨等の果樹・きのこ及び畜産など、多種多様な農畜産物が生産され、それぞれの地域において、特徴ある農畜産物加工が行われている。

日本の農業の傾向と同じく、高崎市においても、農業従事者の高齢化や後継者不足による担い手が不足しており、耕作放棄地の増加や中山間地域においては有害鳥獣による農作物への被害の深刻化が懸念されている。

高崎市は広大な森林を有しているため、森林資源も豊富であるが、日本の林業の傾向と同じく、木材単価の下落による林業の衰退に伴い、間伐等の手入れが行き届かない森林が多くなっている。

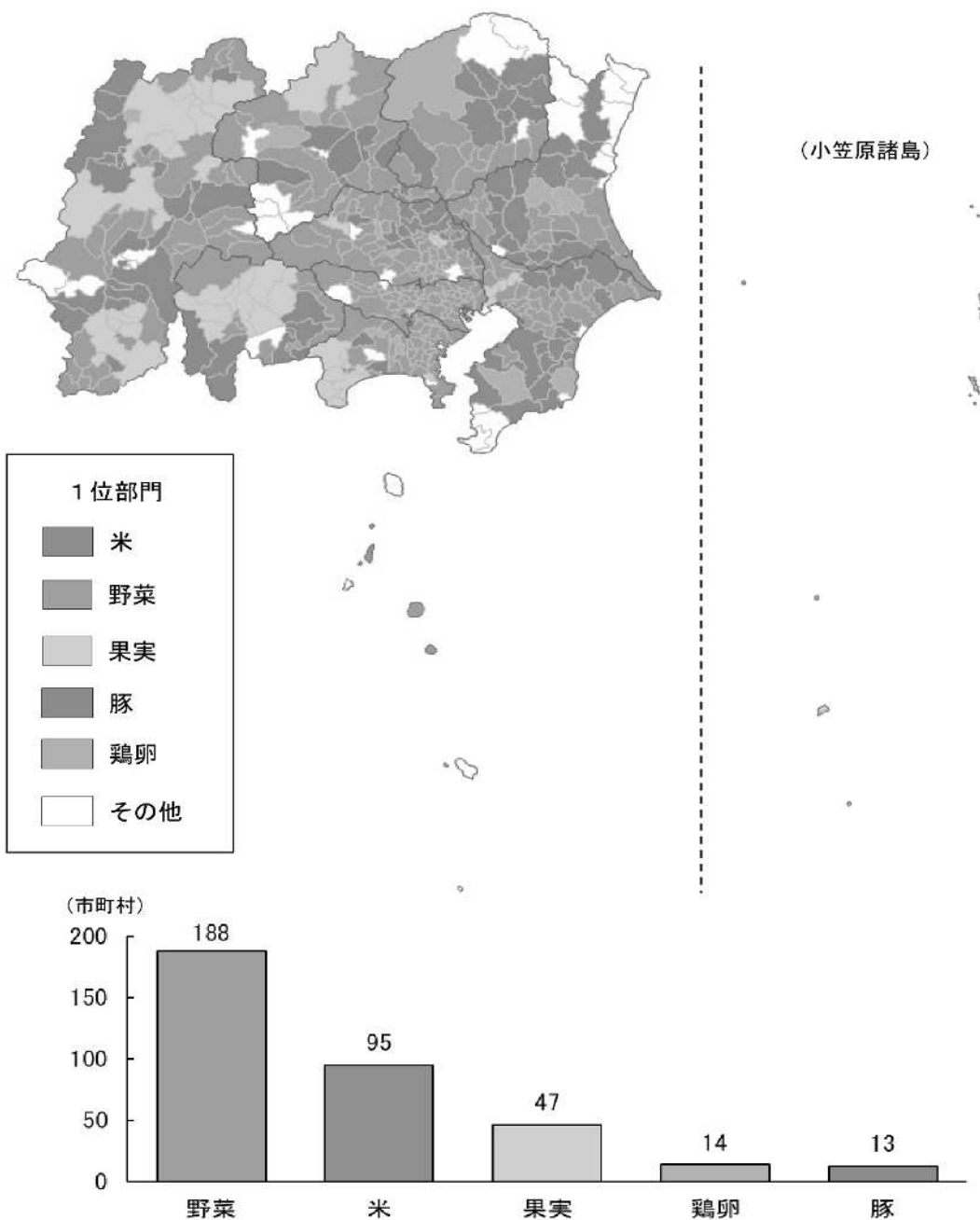
そのような状況下において、高崎市は、当該課題の対策として農地流動化や農地の確保及び有効利用と、担い手の育成に努めており、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づく農業者等の協議（人・農地プラン座談会）を行い、将来の農地利用の在り方や中心となる担い手の確保状況など今後の地域農業についての検討等に取り組んでおり、農畜産物の生産から加工・販売まで行う 6 次産業化等の推進、農畜産物の販路拡大等に取り組む農業者等の支援など、農業振興や農地環境整備を目的に様々な施策を展開している。また、大都市圏で行われる食のイベントや商談会への参加・出展を積極的に行うとともに、国内だけではなく海外展開も視野にいれた販路拡大のための事業が行われる等、様々な取り組みが行われている。

(1) 高崎市における農産物の産出額の傾向について

以下は平成30年 市町村別農業産出額（推計）「公表資料」の関東地区の農産物産出額1位部門の分布図である。

関東（一部隣県含む）の市町村において産出額1位部門をみると、野菜が最も多く188市町村、次いで米が95市町村、果実が47市町村となっている。

群馬県は野菜の地域が多く、中央に豚、北部に果実、山間部に鶏卵という分布となっている。高崎市は野菜が1位である。



(2) 高崎市の農業産出額について

①平成30年市町村別農業産出額（平成30年市町村別農業産出額（推計）より）

（単位：千万円）

県内順位 /35市町村	市町村	農業産出額 合計（A）	耕種（B）	畜産（C）	加工 農産物	全国順位
1位	前橋市	3,757	1,336	2,422	0	15位
2位	太田市	1,963	1,225	738	-	81位
3位	昭和村	1,863	1,486	377	-	87位
4位	桐生市	1,861	245	1,616	0	88位
5位	伊勢崎市	1,850	1,397	453	-	90位
6位	嬭恋村	1,799	1,703	96	-	98位
7位	渋川市	1,729	495	1,234	0	103位
8位	高崎市	1,679	834	845	-	111位
9位	沼田市	1,125	972	152	-	223位
10位	東吾妻町	882	231	650	-	311位

（資料：生産農業所得統計（農林水産省））

②平成26年市町村別農業産出額（平成26年市町村別農業産出額（推計）より）

（単位：千万円）

県内順位 /35市町村	市町村	農業産出額 合計	耕種	畜産	加工 農産物	全国順位
1位	前橋市	3,606	1,158	2,448	0	17位
2位	昭和村	1,861	1,516	345	-	75位
3位	桐生市	1,829	213	1,616	0	80位
4位	太田市	1,793	1,151	643	-	83位
5位	嬭恋村	1,788	1,706	83	-	85位
6位	渋川市	1,691	483	1,208	0	98位
7位	伊勢崎市	1,657	1,224	433	-	104位
8位	高崎市	1,623	719	904	-	109位
9位	沼田市	1,094	943	151	-	201位
10位	東吾妻町	901	206	695	-	257位

③平成18年市町村別農業産出額（平成18年市町村別農業産出額より）

（単位：千万円）

県内順位 /38市町村	市町村	農業産出額 合計	耕種	畜産	加工 農産物	全国順位
1位	前橋市	3,100	1,160	1,940	1	16位
2位	太田市	1,903	1,299	603	1	65位
3位	伊勢崎市	1,685	1,228	456	1	80位
4位	高崎市	1,628	772	847	10	82位
5位	渋川市	1,492	587	903	1	102位
6位	嬭恋村	1,397	1,298	98	-	119位
7位	桐生市	1,062	263	798	0	213位
8位	昭和村	927	715	212	-	268位
9位	沼田市	913	766	147	0	278位
10位	東吾妻町	871	244	628	-	302位

平成30年市町村別農業産出額（推計）は生産農業所得統計（都道府県別推計）において推計した都道府県別農業産出額（※）を農林業センサス及び作物統計を用いて市町村別に按分し、市町村別農業産出額（推計）を作成したものである。

※都道府県別農業産出額とは、都道府県を一つの推計単位とし、生産された農産物の価値額について、農産物の生産量及び価格に関する諸統計等を用いて推計したものである。

平成30年の市町村別農業産出額（推計）は平成18年まで作成していた市町村別農業産出額（以下「旧市町村別農業産出額」という。）とは以下の点で異なる。

- ①旧市町村別農業産出額は自家消費等を含むが、平成30年市町村別農業産出額（推計）は自家消費等を含まない。
- ②旧市町村別農業産出額は作物が生産された場所別に集計される統計であるが、平成30年市町村別農業産出額（推計）は農業経営体が所在する市町村に按分計算されている。
- ③旧市町村別農業産出額は、地方公共団体や農業協同組合等への情報収集等により整理した市町村別平均単価を用いて推計していたが、平成30年市町村別農業産出額（推計）は都道府県別農業産出額を農林業センサスの作付（栽培）面積等又は作物統計調査の収穫量で按分しているため、特定の市町村で高価格の地域特産品を生産していても、都道府県別平均単価との価格差は市町村別農業産出額（推計）に反映されない。
- ④旧市町村別農業産出額は、作物統計の市町村別収穫量を用いて推計していたが、平成30年市町村別農業産出額（推計）は県全体の収穫量を基に、農林業センサスの作付面積で案分されるため、単収の地域差は市町村別農業産出額（推計）に反映されない。

上記のように、農業産出額は平成26年から平成30年の新たな方法と平成18年までの旧方法と集計方法が異なるため、時系列的な産出額の詳細な比較については慎重に行うべきであるが、市町村間の順位比較においては有用と考えられる。

合併直後の平成18年と直近の平成30年の農業産出額を比較すると、高崎市は平成18年から平成30年にかけて、県内の順位は4位から8位へ、全国の順位は82位から111位へと順位が下落している。

要因としては、高崎市は耕種が増加したのに対して畜産及び加工は減少しているが順位をあげた他の市町村は畜産の増加額が大幅に伸びている傾向にある。全国的な傾向として、生産農業所得統計によると、全国の農業総産出額は平成18年の8.4兆円（耕種4.7兆円、畜産2.5兆円、その他1.2兆円）から平成30年の8.9兆円（耕種4.8兆円、畜産3.2兆円、その他0.9兆円）へと主に畜産を中心に増加している。したがって畜産の増加は平成18年と平成30年における集計方法の違いによる誤差ではなく、実際に伸びているとみるのが妥当である。

(3) 市町村別畜産産出額内訳について（平成30年）

（単位：千万円）

市町村	畜産								その他 畜産物 (養蚕を 含む。)
	合計	肉用牛	乳用牛	生乳	豚	鶏	鶏卵	ブロイラ ー	
前橋市	2,422(1,940)	378(292)	753(546)	583(456)	924(694)	299(385)	280(160)	15(46)	68(24)
太田市	738(603)	391(192)	177(198)	157(164)	101(108)	69(98)	52(82)	X(12)	1(8)
昭和村	377(212)	110(58)	262(X)	199(X)	X(X)	-(-)	-(-)	-(-)	X(-)
桐生市	1,616(798)	47(56)	108(121)	82(102)	1,393(586)	67(32)	66(31)	-(-)	0(3)
伊勢崎市	453(456)	99(90)	200(208)	159(174)	128(136)	26(20)	26(12)	- (8)	0(3)
嬭恋村	96(98)	47(55)	49(43)	40(37)	-(-)	0(-)	X(-)	-(-)	- (0)
渋川市	1,234(903)	102(113)	83(100)	67(83)	583(368)	466(302)	34(188)	431(28)	0(21)
高崎市	845(847)	54(61)	203(226)	175(189)	192(205)	368(326)	337(154)	X(146)	28(30)
沼田市	152(147)	18(28)	69(89)	56(75)	64(25)	0(X)	0(X)	-(-)	2(X)
東吾妻町	650(628)	19(19)	45(30)	39(25)	259(224)	327(336)	322(324)	- (6)	- (19)

※ () は平成18年産出額。

※秘密保護の観点から、統計数値を公表していないものを「X」で表示。

※事実不詳又は調査を欠くものを「-」で表示。

畜産産出額の内訳において平成30年と平成18年を比較すると、肉用牛、豚、鶏卵の生産量を大幅に伸ばしている市が存在しているのに対して高崎市は鶏卵及び鶏以外はすべての項目において減少傾向となっている。

高崎市の農業産出額の品目ごとの産出額及び県内、全国の順位は次の表を参照されたい。

(4) 高崎市農業産出額（推計）データベース（平成30年）

（単位：産出額 千万円）

区分	産出額 計 ①+②+③	耕種計 ①	米	麦 類			雑 穀		豆 類			い も 類				
				計	小麦	二条 大麦	六条 大麦	計	そば	計	大豆	小豆	計	ばれいしよ	かんしよ	
産出額	1,679	834	152	6	4	X (※)	1	0	0	1	0	0	7	6	1	
順位	県内	8	7	5	7	4	10	2	8	8	11	3	6	4	3	8
	全国	111	176	348	136	109	128	29	312	301	524	568	230	241	148	405

区分	計	野 菜																		
		だい こん	にん じん	さと いも	やまの いも	はく さい	キャ ベツ	ほうれ んそう	レタ ス	ね ぎ	たま ねぎ	ブロッ コリー	きゅ うり	なす	トマ ト	ピー マン	いち ご	メロ ン	すい か	
産出額	386	10	4	7	1	12	13	27	6	26	7	6	67	71	32	1	16	0	2	
順位	県内	8	6	2	2	6	5	9	6	7	7	3	6	6	3	8	2	9	4	7
	全国	143	160	163	89	194	45	103	61	127	126	99	145	33	15	157	318	209	459	207

区分	計	果 実														花き	
		みかん	りんご	ぶどう	日本 なし	西洋 なし	もも	おう とう	びわ (※)	かき	くり	うめ	すもも	キウイ フルーツ	パイン アップル		
産出額	236	0	1	2	88	0	10	1	-	3	3	114	9	3	-	28	
順位	県内	1	2	15	10	1	5	1	4	-	2	1	1	1	3	-	6
	全国	80	550	229	403	18	124	62	81	-	144	60	3	22	46	-	270

区分	工 芸 農 作 物						その他 作物	
	計	さとうきび	葉たばこ	茶(生葉)	てんさい	こんにやく いも		
産出額	4	-	-	-	-	4	13	
順位	県内	14	-	-	-	-	14	3
	全国	352	-	-	-	-	18	116

区分	畜産計 ②	肉用牛	乳 用 牛			豚	鶏			その他 畜産物	加工 農産物 ③	
			計	生乳	乳牛		計	鶏卵	ブロイラー			
産出額	845	54	203	175	28	192	368	337	X	28	-	
順位	県内	4	7	4	3	5	6	2	1	4	2	-
	全国	90	334	91	88	116	78	62	38	180	33	-

(資料：政府統計総合窓口 e-Stat)

※秘密保護の観点から、統計数値を公表していないものを「X」で表示しています。

※事実不詳又は調査を欠くものを「-」で表示しています。

高崎市は果実（日本なし、もも、くり、うめ、すもも）及び鶏卵が県内で1位である。

そのうち、うめは全国でも3位の生産額となっている。ただし、市場規模が大きくないため、全体の順位を高める程の生産額ではない。また、高崎市は他の市町村と比較して中山間地域を広く有しているため、果実の育成が盛んであるという状況を表している。

(5) 農家について

①農家戸数の推移について

	農家戸数	販売農家	専業農家		
			専業農家	第1種兼業農家(注1)	第2種兼業農家(注2)
昭和60年	12,650	10,094	1,523	2,585	8,542
平成2年	11,353	8,677	1,486	1,652	8,215
7年	10,220	7,591	2,483	1,598	7,201
12年	9,320	6,498	1,200	664	4,634
17年	8,859	5,276	1,256	656	3,364
22年	8,196	4,538	1,398	325	2,815
27年	6,970	3,460	1,297	321	1,842

(資料：平成7年までは高崎市第5次総合計画、平成12年からは農林センサス)

注1 第1種兼業農家：農業所得を主とする兼業農家

注2 第2種兼業農家：農業所得を従とする兼業農家

平成18年に倉渕村・箕郷町・群馬町・新町・榛名町と、平成21年に吉井町と合併を行っているため、それ以前の数値との比較は一概には判断できないが、平成22年から平成27年の比較において農家戸数は15.0%減少、販売農家は23.8%減少しており、中でも第2種兼業農家は34.6%減少と顕著である。

②農業従事者の平均年齢について(平成27年)

	農業従事者	県内順位 (低年齢順)	基幹的農業 従事者(注3)	県内順位 (低年齢順)
高崎市	62.7歳	22位	69.1歳	27位
全国	60.0歳	-	67.0歳	-

注3 基幹的農業従事者：自営農業に主として従事した世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

高崎市の農業従事者の平均年齢は全国平均よりも2.7歳高く、県内においても高い水準にある。

③農業経営体の販売規模別割合について（平成27年）

市町村	農業経営体数 (X)	販売高（1,000万円 超）の経営体数（Y）	割合 (Y) / (X)
前橋市	3,862	512	13.3%
太田市	2,358	299	12.7%
昭和村	545	326	59.8%
桐生市	633	110	17.4%
伊勢崎市	1,768	329	18.6%
嬭恋村	589	418	71.0%
渋川市	1,395	168	12.0%
高崎市	3,539	184	5.2%
沼田市	1,133	230	20.3%
東吾妻町	586	43	7.3%

高崎市は農業経営体数は2位であるが、販売高1,000万円超の経営体数の割合は低い水準にある。群馬県の平均は14.5%であるため、群馬県平均値よりも少ない水準である。高崎市の農家は小規模な経営体が数多く存在していることになる。

④経営耕地1ha以下の販売農家数について（平成27年）

市町村	販売農家数 (A)	1ha以下の販売農家 (B)	割合 (B) / (A)
前橋市	3,701	2,090	56.5%
太田市	2,324	1,163	50.0%
昭和村	514	70	13.6%
桐生市	603	402	66.7%
伊勢崎市	1,717	865	50.4%
嬭恋村	580	99	17.1%
渋川市	1,359	822	60.5%
高崎市	3,460	2,355	68.1%
沼田市	1,110	577	52.0%
東吾妻町	577	348	60.3%

高崎市は1ha以下の販売農家数が68.1%と農産物生産額上位10位の市町村の中では最も高い。群馬県の平均は55.5%であるため、平均と比較しても高い水準にある。面積においても小規模の販売農家が多いことを示している。

(6) 農地について

①農地面積

(単位：ha)

年	農地合計	田	畑
平成17年	4,630	2,430	2,200
平成18年	6,090	2,790	3,300
平成22年	6,960	3,030	3,930
平成27年	6,560	2,880	3,680
平成30年	6,160	2,740	3,420

平成22年と平成30年を比較すると、農地は11.5%減少、田は9.6%減少、畑は13.0%減少と年平均1%以上減少している。平成18年と平成22年に増加しているが、これは平成18年に倉渕村・箕郷町・群馬町・新町・榛名町と、平成21年に吉井町と合併を行っていることによる増加である。

(7) 森林・林業について

日本の森林は、国土の約2/3を占め、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、その発揮を通じて国民生活に様々な恩恵をもたらすため、「緑の社会資本」と呼ばれる。

高崎市は森林の面積が21,548haと総面積45,916haの46.9%を占めている。国有林は4,001haと森林面積の18.6%、民有林が17,547haと森林面積の81.4%となっている。森林面積のうち、人工林は11,888haと55.2%を占めている。人工林のうち、スギ等の針葉樹の面積は11,374haで人工林に占める割合は95.7%である。天然林は森林面積の内8,585haと39.8%を占めており、広葉樹が8,482haと天然林において占める割合は98.8%である。

高崎市は市町村合併により中山間地域の面積が広く、豊富な森林資源を有しており、広範囲の森林を有している。

そのため、林業経営体も多数存在しており、県内においては最多数となっている。

①国有林、民有林別の森林資源の蓄積

(単位：m³)

市町村 森林資 源蓄積 県内順 位	市町村別	総数	国有林	民有林計	民 有 林								
					公 有 林				公 有 林 以 外				
					公有林計	県	市町村	財産区	私有林計	森林総研	基 金	会 社	基金、 会社以外 の私有
1位	高崎市	6,345,764	698,985	5,646,779	718,462	289,875	428,587	—	4,928,317	209,861	21,859	713,642	3,982,955
2位	渋川市	4,194,311	457,368	3,736,943	558,269	174,259	384,010	—	3,178,674	—	3,428	337,721	2,837,525
3位	嬭恋村	3,637,331	1,662,474	1,974,857	326,799	923	325,693	183	1,648,058	—	16,698	373,236	1,258,124
4位	東吾妻町	5,167,782	1,509,991	3,657,791	326,554	28,070	298,282	202	3,331,237	48,139	53,416	155,222	3,074,460
5位	桐生市	6,008,882	1,068,473	4,940,409	282,596	3,158	279,438	—	4,657,813	37,091	92,822	424,382	4,103,518
6位	中之条町	7,244,658	4,895,429	2,349,229	254,007	13,463	240,544	—	2,095,222	—	114,093	56,894	1,924,235
7位	みどり市	4,782,052	121,856	4,660,196	273,044	36,078	236,966	—	4,387,152	219,436	149,516	256,860	3,761,340
8位	安中市	4,599,604	1,181,707	3,417,897	188,261	134	188,127	—	3,229,636	87,297	9,634	391,115	2,741,590
9位	沼田市	6,818,279	4,184,493	2,633,786	212,664	20,717	184,159	7,788	2,421,122	53,159	14,990	120,723	2,232,250
10位	藤岡市	4,388,572	45,321	4,343,251	482,512	266,815	179,498	36,199	3,860,739	80,084	53,530	454,626	3,272,499

(資料：令和元年版 群馬県森林林業統計書)

高崎市は市有林の保有量については県内において1位である。私有林の保有量は片品村(1位、4,966,139 m³)に次ぐ2位、会社保有林も片品村(1位、3,805,978 m³)に次ぐ2位、会社、基金以外の私有林は桐生市、下仁田町(2位、4,079,932 m³)に次ぐ3位と、中山間地域の広い群馬県内においても、屈指の豊富な森林資源を有している。

②林業経営体数（平成27年）

県内順位 /35市町村	市町村	林業経営体数	
			組織経営体数
1位	高崎市	129	15
2位	東吾妻町	98	8
3位	渋川市	71	14
4位	桐生市	59	10
5位	沼田市	49	15
6位	中之条町	49	8
7位	みなかみ町	43	5
8位	前橋市	39	8
9位	安中市	38	3
10位	下仁田町	36	5

高崎市は林業経営体数、組織経営体数ともに1位である。

(8) 鳥獣被害について

高崎市は広大な森林面を有しており、野生動物も多く存在しているため、鳥獣被害は多額であり、かつ増加傾向にある。

①鳥獣による農作物被害金額について

(単位：千円)

	イノシシ	ハクビシン	アライグマ	タヌキ
平成21年度	6,298	3,846	131	674
平成26年度	5,774	5,053	1,372	1,463
令和元年度	9,409	2,643	822	1,526

	カラス	ハト	ツキノワグマ	ニホンザル
平成21年度	3,452	0	29	3,663
平成26年度	2,360	780	84	2,217
令和元年度	2,765	1,014	83	3,277

	ニホンジカ	その他	年度別合計額
平成21年度	0	4,463	22,556
平成26年度	246	2,762	22,111
令和元年度	431	3,103	25,073

「その他」はアナグマ・キツネ・ノウサギ・スズメ・カモ・ヒヨドリ他鳥獣被害額は平成26年度から令和元年度にかけて113.4%と増加している。

内訳としては、イノシシが全体の37.5%（令和元年度）と最も高く、ニホンザル13.1%、カラス11.0%、ハクビシン10.5%の順である。

年比較ではイノシシ及びニホンザルは平成21年度から平成26年度にかけて減少し、令和元年度に増加している。

タヌキ、ハトは継続して増加傾向、ハクビシン、アライグマは平成21年度から平成26年度にかけて一旦増加し、令和元年度にかけて減少している。

2 監査対象事業について（令和元年度）

監査対象事業の選定に対しては、令和元年度の高崎市決算書の歳出の6款農林水産業費の事業費より、実績金額3百万円以上を対象として、それ以下の金額の事業については事業の質的影響において重要と考えられる事業を対象として加えている。

その結果、監査対象とした事業費の総額は2,009,692千円となり、比率Aとして6款農林水産業費2,785,380千円から人件費611,059千円を控除した総事業費2,174,321千円に対する各事業費の割合を示したところ、監査対象事業総額の割合は92.4%となった。

詳細は下表のとおりである。なお、指摘及び意見の数のうち、前出と同内容のものは()で表記している。

項目	事業費名	事業名	No	指摘	意見	決算（単位：千円）	比率A	単独/補助
農業委員会費				1(1)	4(4)	4,453	0.2%	
一般経費		除草委託料	1		1	154	0.0%	補助事業
		農地利用状況調査資料作成等委託料	2			1,638	0.1%	市単独事業
		県農業会議負担金	3			1,408	0.1%	市単独事業
農業支援事業		家族経営協定農家研究協議会補助金	4	1	2	583	0.0%	市単独事業
		農業後継者活動促進費補助金	5		1(2)	200	0.0%	市単独事業
		認定農業者連絡協議会補助金	6	(1)	(2)	460	0.0%	市単独事業
		自衛農家わな猟免許取得補助金	7			10	0.0%	市単独事業
農業総務費				1	9(2)	1,024,167	47.1%	
一般経費		農業融資資金貸付金	8		2	800,000	36.8%	市単独事業
農業公社支援事業		農業公社負担金	9			12,655	0.6%	市単独事業
農業ふれあい促進事業		農業ふれあい四季の里事業補助金	10		2	3,970	0.2%	市単独事業
		ぐんま青空マルシェ事業補助金	11		(1)	1,000	0.0%	市単独事業
		農業まつり補助金	12		1	5,500	0.3%	市単独事業

	はるなの梨まつり補助金	1 3		(1)	1,000	0.0%	市単独事業
鳴沢湖活性化推進事業	群馬中部土地改良区維持管理負担金	1 4			4,200	0.2%	市単独事業
地産多消推進事業	農畜産物広報活動委託料	1 5		3	64,998	3.0%	市単独事業
	農業者新規創造活動事業補助金	1 6	1	1	130,844	6.0%	市単独事業
農業振興費				2(1)	63,198	2.9%	
一般経費	市農業会議所補助金	1 7		1	1,044	0.0%	市単独事業
水田農業構造改革対策事業	地域農業再生協議会補助金	1 8			1,256	0.1%	市単独事業
	水田農業構造改革集団等育成事業補助金	1 9			6,709	0.3%	市単独事業
	環境保全型農業直接支払交付金	2 0			3,783	0.2%	補助事業
経営所得安定対策事業	経営所得安定対策推進事業補助金	2 1		(1)	8,512	0.4%	補助事業
農業経営基盤強化促進事業	農業次世代人材投資事業補助金	2 2			3,389	0.2%	補助事業
	農地利用集積促進奨励補助金	2 3		1	21,324	1.0%	補助事業
制度資金事業	農業経営基盤強化資金利子補給金	2 4			4,319	0.2%	補助事業
中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等直接支払交付金	2 5			12,862	0.6%	補助事業
農作物養蚕対策費					107,602	4.9%	
一般経費	特別栽培農産物認証システム推進事業	2 6			2,328	0.1%	市単独事業
	農作物等病虫害対策事業	2 7			8,666	0.4%	市単独事業
	農業災害対策事業（降雹（令和元年5月4日）補助金）	2 8			4,182	0.2%	補助事業

	農業災害対策事業（降雹（令和元年5月4日）見舞金）	29			14,160	0.7%	市単独事業
	農業災害対策事業（台風19号（令和元年10月12日）見舞金）	30			90	0.0%	市単独事業
養蚕振興事業	良質繭	31			188	0.0%	市単独事業
	蚕糸業継承対策	32			3,003	0.1%	補助事業
畑作総合振興事業	環境保全型農業推進事業補助金	33			1,819	0.1%	市単独事業
	野菜等地产育成事業補助金	34			12,845	0.6%	補助事業
	産地パワーアップ事業補助金	35			57,810	2.7%	補助事業
農業施設管理事業	農業施設管理事業	36			2,511	0.1%	市単独事業
畜産業費				10	68,567	3.2%	
一般経費	畜産複合環境対策事業補助金	37		2	2,871	0.1%	市単独事業
	家畜防疫事業補助金	38		2	2,643	0.1%	市単独事業
	酪農ヘルパー利用促進事業補助金	39		1	7,872	0.4%	市単独事業
	畜産環境対策事業補助金	40		1	7,890	0.4%	市単独事業
	種畜導入事業補助金	41			25,960	1.2%	市単独事業
	後継牛放牧推進事業補助金	42		1	2,892	0.1%	市単独事業
	畜産自給飼料推進事業補助金	43		2	2,332	0.1%	市単独事業
	アフリカ豚熱等侵入防止柵設置補助金	44		1	16,108	0.7%	市単独事業
農地費				3	487,596	22.4%	
一般経費	群馬用水施設緊急改築事業負担金	45			33,095	1.5%	補助事業

		防災減災事業（農業用施設）吉井地区負担金	4 6			7,625	0.4%	補助事業
		群馬用水土地改良事業負担金	4 7			38,034	1.7%	市単独事業
		長野堰土地改良区維持管理負担金	4 8			39,000	1.8%	市単独事業
		鐮川土地改良区維持管理負担金	4 9			5,301	0.2%	市単独事業
		多面的機能支払交付金事業補助金	5 0			36,268	1.7%	補助事業
		農業集落排水事業	5 1		1	99,162	4.6%	市単独事業
	小規模農村整備事業	小規模農村整備事業	5 2			76,190	3.5%	補助事業
	農業農道水路整備事業	農業用道水路整備事業	5 3		2	100,136	4.6%	市単独事業
	土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良施設維持管理適正化事業	5 4			21,278	1.0%	補助事業
	榛名南麓広域営農団地農道整備事業	榛名南麓広域営農団地農道整備事業	5 5			31,506	1.4%	補助事業
地籍調査費					1	45,106	2.1%	
	地籍調査事業	地籍調査事業	5 6		1	45,106	2.1%	補助事業
林業振興費						209,003	9.6%	
	一般経費	県治山負担金事業	5 7			13,998	0.6%	補助事業
		県林業専用道工事負担金	5 8			6,005	0.3%	補助事業
		森林整備担い手対策事業	5 9			4,249	0.2%	補助事業
		林業作業道総合整備事業	6 0			7,959	0.4%	補助事業
		間伐促進事業	6 1			1,800	0.1%	市単独事業
		特用林産物生産活力アップ事業	6 2			4,992	0.2%	補助事業

	林業・木材産業成長産業化促進対策事業	6 3			25,200	1.2%	補助事業
	ぐんま緑の県民基金事業	6 4			3,308	0.2%	補助事業
有害鳥獣対策事業	有害鳥獣対策事業	6 5			40,428	1.9%	補助事業/ 市単独事業
林道整備費	林道整備事業	6 6			34,612	1.6%	補助事業/ 市単独事業
森林病虫害等防除事業	森林病虫害等防除事業	6 7			4,446	0.2%	補助事業
市有林管理事業	市有林管理事業	6 8			24,673	1.1%	市単独事業
榛名興産公有林事業	榛名興産公有林事業	6 9			9,406	0.4%	市単独事業
森林経営管理事業	森林経営管理事業	7 0			27,927	1.3%	市単独事業
合 計			3(1)	28(7)	2,009,692	92.4%	

3 組織について

農業振興に関する施策を管轄している部署の令和2年度における組織名、人員、分掌事務内容は以下のとおりである。

課・担当名	人数	分掌事務		
農林課	課長 1 名 課長補佐 3 名 係長 3 名			
		農政担当	5 名	1 農業施策の企画及び調整に関する事項
				2 農業経営基盤の強化の促進に関する事項
				3 農業振興地域の整備計画に関する事項
				4 地産多消及び食農教育の推進に関する事項
				5 農業委員会及び農業関係団体との連絡に関する事項
				6 群馬県農業共済組合との連絡に関する事項
		農業担当	3 名	1 農業及び水産業の振興に関する事項
				2 農産物の生産及び流通に関する事項
		林業担当	3 名	1 林業の振興に関する事項
				2 病虫害の防除及び鳥獣保護に関する事項
				3 有害鳥獣対策に関する事項
				4 市有林の管理に関する事項
		畜産担当	2 名	1 家畜、家きんの保健衛生及び伝染病に関する事項
				2 種畜の導入に関する事項

課・担当名	人数	分掌事務	
田園整備課	課長 1 名 課長補佐 1 名 係長 2 名		
	土地改良担当	4 名	1 土地改良事業の調査、計画及び施行に関する事項
			2 農業集落排水事業に関する事項
	工務担当	3 名	1 土地改良区等が行う土地改良事業に対する指導及び助成に関する事項
			2 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関する事項
	国土調査担当	5 名	1 国土調査の地籍調査に関する事項
			2 国土調査に係る成果の認証事務及び登記事務に関する事項
農業委員会事務局	局長 1 名 係長 3 名		
	管理担当	2 名	1 総会その他の会議に関する事項
			2 公印の保管に関する事項
			3 文書の收受、発送及び保管に関する事項
			4 条例、規則等の制定、改廃に関する事項
			5 人事及び服務に関する事項
			6 予算経理及びその他の庶務に関する事項
			7 国有農地に関する事項
			8 関係機関及び団体との連携調整に関する事項
	農地調整担当	6 名	1 農業委員会等に関する法律に規定する事務に関する事項（農地法及び農業経営基盤強化促進法など）
農業振興担当	3 名	1 農業の振興に関する事項	
		2 農業者年金に関する事項	
		3 農作物公害対策に関する事項	

課・担当名	人数	分掌事務	
倉渕支所農林建設課	課長 1 名 課長補佐 1 名		
	農林担当	5 名	
			1 農業、林業及び畜産業の振興に関する事項 2 農業委員会との連絡に関する事項
箕郷支所産業課	課長 1 名 課長補佐 1 名		
	農林担当	5 名	
			1 農業、林業及び畜産業の振興に関する事項 2 農業委員会との連絡に関する事項
			3 鳴沢湖活性化推進事業に関する事項
群馬支所産業課	課長 1 名 課長補佐 1 名		
	農政担当	2 名	
			1 農業及び畜産業の振興に関する事項 2 農業委員会との連絡に関する事項
新町支所地域振興課	課長 1 名 課長補佐 1 名		
	地域振興担当	1 名	
			1 農業及び畜産業の振興に関する事項 2 農業委員会との連絡に関する事項
榛名支所産業観光課	課長 1 名 係長 1 名		
	農林担当	4 名	
			1 農業、林業及び畜産業の振興に関する事項 2 農業委員会との連絡に関する事項
吉井支所産業課	課長 1 名 課長補佐 2 名		
	農林担当	2 名	
			1 農業、林業及び畜産業の振興に関する事項 2 農業委員会との連絡に関する事項

第3章 外部監査の結果

1. 総論

(1) 高崎市の農林水産業の規模について

以下の表は群馬県内の農林水産業費に対する農業産出額の比率である。

① 農業産出額に対する農業関係費の割合について

ア 平成30年市町村別農業産出額（平成30年市町村別農業産出額（推計）より）

（単位：千万円）

県内順位 /35市町村	市町村	農業産出額 合計 (A)	耕種 (B)	畜産 (C)	加工 農産物	全国順位
1位	前橋市	3,757	1,336	2,422	0	15位
2位	太田市	1,963	1,225	738	-	81位
3位	昭和村	1,863	1,486	377	-	87位
4位	桐生市	1,861	245	1,616	0	88位
5位	伊勢崎市	1,850	1,397	453	-	90位
6位	嬭恋村	1,799	1,703	96	-	98位
7位	渋川市	1,729	495	1,234	0	103位
8位	高崎市	1,679	834	845	-	111位
9位	沼田市	1,125	972	152	-	223位
10位	東吾妻町	882	231	650	-	311位

（資料：生産農業所得統計（農林水産省））

イ 農業関係歳出及び農業産出額に対する倍率（平成30年）

（単位：千万円）

市町村	農林水産業費 (a)				普通会計歳出 (f)	農林水産業費 倍率 (A/a)	耕種 (B/(b+d))	畜産 (C/c)	普通会計歳出に対する農林水産業費の占める割合 (a)/(f)	
	農業費 (b)	畜産業費 (c)	農地費 (d)	林業費 (e)						
前橋市	256	48	6.57	186	16	13,449	15	6	369	1.9%
太田市	93	38	0.59	47	8	7,557	21	14	1,250	1.2%
昭和村	64	12	0.04	49	3	398	29	24	9,425	16.1%
桐生市	69	19	0.53	26	23	4,257	27	5	3,049	1.6%
伊勢崎市	130	41	3.06	85	1	7,582	14	11	148	1.7%

嬭恋村	82	13	0.02	64	5	759	22	22	4,800	10.8%
渋川市	177	23	40.92	100	12	3,498	10	4	30	5.1%
高崎市	258	162	8.36	67	20	16,181	7	4	101	1.6%
沼田市	84	41	0.45	35	8	2,642	13	13	337	3.2%
東吾妻町	49	22	11	9	7	901	18	7	59	5.4%

当該比率は、農業関係歳出がどれだけの農業産出額に寄与しているかという効率、効果を示すものであるが、高崎市は相対的に低い水準にある。畜産は千倍を超え1万倍に近い市町村があるため、特に低い水準になっている。

また、普通会計歳出に対する農林水産業費の割合は、市町村における農業の立ち位置を投影したものであるが、高崎市の普通会計歳出に対する農林水産業費の占める割合は1.6%であり、群馬県全体の平均値は2.8%であることから比較的低い水準であり、本市では、他産業に比べ農林水産業の割合が低いものであることが分かる。

②就業者の割合について（平成27年）

労働人口（15歳以上労働力人口）に対する農林水産業の就業者の割合は以下のとおりである。

市町村	労働力人口 (15歳以上労働 力人口) (①)	農林水産業 就業者 (②)			農林水産業 就業割合 (②/①)	
		農業	林業	漁業		
前橋市	168,684	6,767	6,544	205	18	4.0%
太田市	110,251	3,930	3,911	11	8	3.6%
昭和村	4,342	1,936	1,925	11	-	44.6%
桐生市	58,039	1,321	1,258	63	-	2.3%
伊勢崎市	106,754	3,951	3,933	12	6	3.7%
嬭恋村	5,801	1,880	1,860	14	6	32.4%
渋川市	39,965	2,475	2,403	68	4	6.2%
高崎市	186,069	5,025	4,890	119	16	2.7%
沼田市	25,532	2,951	2,810	136	5	11.6%
東吾妻町	7,470	1,139	1,090	37	12	15.2%

高崎市は15歳以上労働力人口は県内1位、農林水産業の就業者は県内で2位の水準である。農林水産業への就業割合は2.7%と農業産出額が上位の市町村の中では低い水準にあり、都市型農業といえる。群馬県全体の農林水産業への就業割合は2.0%であり、高崎市は平均に近い状況にある。

(2) 農産物の生産量及び食糧自給率について

①高崎市の主な農産物の生産量(推計)(令和元年度、平成30年度)

農産物	年	生産量(t)	算出方法
米	令和元年	6,417	※1
小麦	令和元年	2,758	※1
だいこん	平成30年	1,500	※2
にんじん	平成30年	0	※2
さといも(やまのいも)	平成30年	493	※2
はくさい	平成30年	2,192	※2
キャベツ	平成30年	1,867	※2
ほうれんそう	平成30年	684	※2
ブロッコリー	平成30年	333	※2
レタス	平成30年	653	※2
きゅうり	平成30年	2,731	※2
なす	平成30年	980	※2
トマト	平成30年	1,118	※2
その他	平成30年	1,994	※2
生乳	令和元年	12,590	※3
牛	令和元年	493	※4
豚	令和元年	6,669	※4
鶏卵	令和元年	18,305	※5
ブロイラー	令和元年	6,398	※6
りんご	平成30年	179	※1
ぶどう	平成30年	27	※1
なし	平成30年	3,581	※1
もも	平成30年	415	※1
すもも	平成30年	462	※1
かき	平成30年	161	※1
くり	平成30年	101	※1
うめ	平成30年	5,944	※1
きのこ類	平成30年	1,393	※1
合計		80,439	

(算出方法について)

※1	高崎市調査より
※2	平成30年度作物統計調査を2015年農林センサス作付面積ベースにて按分
※3	牛乳乳製品統計調査・確報・令和元年牛乳乳製品統計・生乳生産量を令和元年・畜産統計調査・群馬県乳牛養育頭数で按分し、令和2年高崎市養育頭数に乗じて算出
※4	令和元年関東農林水産統計年報・都道府県別・枝肉生産量を令和元年・畜産統計調査・群馬県肥育頭数で按分し、令和2年高崎市飼育頭数に乗じて算出
※5	令和元年畜産物流通統計 鶏卵の月別生産量(都道府県別)より令和元年・畜産統計調査・群馬県採卵鶏・養育羽数で按分し、令和2年高崎市養育羽数に乗じて算出
※6	令和元年食鳥流通統計調査の処理重量を処理羽数で按分し、令和2年年間出荷予定羽数に乗じて算定

上記のデータを農林水産省の「地域自給率算定シート」に投入した結果が以下のものである。

(農林水産省ホームページ(以下、HP。)より抜粋)

「地域食糧自給率計算シート」とは、食糧自給率を身近なものとして捉えて頂くため、地域の人口と主要な農産物等の生産量を入力することにより、その地域のカロリーベース食糧自給率及び生産額ベース食糧自給率を簡易的に計算できる EXCEL 用のファイルです。

計算の前提には、平成30年度(概算値)の値を使用しています。人口は平成30年10月1日現在とし、人単位で入力してください。

人口に関する10月1日に最も近い時点のデータとして平成30年9月30日の高崎市の人口374,268人を投入している。

高崎市のカロリーベース食糧自給率(平成30年度～令和元年度試算値)
 $= 1 \text{人} 1 \text{日} \text{当} \text{り} \text{高} \text{崎} \text{市} \text{産} \text{供} \text{給} \text{熱} \text{量} / 1 \text{人} 1 \text{日} \text{当} \text{り} \text{総} \text{供} \text{給} \text{熱} \text{量}$
 $= 297 \text{kcal} / 2,443 \text{kcal} = 12\%$

高崎市の生産額ベース食糧自給率(平成30年度～令和元年度試算値)
 $= \text{高} \text{崎} \text{市} \text{産} \text{の} \text{食} \text{糧} \text{の} \text{国} \text{内} \text{生} \text{産} \text{額} / \text{高} \text{崎} \text{市} \text{の} \text{食} \text{糧} \text{の} \text{国} \text{内} \text{消} \text{費} \text{仕} \text{向} \text{額}$
 $= 18,232 \text{百} \text{万} \text{円} / 47,984 \text{百} \text{万} \text{円} = 38\%$

②高崎市の主な農作物の生産量（平成18年度）

品目	年間生産量（t）
米	9,752
小麦	4,795
野菜・いも・豆・きのこ	17,729
肉	4,721
牛乳	31,888
果物（梅を除く）	4,932
梅	6,334
合計	80,151

（資料：高崎市第5次総合計画 農業計画）

平成18年度の農業産出額を平成30年度の地域食糧自給率算定シートにより算定したものが以下である。平成18年度当時の人口は375,000人を投入している。

高崎市のカロリーベース食糧自給率（平成18年度試算値）

=1人1日当たり高崎市産供給熱量/1人1日当たり総供給熱量

=434kcal/2,443kcal=18%

高崎市の生産額ベース食糧自給率（平成18年度試算値）

=高崎市産の食糧の国内生産額/高崎市の食糧の国内消費仕向額

=18,590百万円/48,078百万円=39%

③令和元年度の日本全国の食糧自給率

カロリーベース総合食糧自給率（令和元年度）

=1人1日当たり国産供給熱量/1人1日当たり供給熱量

=918kcal/2,426kcal=38%

生産額ベース総合食糧自給率（令和元年度）

=食糧の国内生産額/食糧の国内消費仕向額

=10.3兆円/15.8兆円=65%

平成30年度と令和元年度と比較の時点は異なるものの、カロリーベース及び生産額ベースの日本全国平均の食糧自給率を大幅に下回っている。

また、「平成30年度都道府県別食糧自給率」における群馬県の食糧自給率はカロリーベースで33%（全国30位）、生産額ベースでは93%（全国23位）となっている。

(3) 荒廃農地について

①高崎市の荒廃農地の推移

(単位：ha)

年	合計	A分類 ^(注4)	B分類 ^(注5)
平成29年	550	259	291
平成30年	578	230	348
令和元年	602	206	396

(資料：高崎市農業委員会事務局「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」より)

注4 A分類：再生利用可能な農地のこと。

注5 B分類：再生利用が困難と見込まれる荒廃農地のこと。

荒廃農地については、「現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」とされ、農業委員会による荒廃農地の所在地及び荒廃状況を確認する現地調査の結果である。

一方、「耕作放棄地」とは、5年に一度調査が行われる「農林業センサス」で定義されている用語で、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地」であり、農家等の耕作意志の調査結果である。

荒廃農地は平成29年と令和元年の3年間を比較すると合計で9.5%増加、A分類は20.5%減少、B分類は36.1%増加している。A分類の減少は、その殆どがB分類へと移行したものである。

②農用地域別荒廃農地の一覧

(単位：ha)

	A分類	B分類	合計
農業振興地域内農用地区域内農地 (青地 ^(注6))	144.7	220.8	364.9
農業振興地域内農用地区域外農地 (白地 ^(注7))	66.6	185.9	252.5
高崎市内の農業振興区域外の農地 (青+白以外)	1.1	2.7	3.8
合計	211.8	409.5	621.3

(資料：令和2年10月29日農地台帳より)

注6 青地：農業振興地域内農用地区域内農地のこと。

注7 白地：農業振興地域内農用地区域外農地のこと。

A分類、B分類ともに青地の方が面積は広く、合計面積では青地内が全体の58.7%となっている。

③ 荒廃農地における中山間地域の面積及び全体に占める割合

(単位：ha)

	A分類	B分類	合計
荒廃農地全体	211.8	409.5	621.3
中山間地域(特認基準含む) ^(注8)	106.8	275.1	382.0
全体に対する比率	50.4%	67.1%	61.4%

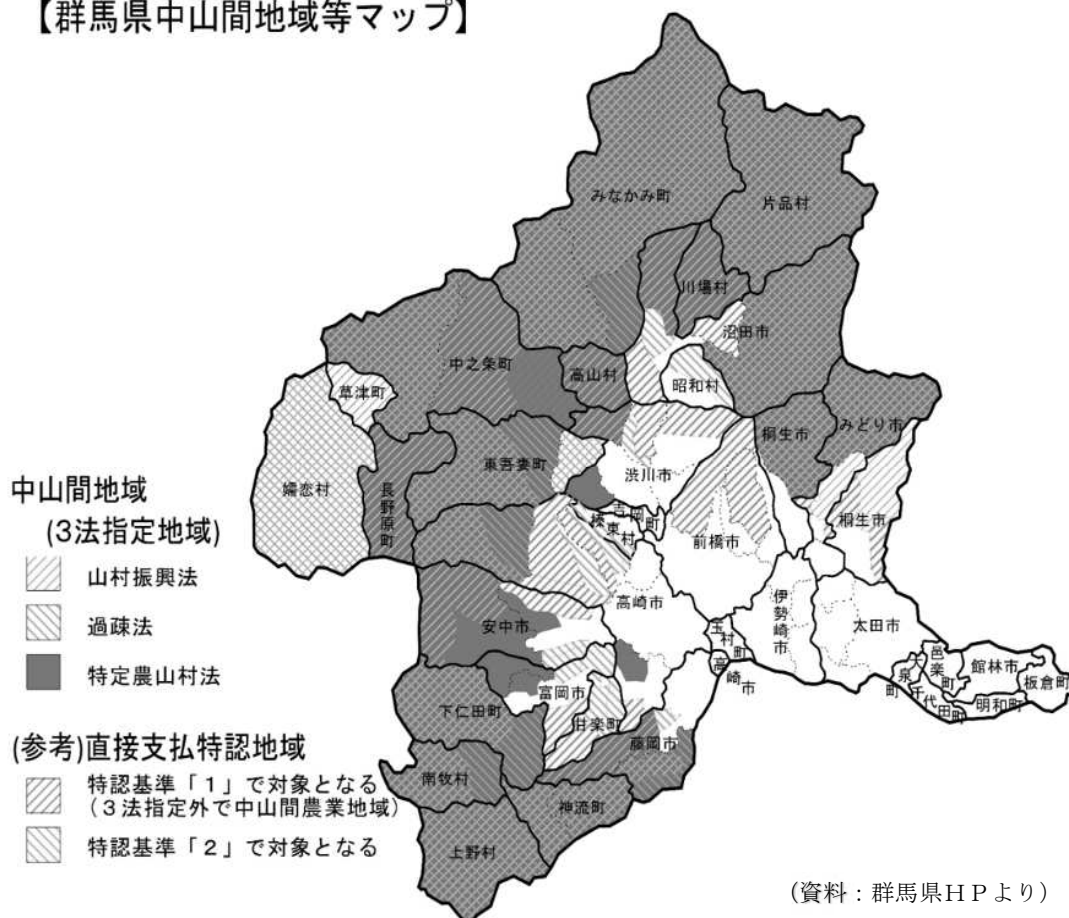
注8 中山間地域(特認基準含む)：山村振興法、過疎法、特定農山村法(3法指定地域)及び直接支払制度の特認基準「1」「2」に該当する地域。

特認基準は、自然的、経済的、社会的条件の不利な地域として知事が指定するもの。

A分類では1/2が中山間地域であり、B分類では2/3が中山間地域となっている。

A分類においては都市近郊の非農家の所有する農地が増加していることを意味し、B分類においては中山間地域では担い手がないために遊休化し荒廃していく農地が増加していることを意味しているものと考えられる。

【群馬県中山間地域等マップ】



(高崎市 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」 より一部抜粋)

①特定農山村法の指定地域

吉井地域内の旧岩平村

②過疎法の指定地域

倉渕全域

③群馬県中山間地域等直接支払交付金特認基準により知事が指定する自然的、経済的、社会的条件が不利な地域

箕郷地域内の旧箕輪町及び旧車郷村（特認基準1）、旧相馬村（特認基準2）

榛名地域内の旧室田町及び旧里見村（特認基準1）、旧久留馬村（特認基準2）

吉井地域内の旧多胡村（特認基準1）

高崎市は合併前の旧高崎市、群馬町、新町及び吉井町の一部以外の広範囲が中山間地域となっている。

④農林水産省の「荒廃農地の現状と対策について」（令和2年4月）より荒廃農地の発生防止と解消の取組として、以下の取り組みが推奨されている。

当該取り組みに対する高崎市の事業規模は以下のとおりである。

(単位：千円)

	取り組み	高崎市の該当事業	令和元年度 決算	全体割合
①	地域・集落の共同活動	中山間地域等直接支払交付金	12,862	3.9%
②	鳥獣害対策	有害鳥獣対策事業	49,371	15.2%
③	農地中間管理機構	農用地利用組合補助金	400	
		機構集積補助金	86	
		計	486	
④	基盤整備	小規模農村整備事業	59,301	
		農業用道水路整備事業	51,467	
		計	110,768	
⑤	新規就農者	農業次世代人材投資事業補助金	21,324	6.5%
⑥	企業参入	-	-	-
⑦	6次産業化	農業者新規創造活動事業	130,844	40.2%
⑧	農福連携	-	-	-
合計			325,655	100%

上記の決算を見ると6次産業化、基盤整備、鳥獣害対策には比較的多額の事業が存在しているが、農地中間管理機構に関する事業は僅少であり、企業参入、農福連携事業についてはまだ取り組みがされていない。

企業参入については県内の他の市町村においても事例はあるため、事業化を検討されたい。

また、農福連携とは、『障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。』（厚生労働省HPより）

当該農福連携については、高崎市を管轄する西部農業事務所が県社会就労センター協議会（前橋市）と連携して積極的に取り組んでいる。

これらまだ取り組まれていない事項も含めて総合的な取り組みが耕作放棄地の増加の抑止につながるものと考えられる。

(4) 担い手への集積率について

①人・農地プランの作成状況及び農地中間管理機構の利用状況について

(単位：ha)

市町村名	耕地面積 (平成30年 農林水産統計 の耕地面積)	実質的な人・ 農地プランの 作成状況	担い手への農地 集積の状況		農地中間管理機構の利用状況 (権利が発生している面積)			耕作放棄地の状況		
		平成31年 3月末時点	平成31年 3月末時点	平成26年度から平成30年度まで の累計			平成30年12月末時点			
		作成済地域数	担い手への 集積面積	耕地面積に 占める機構 の借受面積 (累計)の割 合	機構の 借入面積	機構の 転貸面積	荒廃農地	管内農地に 占める割合 (%)	過去1年間に再生 利用された面積 (機構を活用して いないものを合 む)	
集積率 (%)										
前橋市	8,470	12	2,870	33.9%	14.8%	1,251.6	1,250.4	229	2.7%	261
太田市	6,130	12	3,389	55.3%	1.2%	73.0	73.1	87	1.4%	25
昭和村	2,360	1	1,847	78.3%	1.2%	27.3	26.8	19	0.8%	0
桐生市	1,480	1	270	18.2%	1.3%	18.5	18.5	315	21.3%	2
伊勢崎市	4,520	4	2,074	45.9%	3.5%	157.9	158.1	32	0.7%	5
嬭恋村	4,020	1	3,130	77.9%	2.1%	83.2	84.8	321	8.0%	48
渋川市	3,930	4	1,054	26.8%	1.7%	66.8	66.8	171	4.4%	14
高崎市	6,160	29	1,349	21.9%	0.3%	16.9	17.5	581	9.4%	65
沼田市	3,200	1	684	21.4%	0.3%	9.4	8.1	884	27.6%	12
東吾妻町	1,880	1	333	17.7%	0.0%	0.4	0.4	794	42.2%	0

(資料：群馬県 HP農地中間管理事業)

農地中間管理事業は、担い手への農地集積と集約化を推進し、農地の有効利用や農業経営の効率化を図るため、農地の中間的受け皿となるために創設された。

群馬県農業公社は、この事業を行う農地中間管理機構として、群馬県知事から平成26年4月23日に指定を受けている。

農地の出し手と受け手の間に、営利を目的としない公的機関が仲介するため、安心して農地の貸し借りができることを目的としたものである。

『人・農地プランとは、農業者が話合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもので、平成24年に開始され、平成30年度末現在、1,583市町村において、15,444の区域で作成されていますが、この中には、地域の話合いに基づくものとは言い難いものもありました。このため、人・農地プランを真に地域の話合いに基づくものにする観点から、アンケートの実施、アンケート調査や話合いを通じて地図による現況把握を行った上で、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成することにより、人・農地プランの実質化を図りましょう。』（農林水産省HP）

「担い手」とは、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農である。認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のことである。認定農業者になることで、金融措置や税制措置などの支援措置を受けることができる。農業産出額が群馬県内において上位10位の市町村によるものであるが、担い手への集積率、中間管理機構の利用状況は正比例の関係にあり、耕作放棄地は反比例の関係にあることが分かる。高崎市は実質的な人・農地プランの作成状況は顕著に高い水準にあるが、担い手への農地集積の状況や耕作放棄地の状況については、農業産出額の順位に比例した水準であり、まだまだ改善の余地があると言える。

農地中間管理機構の利用が進まない背景をヒアリングしたところ、農地中間管理機構への貸付期間は原則として10年以上と長期であるうえ、期間の途中で解約にも制約があることからであるが、中間管理事業だけではなく、経営基盤強化促進法による利用権設定や農地法3条による貸借などを適宜活用することにより担い手への集積を推進しているとのことである。

また、人・農地プランについても実質化に向け、令和2年度にアンケート調査を実施し、地域の農業経営の状況を地図化することにより、今後の農地の集積・集約を推進しているとのことである。

②農地中間管理事業について

高崎市には農地中間管理事業が始まる前より農地情報バンク制度が存在している。
農地情報バンクの申請状況については、以下のとおりである。

地区	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	件数	筆数	面積(m ²)	件数	筆数	面積(m ²)	件数	筆数	面積(m ²)
高崎	16	43	50,444	21	66	53,425	9	28	33,746
倉渕	1	1	591	0	0	0	0	0	0
箕郷	3	8	8,528	5	22	21,248	4	6	13,726
群馬	6	19	27,801	5	17	12,214	13	26	26,946
榛名	8	44	43,094	1	1	912	4	9	15,036
吉井	2	2	2,859	12	24	16,849	7	22	15,045
合計	36	117	133,317	44	130	104,648	37	91	104,499

貸付期間は1年～3年程度となっており、農地情報バンクへ農地所有者（貸手）による登録の申請を受けると農業委員会により、地域で農地の借手を探し、貸手へ紹介を行うものである。

紹介後、貸手と借手で直接交渉を行っていただき、結果の報告を依頼しているが、契約の成否や契約条件についての報告がされることが少なく、市は把握しきれていないとのことである。

(5) 農業振興計画について

高崎市農業振興計画について、策定当時の内容は以下のとおりである。

『高崎市は平成18年に倉渕村、箕郷町、群馬町、新町及び榛名町、平成21年には吉井町と合併しました。この合併により、面積459.41k㎡、人口約37万人を擁する県内一の都市となり、農業においても地域性のある各種野菜栽培をはじめ、平野部の米麦から山間部の果樹・きのこ・畜産など多様な農業生産が行なわれる都市となりました。』

高崎市農業振興計画は、このような背景を踏まえ、各地域の連携による一体的な本市の農業振興を図るために策定する行政計画であり、農業者、農業団体、市民、市民団体、行政など、関係する主体が相互に協力し合い、実現するものです。

高崎市農業振興計画は、高崎市第5次総合計画の課題別計画として位置づけ、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（農業経営基盤強化促進基本構想）」等の農業関連計画との調整、整合を図るものとします。また、農業振興計画の基本構想は、本市の農業の将来方向に関する基本的な考えを示すとともに、基本計画は実現に向けた施策の体系を明らかにします。』

当該計画は平成21年3月に策定され、平成22年5月に改訂版を策定している。改

訂版は平成19年を基準値に、平成24年に目標値が設定されているものである。計画の成果測定についてヒアリングしたところ、当該計画は平成23年3月に発生した東日本大震災の影響により中止をされており、成果測定は行われていないとのことであった。

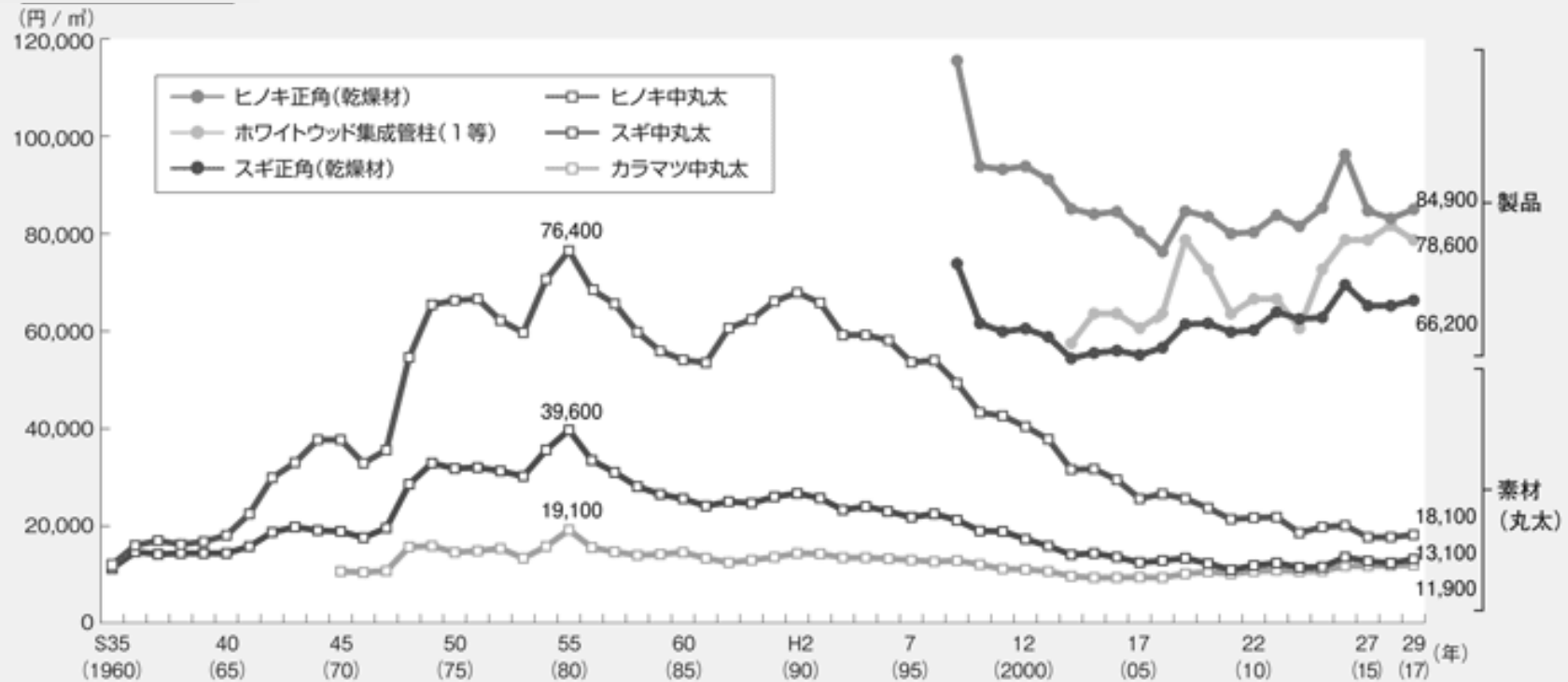
代わりとなる農業振興計画は策定されていないが、高崎市第6次総合計画において、農林業の振興に対する基本的な考え方や方向性を示すとともに、高崎農業振興地域整備計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、高崎市森林整備計画書などの分野別の計画書に基づき農業振興政策を展開しているとのことである。

(6) 林業について

日本の森林は国土の約2/3を占め、世界でも有数の森林国であるが、昭和35年に木材の輸入を自由化して以降、当時86.7%だった日本の木材自給率は一貫して減少を続け、平成11年には19.2%にまで減少している。これは、環境コストなどを無視した安い外材に国内の林業が太刀打ちできなくなったためである。この間に、国内の木材生産量は約1/3、林業就業者数は約1/6に減少している。木材販売価格については、次のグラフのとおり、昭和55年をピークに現在は1/3程度となっている。今後、人口減少と相まって木材需要も減少することが予想されている。

(林野庁HPより)

我が国の木材価格の推移



注1：スギ中丸太(径14～22cm、長さ3.65～4.0m)、ヒノキ中丸太(径14～22cm、長さ3.65～4.0m)、カラマツ中丸太(径14～28cm、長さ3.65～4.0m)のそれぞれ1㎡当たりの価格。

注2：「スギ正角(乾燥材)」「ヒノキ正角(乾燥材)」「ホワイトウッド集成管柱(1等)」(厚さ・幅10.5cm、長さ3.0m)はそれぞれ1㎡当たりの価格。「ホワイトウッド集成管柱(1等)」は、1本を0.033075㎡に換算して算出した。

注3：平成25(2013)年の調査対象等の見直しにより、平成25(2013)年以降の「スギ正角(乾燥材)」「スギ中丸太」のデータは、平成24(2012)年までのデータと必ずしも連続していない。

資料：農林水産省「木材需給報告書」、「木材価格」

高崎市においても、戦後に拡大する木材需要を満たすために、スギやヒノキなどの針葉樹の大規模な植林が行われ、現在は、森林面積の 55.1%が人工林で占められている。人工林は、下草刈り、除伐、間伐、枝打ちなどの手入れが必要であるが、国産材の需要が低迷し、間伐等の手入れが行き届かないために、成長していない細い樹木が密なままで放置され、森林内に日光が入らないために下草が生えず、表土が流出した状態となってしまう。こうした状況は、木材資源の有効利用ができないばかりでなく、大雨による土砂崩れなどの風水害、病害虫に弱い山林を生み出す要因となっている。

人工林は、造林・保育の段階から時を経て、本格的な利用が可能な段階に入り、戦後造成されてきた人工林は約 1,000 万 ha に及び、その半数以上が 10 齢級^(注9)以上の主伐^(注10)期を迎えており、森林資源を循環利用することが全国的な課題となっている。

注9 齢級（れいきゅう）：森林の年齢（林齢）5年を一区切りにし、林齢1～5年を「1 齢級」、6～10年を2 齢級としている。

注10 主伐：木材として利用できる時期にきた木を伐採・収穫することをいう。

①人工林の齢級別保有量について

(単位：m³)

人工林保有量 県内順位	市町村	総数 (A)	10 齢級未満	10 齢級以上 (B)	主伐期割合 (B) / (A)
1 位	高崎市	4,531,185	578,640	3,952,545	87.2%
2 位	桐生市	4,265,003	533,840	3,731,163	87.5%
3 位	藤岡市	3,902,167	384,876	3,517,291	90.1%
4 位	下仁田町	3,861,448	446,165	3,415,283	88.4%
5 位	みどり市	3,463,017	607,842	2,855,175	82.4%
6 位	渋川市	3,231,505	400,973	2,830,532	87.6%
7 位	東吾妻町	2,968,681	208,587	2,760,094	93.0%
8 位	安中市	2,791,331	309,651	2,481,231	88.9%
9 位	神流町	2,332,728	455,825	1,876,903	80.5%
10 位	南牧村	2,300,568	389,388	1,911,180	83.1%

(資料：群馬県統計情報より)

高崎市の人工林の保有量は県内 1 位であり、10 齢級以上の主伐採期にある人工林の割合は 87.2%と殆どが主伐採期にあることがわかる。種類としては針葉樹のスギが大半を占めている。

スギ林の弊害は、代表的なものとしてはスギ花粉症があげられる。日本人の 3 割が罹患しているとされているが、スギが本格的に花粉を生産するのは、早くて 25 年、通常は

30年程度（6 年齢に相当）とされている。スギ花粉症対策として、林野庁では平成3年に少花粉スギの開発に着手し、現在までに、少花粉スギ、無花粉スギも開発されている。また、花粉症対策として下記の取り組みを進めている。

- （ア）花粉を大量に飛散させるスギ人工林の伐採・利用と植替えの促進
- （イ）花粉症対策に資する苗木の供給拡大
- （ウ）花粉飛散抑制技術の開発

「植える→育てる→使う→植える」というサイクル（森林資源の循環利用）を推進することで、適切な森林整備が確保されるとともに、将来にわたる木材の利用が可能となるのである。また、主伐採期にある人工林の代伐及び植替えはスギ花粉症の抑制対策の効果も期待できる。

②森林・林業に関する行政計画について

近年、気候変動等の環境問題等の変化への対応として、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）への関心が高まりを見せている。

既に民間企業においては、自然環境や社会的課題などに取り組む姿勢が投資家や市場の評価に影響し、ひいては株価に重要な影響を与えることから、SDGs に重点をおいて長期的な経営に取り組む流れが一般的となっている。

以下は、SDGs と森林の関係について、林野庁のHPより抜粋したものである。

『近年は、2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（2030アジェンダ）に含まれるもので、持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成されており、前身のミレニアム開発目標（MDGs）とは異なり、途上国だけでなく先進国を含む全ての国が対象となっており、また、政府や国際機関だけでなく、市民社会、民間セクターなど全ての人々の参画を重要視している。

気候変動問題等が経済にも負の影響を及ぼすという危機感等により、ESG（環境、社会、ガバナンス）投資が増加するなど、SDGs への関心の広がりを示す様々な動きが存在している。

森林・林業・木材産業とSDGs との関係については、2017年4月に国連総会で採択された「国連森林戦略計画2017-2030」において、様々な主体による協力や活動の強化等による森林分野のSDGs を含む2030アジェンダ等への貢献を提示している。

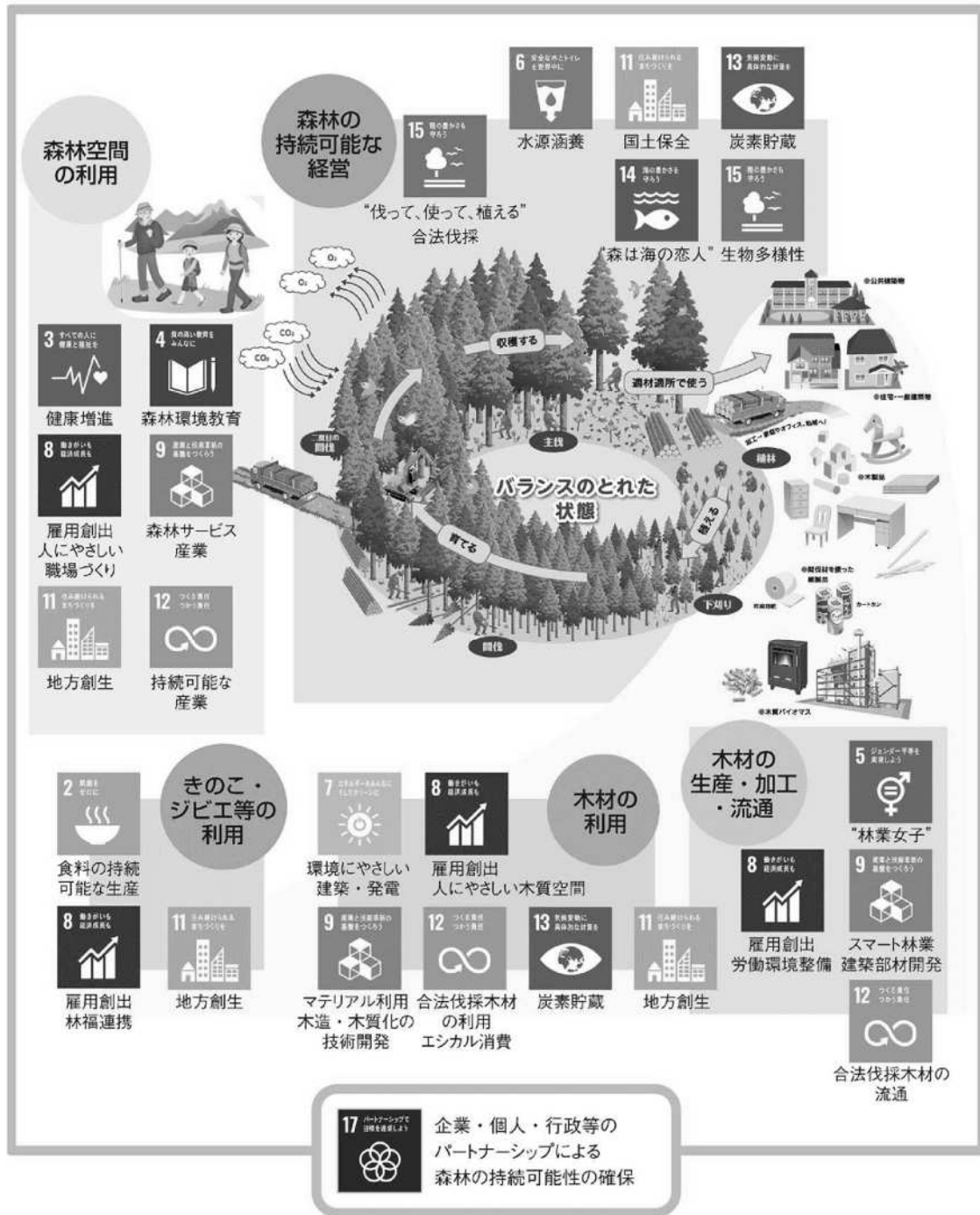
我が国の森林においては、蓄積量が年々増加し、森林を広く活用できる状況にあり、山村地域において進行する過疎化への対応や生活の質の向上を求める声の高まりの中で、様々な角度からSDGs に貢献できる可能性が期待されている。』

以下は森林の循環利用とSDGsの関係のイメージ図である。



我が国の森林の循環利用とSDGsとの関係

林野庁 HP より



注1：アイコンの下の文言は、我が国の森林の循環利用との関わりにおいて期待される主な効果等を記載したものであり、各ゴールの解説ではない。
 注2：このほか、ゴール1は森林に依存する人々の極度の貧困の撲滅、ゴール10は森林を利用する権利の保障、ゴール16は持続可能な森林経営を実施するためのガバナンスの枠組みの促進等に関連する。
 注3：これからの様々な取組により、ここに記載していない効果も含め、更にSDGsへの寄与が広がることが期待される。

以下は「群馬森林・林業基本計画（素案）」より抜粋

『県では、2019年10月に「ぐんま SDGs イニシアティブ」としてその理念の具体化に取り組むための決意宣言を行い、誰もが居場所と役割を持ち活躍できる、持続可能な地域社会の実現を目指し、多様な主体との連携協力により県全体で持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいくこととしています。』

本県の県政全体の羅針盤である「新・群馬県総合計画」が策定されました。2021年度を始期とし、20年後のビジョンを見据えて策定された「新・群馬県総合計画」は、群馬の現状に対する強い危機感を背景に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって大きく変化した社会、ニューノーマルへ適応した上で、「群馬の土壌と融合したデジタル化（価値を生む力）」と「100年続く自立した群馬（SDGs）」の達成を2つの軸とし、2040年までにニューノーマル下の「魅力向上で世界のフロントランナー」となり、すべての県民が、誰一人取り残されることなく幸福を実感できる、持続可能な自立分散型社会の実現を目指すとしています。本計画は、「新・群馬県総合計画」を森林・林業分野から推進するものであり、施策や各種取組を進めるに当たっては、目的・方向性を整合させています。』

高崎市は10年ごとに市の森林整備の計画である「高崎市森林整備計画」を策定していて、現在の計画期間は令和2年度～令和11年度となっている。

③高崎市産の木材の利用状況について

平成22年に施行された「公共建築物木材利用促進法」により、低層公共建築物は原則、木造化、木質化することが義務づけられている。

高崎市も木材利用方針を策定し、市産材の利用を進めている。

過去5年間における高崎市産材の公共建設事業への利用状況は以下のとおりである。

年度	施設名	場 所	市産材使用量 (m ³)
平成27	上原ふるさと住宅（第3期）	倉渕町三ノ倉 2248-1	21.8
	第3区地区集会所	箕郷町西明屋 318	8.2
	市道ト204号線道路改築	山名町(金井沢碑)	1.8
	3件		31.8
平成28	高崎市立並榎中学校屋内運動場改築	並榎町 60	1.3
	1件		1.3
平成29	くらぶら英語村	倉渕町川浦 1414-1	288.9
	東区地区集会所	箕郷町生原 465-4	7.7
	八幡橋	新保田中町	11.4
	3件		308.1

平成30	箕輪小学校	箕郷町西明屋 196-1	644.4
	久留馬公民館	高浜町 2395	53.2
	高浜長寿センター	高浜町 351	23.1
	みさと芝桜公園トイレ	箕郷町松之沢 15-2	36.2
	箕郷第五保育園	箕郷町下芝 66-1	215.6
	くらぶちこども天文台	倉渕町水沼 2930	1.7
	6件		974.4
令和元	八幡公民館	八幡町 422-11	1.8
	生原中区地区集会所	箕郷町生原 1331-5	25.6
	榛名方面第三分団詰所	中室田町 1545-12 の一部	15.4
	佐野橋	上佐野町・佐野窪町	5.7
	中乗橋	中豊岡町	4.3
	箕輪城跡木橋	箕郷町東明屋	6.3
	6件		59.4
計		19件	1,375.1

市材の利用量の多寡はあるものの、毎年度公共建設工事に市材の利用が図られている。倉渕地域、箕郷地域の公共施設建設工事が件数、市材の利用料ともに多い傾向にある。今後は森林資源の積極活用のために、法律により木造化を義務付けられている建築物以外の建築物においても、市産材の利用が増加していくことが望まれる。

④森林経営管理制度について

我が国の豊富な森林資源について、循環的に利用すべく、民有林の管理について、平成30年5月25日に森林経営管理法が可決、成立し、平成31年4月1日に施行され、「森林経営管理制度」がスタートしている。

森林経営管理制度について（以下 林野庁HPより抜粋）

「国内の森林は、戦後や高度経済成長期に植栽されたスギやヒノキなどの人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えようとしています。利用可能な森林が増える中、国内で生産される木材も増加し、木材自給率も上昇を続け、平成29年には過去30年間で最高水準となる36.2%となるなど、国内の森林資源は、「伐って（きって）、使って、植える」という森林を循環的に利用していく新たな時代に入ったと言えます。

一方、我が国の森林の所有は小規模・分散的で、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により森林所有者の森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われない、伐採した後に植林がされないという事態が発生しています。

83%の市町村が、管内の私有林の手入れが不足していると考えている状況であり、森林の適切な経営管理が行われないと、災害防止や地球温暖化防止など森林の公益的機能の維持増進にも支障が生じることとなります。

加えて、所有者不明や境界不明確等の課題もあり、森林の管理に非常に多くの労力が必要になるといった事態も発生しています。

このような中、適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を、林業経営者に集積・集約するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることとしています。」

高崎市における、森林経営管理制度の取り組みについてのヒアリング結果は以下のとおりである。

「令和元年度は以下のとおり森林所有者に対し、今後の経営について意向調査を実施した。

意向調査対象 220 林班 送付数 42 通 筆数 72 筆 面積 51.97ha

令和元年度の森林経営管理事業費について

森林経営管理事業 内訳	金額 (千円)
森林所有者経営管理意向調査委託料	1,111
林地台帳システム保守委託料	132
森林環境基金積立金	26,683
計	27,927

令和2年度は合計3林班分の意向調査を実施した。また、令和元年度に意向調査した220林班について森林調査を行い、経営林か非経営林かを現地調査を行い選別した。

今後は、経営林については林業事業体に再委託を行い、非経営林については市が森林整備を行い森林の多面的な機能を発揮できるよう取り組む方針である。」

上記の事業に関する個別の監査の結果については事業 No.70 を参照されたい。森林経営管理制度については意向調査及び森林調査が開始されており、今後の進展が注視される場所である。

なお、現時点において、高崎市は県内で最も早く当制度を積極的に運用している。

⑤鳥獣被害防止計画について

高崎市は増加する鳥獣被害に対して令和元年度に鳥獣被害防止計画を策定している。計画によると「野生鳥獣による農作物に対する被害は、住宅地や市街地近郊まで拡大する傾向にあることから、侵入防止柵の設置や農作物残渣の適正処理等の被害防止管理、農地周辺のヤブ刈り払い等による緩衝地帯の設置等の生息地管理の施策を総合的に実施する。対象鳥獣については、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条に基づき設置された鳥獣被害対策実施隊員が捕獲活動に従事する。」とされている。

ア 鳥獣の農作物被害の主な品目及び被害数値（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	水稲、野菜全般、ジャガイモ	3,826千円 185a
イノシシ	水稲、栗、桃、ブルーベリー、飼料用とうもろこし、未成熟とうもろこし、人参、西瓜、南瓜、ジャガイモ、さといも	7,680千円 874a
ハクビシン	えだまめ、梨、もも、ぶどう、飼料用とうもろこし、人参、西瓜、未成熟とうもろこし、ブロッコリー	4,073千円 182a
アライグマ	梨、もも、飼料用とうもろこし、人参、西瓜	915千円 61a
タヌキ	飼料用とうもろこし、人参、西瓜、未成熟とうもろこし	1,503千円 88a
アナグマ	とうもろこし、さつまいもなど	650千円 30a
ニホンジカ	水稲、小麦、大豆、未成熟とうもろこし	430万円 78a
カラス等	水稲、枝豆、すもも、梨、ほうれん草、とうもろこし、ブロッコリー	5,094千円 476a
カワウ	アユ、ワカサギ、ヘラブナ	吉井地区の営巣地付近住宅地の糞害や悪臭。アユ等の川魚の減少に伴う有料入漁者の減少が顕著である。鳴沢湖でも糞害・食害がある。

(資料：高崎市鳥獣被害防止計画)

イ 被害の傾向について（平成30年度）

ニホンザル	倉渚地域では、3群(桑本A群、桑本B群、月並群)が確認されていたが、平成30年度の調査では、桑本B群と月並群に分裂の可能性が見られ、最大で5群の加害群となっている。それに伴い、生息域・被害地域が拡大傾向にある。
イノシシ	市内一円で掘り起こし・食害等の被害が発生しているものの、生息域・被害地域はともに縮小傾向にある。しかし、中山間地域では、農作物の食害や踏み荒らし等、年間を通し被害が発生している。また、昼間の住宅地への出没も目立ち、人身被害の危険も増加している。
ハクビシン	市内全域に生息し、特産物である果樹を中心に農作物への被害を出しているものの、被害は減少傾向にある。農作物への被害のほか、住宅地を中心に家屋侵入・汚染など生活環境被害も増加している。
アライグマ	市内全域に生息し、特産物である果樹を中心に農作物への被害を出しているものの、被害は減少傾向にある。農作物への被害のほか、住宅地を中心に家屋侵入・汚染など生活環境被害も増加している。
タヌキ	市内全域に生息し、特産物である果樹を中心に農作物への被害が増加傾向にある。住宅地を中心に家屋侵入・汚染など生活環境被害も増加している。
アナグマ	市内全域に生息し、主に榛名地域を中心に農作物への被害が出ている。
ニホンジカ	倉渚地域の全域、吉井地域の南部を中心に農作物への被害が出ている。
カラス等	市内全域に生息しており、農作物被害のほか、畜舎での食害・糞害も見られる。
カワウ	吉井町南陽台のゴルフ場と時季によっては箕郷町富岡の鳴沢湖がねぐらとなっている。それらの個体が周辺河川・湖沼等で淡水魚を捕食することから、内水面漁業へ影響が出ている。吉井町南陽台のゴルフ場においては、平成28年度に県が銃器でコロニーの縮小を図った結果、個体数が減少した。

(資料：高崎市鳥獣被害防止計画)

高崎市鳥獣被害防止計画では、上記のような様々な鳥獣被害に対して、短期的な施策としての捕獲だけでなく、長期的な視野に立った施策として緩衝地帯の設置や生息地管理等の野生動物との棲み分けも織り込まれた総合的な計画となっている。また、当該計画は計画終了予定年度の令和4年度に農作物被害の目標値が設定されており、後に計画の成果の測定及び評価が可能となっている。

2. 各論

(1) 個別の事業について

選定した監査対象事業については、事業区分と事業種別で分類した。

事業区分については、国等の制度を含めた補助事業と、市の予算のみで実施する市単独事業の2つである。

事業種別については、補助金・負担金事業、貸付事業、委託事業及びその他の4事業に分類した。その他を除く3事業には、それぞれ監査要点と監査手続を設定し監査を行った。監査要点及び監査手続は以下のとおりである。

なお、その他については事業に合わせて監査要点及び監査手続を設定したため、個々の項目において説明する。

(2) 補助金・負担金事業

①監査要点

- ア 補助対象は適切か、公益上の必要性はあるか。
- イ 補助金の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によっているか。
- ウ 補助金額の算定及び交付時期は適切か。
- エ 補助事業の実績報告は適切か。
- オ 補助交付団体への指導・監督は適切か。
- カ 補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か。

②監査手続

- ア 交付(変更)申請、交付決定及び事業実績報告書の審査等の事務が、関係諸法令等に従い適正に行われているかを検証するため、補助金関係書類を閲覧する。
- イ 支出負担行為書等の資料を閲覧し、支出が適正に行われているか確認する。
- ウ 補助金の支出額の実在性・正確性を確認するため、事業実績報告書の検証や関連する証憑類との突合を行う。
- エ 事業の詳細、事業による効果の検証等を行うため、担当部署に対するヒアリングを実施する。

(3) 貸付事業

①監査要点

- ア 貸付に関する事務は規則に準拠しているか。
- イ 貸付金の回収規程は整備されているか。
- ウ 貸付金の台帳管理は適切か。
- エ 延滞先の状況把握は適切になされているか。
- オ 回収規程に従った事務処理がなされているか。

②監査手続

ア 担当課へのヒアリング及び関連資料の閲覧により、融資（貸付）の事務が適正に行われているかを検証する。

(4) 委託事業

①監査要点

ア 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。

イ 委託理由に合理性があるか。

ウ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。

エ 委託料の算定方法は適正か。

オ 委託契約は適法であり、支払いは正確か。

カ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。

キ 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。

ク 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。

②監査手続

ア 委託先の選定や委託料の算定、契約及び委託料の支払いなどの事務が適正に行われているかを検証するため、関連資料を閲覧する。

イ 事業の詳細、事業による効果の検証等を行うため、担当部署に対するヒアリングを実施する。

ウ 管理事業については、関連資料を閲覧するとともに、関係者への聴取や視察を行う。

No.1 除草委託料

1	事業の名称	除草委託料								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	農業委員会事務局 管理担当								
5	根拠例規	平成21年農地法等の一部改正法附則第8条、国の要綱								
6	事業目的	国有農地の管理のため。								
7	事業の概要	<p>自作農創設特別措置法により小作人に売り渡しをされた農地から漏れたため、国が保有している農地が高崎市内に複数存在している。それらの農地については、県を経由して国から管理を委託されているところ、同農地の病虫害の予防や、周辺の農地・住民の住環境を損なわないように適正に管理するため、定期的に除草作業を実施している。</p> <p>除草作業は、公益社団法人高崎市農業公社とのあいだで委託契約を締結し、実施している。除草する機械を所有しており、かつ、単価も安く、周辺農地・住民の環境を害することなく作業を行うことができるといった理由から、これまで、委託契約は随意契約で行われている。</p>								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位(千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>138</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>154</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	138	平成30年度	153	令和元年度	154
	実績額									
平成29年度	138									
平成30年度	153									
令和元年度	154									
9	閲覧資料	支出負担行為書								

10. 監査結果

(1) 随意契約の妥当性の検証について

当該事業である、国有農地除草作業は、公益社団法人高崎市農業公社との間で委託契約を締結して実施している。同委託契約は随意契約で行われているが、その理由は、公益社団法人高崎市農業公社が除草する機械を所有しており、かつ、単価も安く、周辺農地・住民の環境を害することなく作業を行うことができるからということである。

現在の委託金額は以下のとおりであり、比較的安価であるといえることができる。

- ・地目：畑、地積：1,653 m²、金額：76,000 円
- ・地目：畑、地積：1,292 m²、金額：61,600 円
- ・地目：畑、地積：194 m²、金額：16,000 円

また、閲覧した支出負担行為書添付の「業務委託完成（完了）届」上も除草作業は問題なく行われていることが確認でき、随意契約で実施することが不当とは言えない。

しかし、そもそも、委託先である公益社団法人高崎市農業公社に対しては、負担金と
の名目での実質的な運営費補助が毎年高崎市からなされていることを踏まえれば、そ
のような事情があるからこそ安価で実施することができるものとも考えられる。

また、今後も永続的に、他の業者に依頼する場合と比較して安価といえるかどうかは
不明である。

No.2 農地利用状況調査資料作成等委託料

1	事業の名称	農地利用状況調査資料作成等委託料								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	農業委員会事務局 農業振興担当								
5	根拠例規	農地法第30条								
6	事業目的	農地利用状況調査を円滑に実施するため。								
7	事業の概要	農地法第30条の規定による利用状況調査（農地パトロール）を円滑に実施するため、図面や荒廃農地一覧表等を作成するとともに、その調査結果を入力したエクセルデータ（農林水産省仕様）を高崎市の農地台帳のシステム（e-SUITEの農業政策システム）に変換し入力を行う。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: right;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>1,634</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>1,634</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,638</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	1,634	平成30年度	1,634	令和元年度	1,638
	実績額									
平成29年度	1,634									
平成30年度	1,634									
令和元年度	1,638									
9	閲覧資料	支出命令書、契約締結伺兼支出負担行為書、委託契約書等								

10. 監査結果

監査を実施した結果、特記すべき事項は発見されなかった。

NO.3 県農業会議負担金

1	事業の名称	県農業会議負担金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農業委員会事務局 管理担当								
5	根拠例規	農業委員会等に関する法律第54条								
6	事業目的	群馬県農業会議に対する負担金。								
7	事業の概要	<p>農業委員会のサポートを行う「農業委員会ネットワーク機構」として群馬県から指定を受けた「一般社団法人群馬県農業会議」の業務について協力するため負担金を支払うもの。</p> <p>負担金の算定方法は、平等割・農家戸数割・耕地面積割から、算定され県内全ての農業委員会において負担している。</p>								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位(千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td style="text-align: right;">1,408</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td style="text-align: right;">1,408</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: right;">1,408</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	1,408	平成30年度	1,408	令和元年度	1,408
	実績額									
平成29年度	1,408									
平成30年度	1,408									
令和元年度	1,408									
9	閲覧資料	支出負担行為書								

10. 監査結果

監査を実施した結果、特記すべき事項は発見されなかった。

No.4 家族経営協定農家研究協議会補助金

1	事業の名称	家族経営協定農家研究協議会補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農業委員会事務局 農業振興担当								
5	根拠例規	高崎市補助金等交付規則								
6	事業目的	家族経営協定農家研究協議会に対する補助金。								
7	事業の概要	家族で農業経営を行っていく上での個々の役割、責任、就業条件等を、親、子、女性を含めた家族間で協定する農業契約の締結を行っている農家及び実施しようとする農家をもって組織される高崎市家族経営協定農家研究協議会に対し、後継者の自立支援・女性農業者の地位確立・企業的な農業経営の合理化に向け、各種事業（視察研修会、会員相互の情報交換）を実施するための補助金を交付する。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: right;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>545</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>583</td> </tr> </tbody> </table> <p>※協議会による先進地視察研修が隔年開催されており、開催年度である平成29年度及び令和元年度については、その補助として上限400千円の補助金が追加交付されている。</p>		実績額	平成29年度	545	平成30年度	220	令和元年度	583
	実績額									
平成29年度	545									
平成30年度	220									
令和元年度	583									
9	閲覧資料	支出命令書、支出にかかる請求書及び領収書								

10. 監査結果

(1) 補助金交付要綱の整備について

当該補助金は、家族経営協定農家研究協議会に対して毎年交付されているものであるが、交付の根拠となる規定としては、高崎市補助金等交付規則があるのみであり、当該補助金の交付要綱等は設けられていなかった。

高崎市補助金等交付規則は、高崎市において交付するすべての補助金等の根拠となるものであり、特定の補助金の交付について詳細な定めをしているものではない。

そして、同規則のみを根拠として特定の補助金の交付を続けてしまえば、当該補助金の目的や、その補助事業の具体的内容、補助の対象となる経費等は全て不明確なままとなってしまう。このような状況は、事後的な補助金支出の妥当性の検証を困難にするものである。

当該補助金の目的、補助事業の具体的内容、補助対象経費等を明確にした補助金要綱

を早急に設けるべきである。

(2) 不適切な補助対象経費に対する対応について

監査対象とした令和元年度の当該補助金交付団体の収支決算書によれば、当該団体は、後継者活動促進費として87万7,368円を支出している。

当該補助金に関する資料を確認したところ、補助金の対象経費として相当ではないものが見受けられた。

補助対象事業とは無関係又は関連性の薄い経費を補助対象経費とすることを認めてしまつては、今後、補助金の交付額を決定するに当たり、適切な支給額を見誤るおそれさえある。

No.5 農業後継者活動促進費補助金

1	事業の名称	農業後継者活動促進費補助金																
2	事業区分	市単独事業																
3	事業種別	補助金・負担金事業																
4	所管部課等	農業委員会事務局 管理担当																
5	根拠例規	高崎市補助金等交付規則																
6	事業目的	倉渕愛農会・JAはぐくみ倉渕青壮年部・群馬県央農継会に対する補助金。																
7	事業の概要	農業技術・農業経営の改善や農業後継者の親睦や地域農業が抱える諸問題解決に取り組む倉渕愛農会（倉渕地域）・JAはぐくみ倉渕青壮年部（倉渕地域）・群馬県央農継会（群馬地域）の3団体に対し、各支所の農政担当課を通じて補助金を交付する。																
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td style="text-align: center;">200</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td style="text-align: center;">200</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: center;">200</td> </tr> </tbody> </table> <p>○各団体への補助額内訳</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td>倉渕愛農会</td> <td style="text-align: right;">100千円</td> </tr> <tr> <td>JAはぐくみ倉渕青壮年部</td> <td style="text-align: right;">50千円</td> </tr> <tr> <td><u>群馬県央農継会</u></td> <td style="text-align: right;"><u>50千円</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">200千円</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	200	平成30年度	200	令和元年度	200	倉渕愛農会	100千円	JAはぐくみ倉渕青壮年部	50千円	<u>群馬県央農継会</u>	<u>50千円</u>	合計	200千円
	実績額																	
平成29年度	200																	
平成30年度	200																	
令和元年度	200																	
倉渕愛農会	100千円																	
JAはぐくみ倉渕青壮年部	50千円																	
<u>群馬県央農継会</u>	<u>50千円</u>																	
合計	200千円																	
9	閲覧資料	支出負担行為書、補助金交付申請書、前金払確認報告書																

10. 監査結果

(1) 補助金交付要綱の整備について

当該補助金は、倉渕愛農会、JAはぐくみ倉渕青壮年部及び群馬県央農継会に対して毎年交付されているものであるが、同交付の根拠となる規定としては、高崎市補助金等交付規則があるのみであり、当該補助金の交付要綱等は設けられていなかった。

高崎市補助金等交付規則は、高崎市において交付するすべての補助金等の根拠となるものであり、特定の補助金の交付について詳細な定めをしているものではない。

そして、同規則のみを根拠として特定の補助金の交付を続けてしまえば、当該補助金の目的や、その補助事業の具体的内容、補助の対象となる経費等は全て不明確なままとなってしまう。このような状況は、事後的な補助金交付の妥当性の検証を困難にするものである。

当該補助金の目的、補助事業の具体的内容、補助対象経費等を明確にした補助金交付要綱を早急に設けるべきである。

No.6 認定農業者連絡協議会補助金

1	事業の名称	認定農業者連絡協議会補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農業委員会事務局 農業振興担当								
5	根拠例規	高崎市補助金等交付規則								
6	事業目的	認定農業者連絡協議会に対する補助金。								
7	事業の概要	認定農業者（農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が高崎市の基本構想に照らして5年後の農業経営改善計画を作成し、高崎市農業経営改善計画認定審査会の審査を経て、農業経営改善計画が高崎市に認定された農業者）をもって組織される認定農業者連絡協議会に対し、会員相互の親睦や農業経営改善計画の目標を達成するため、各種事業（研修会・研究会の参加と実施、視察研修会、会員相互の情報交換）を実施するための補助金を交付する。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td style="text-align: center;">460</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td style="text-align: center;">460</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: center;">460</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	460	平成30年度	460	令和元年度	460
	実績額									
平成29年度	460									
平成30年度	460									
令和元年度	460									
9	閲覧資料	支出命令書、支出にかかる請求書及び領収書								

10. 監査結果

(1) 補助金交付要綱の整備について

当該補助金は、高崎市認定農業者連絡協議会に対して毎年交付されているものであるが、同交付の根拠となる規定としては、高崎市補助金等交付規則があるのみであり、当該補助金の交付要綱等は設けられていなかった。

高崎市補助金等交付規則は、高崎市において交付するすべての補助金等の根拠となるものであり、特定の補助金の交付について詳細な定めをしているものではない。

そして、同規則のみを根拠として特定の補助金の交付を続けてしまえば、当該補助金の目的や、その補助事業の具体的内容、補助の対象となる経費等は全て不明確なままとなってしまう。このような状況は、事後的な補助金交付の妥当性の検証を困難にするものである。

当該補助金の目的、補助事業の具体的内容、補助対象経費等を明確にした補助金要綱を早急に設けるべきである。

(2) 不適切な補助対象経費に対する対応について

監査対象とした令和元年度の当該補助金交付団体の収支決算書によれば、当該団体は、会議費の総会費として23万円、事業費のうちの視察・研修費として109万7,716円を支出している。

当該補助金に関する資料を確認したところ、補助金の対象経費として相当でないものが見受けられた。

補助対象事業とは無関係又は関連性の薄い経費を補助対象経費とすることを認めてしまつては、今後、補助金の交付額を決定するに当たり、適切な支給額を見誤るおそれさえある。

No.7 自衛農家わな猟免許取得補助金

1	事業の名称	自衛農家わな猟免許取得補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農業委員会事務局 農業振興担当								
5	根拠例規	高崎市補助金等交付規則、自衛農家わな猟免許取得補助金交付要綱								
6	事業目的	自衛目的でわな猟免許を新規取得する農業者に対し、免許取得経費の一部を補助する。								
7	事業の概要	有害鳥獣対策として、自作地に自衛目的で有害鳥獣を捕獲するために必要な「わな猟免許」を新規で取得する農業者に対し、免許取得経費の一部を補助する。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	101	平成30年度	32	令和元年度	10
	実績額									
平成29年度	101									
平成30年度	32									
令和元年度	10									
9	閲覧資料	支出負担申請書、補助金交付申請書、補助金交付決定通知書								

10. 監査結果

平成29年度以降の補助金支給件数は以下のとおりであり、令和元年度における補助金支給件数は2件のみであった。

- ・平成29年度：13件
- ・平成30年度：4件
- ・令和元年度：2件

なお、このように件数が減少した原因は、群馬県において、自衛農家が自身の農地について、わな猟を行う場合には、免許が不要になったためとのことである。

当該補助金については、監査手続を実施した結果、特記事項は発見されなかった。

No.8 農業融資資金貸付金

1	事業の名称	農業融資資金貸付金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	貸付事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 農業担当								
5	根拠例規	-								
6	事業目的	農業協同組合（JA）の経営安定や農業振興を図るため、JAたかさき及びJAはぐくみへ農業資金の融資を行う。								
7	事業の概要	使途は農協の事業全般。貸付期間は1年で利率は0.025%。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>800,000</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>800,000</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>800,000</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	800,000	平成30年度	800,000	令和元年度	800,000
	実績額									
平成29年度	800,000									
平成30年度	800,000									
令和元年度	800,000									
9	閲覧資料	支出負担行為書、農業融資資金借入金申込書、農業融資資金貸付決定通知書、金銭消費貸借契約証書、農業協同組合法（第10条）、（JAから市への）請求書、群馬県発行の農業制度資金案内								

10. 監査結果

(1) 融資制度のそのものの見直しについて

当該融資制度は高崎市からJAへ組合員である各農家が資金融資を受けやすくするための制度であり過去から継続されている事業である。毎年同額で「JAたかさき」と「JAはぐくみ」へそれぞれ5億円、3億円の融資が実行されている。現在の経済環境下では各金融機関とも資金供給に問題はなく農家が個別に融資を受けることができている。また、群馬県としても農業制度資金を有しており多種多様な資金使途、かつ、低金利で各農家が融資を受けることができる体制が整備されている。

以上を踏まえると、高崎市独自でJAへの融資を行うことの必要性は乏しくなっていると考えられるため、制度そのものの見直しを検討すべきである。

(2) 貸付金の支出根拠について

当該融資制度は農業協同組合法第10条に規定する事業の用に供するものであり、農業協同組合が農業者のために各種の事業展開することを通じて地域農業の維持、地域農業者の生活改善を図ることを目的として過去から継続されている事業である。

当該支出は補助金等ではないため、高崎市の補助金等交付規則に従っているわけではない。返済される資金ではあるものの支出時には每期一定額の市の負担がある以上、

要綱を作成した上で支給を行う必要がある。

No.9 農業公社負担金

1	事業の名称	農業公社負担金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農政課 農政担当								
5	根拠例規	高崎市補助金等交付規則								
6	事業目的	高崎市農業公社への会費支払いのため。								
7	事業の概要	高崎市農業公社への正会員会費支払い。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>12,333</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>12,367</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>12,655</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	12,333	平成30年度	12,367	令和元年度	12,655
	実績額									
平成29年度	12,333									
平成30年度	12,367									
令和元年度	12,655									
9	閲覧資料	支出負担行為書								

10. 監査結果

監査を実施した結果、特記事項は発見されなかった。

No.10 農業ふれあい四季の里事業補助金

1	事業の名称	農業ふれあい四季の里事業補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 農政担当								
5	根拠例規	高崎市補助金等交付規則								
6	事業目的	景観作物の栽培や農業体験等において市内外から関心を得る。								
7	事業の概要	地域資源等を活用して農作業等の体験を通じて交流を図ることを目的とする事業、若しくは地域の観光資源として活用されている農地・山林等の維持管理を目的とする事業を行っている団体に対し、補助金を交付する。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td style="text-align: right;">2,700</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td style="text-align: right;">3,050</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: right;">3,970</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	2,700	平成30年度	3,050	令和元年度	3,970
	実績額									
平成29年度	2,700									
平成30年度	3,050									
令和元年度	3,970									
9	閲覧資料	前金払確認報告書、ふれあい四季の里事業補助金概算払請求書、精算書、支出負担行為書、補助金等交付決定通知書、ふれあい四季の里事業補助金交付申請書（添付資料の事業計画書、予算書、補助金等を必要とする理由書等）、補助金交付先の定款、会則、定時総会議案書、ふれあい四季の里事業完了報告書、ふれあい四季の里事業報告書、収支決算報告書、見積書、領収書、ふれあい四季の里補助金交付要綱								

10. 監査結果

(1) 支出内容の定期的な検証について

補助金交付決定された団体に対して以下の要件を課している。

<p>以下、高崎市補助金等交付規則より抜粋</p> <p>第6条</p> <p>2 前項の交付決定には、次の条件を付し、かつ、これを履行させるものとする。</p> <p>(1) 補助事業等の完了日から起算して1月を経過した日又は補助事業等の完了日の属する市の会計年度の翌年度の4月末日のいずれか早い日までに事業報告書及び決算書又は収支精算書を提出すること。</p>
--

- (2) 補助事業者等が法人その他の団体である場合は、補助事業等の会計監査後速やかに、会計監査報告書又は会計監査をした旨の書類を提出すること。
 - (3) 補助の目的に反するときは、補助金等の一部又は全部の返還を命ずること。
 - (4) 市長又はその委託を受けた者若しくは監査委員の監査に応ずること。
 - (5) 事業が長期にわたるものは、中途において事業経過報告書を提出すること。
- ～（以降省略）～

高崎市は、事業完了後に各種報告書の提出を求めているが、領収書等の添付は求めている。

しかしながら当該補助金の交付を受けている団体は任意団体が多いため、定期的（例えば複数年に一度）に支出内容の詳細報告を団体に求めることもしくは支出に関する領収書の添付を定期的に求めるなど、一定の牽制機能を発揮することが補助金制度の趣旨に照らして望ましいと考える。

(2) 制度そのものを拡大するための周知方法の検討について

当該補助金制度は高崎市独自の補助金であるが、申請団体は毎年特定の団体となっているため制度そのものの拡大を行うべく周知方法の検討を行うべきである。

なお、申請団体の中心は比較的高齢者が多いため当該部分も考慮して周知を行う必要がある（市のHPなどインターネット媒体による周知方法のみではなく紙面での広告など）と考える。

No.11 ぐんま青空マルシェ事業補助金

1	事業の名称	ぐんま青空マルシェ事業補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 農政担当								
5	根拠例規	高崎市補助金等交付規則								
6	事業目的	地域の賑わいの創出と異業種団体による運営・出店を通して、農・商・工の連係により産業振興を図る。								
7	事業の概要	J Aや商工会などの関係団体の生産者や経営者が、旬の農産物や加工品・飲食物を直売する「市」の開催を支援し、出店者と消費者のふれあいの場を作るための事業費の一部を補助するもの。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位(千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	1,000	平成30年度	1,000	令和元年度	1,000
	実績額									
平成29年度	1,000									
平成30年度	1,000									
令和元年度	1,000									
9	閲覧資料	前金払確認報告書、ぐんま青空マルシェ事業報告、収支決算書、会計監査報告書、支出負担行為書、補助金等交付決定通知書、補助金交付申請書(添付資料の事業計画書、予算書、補助金等を必要とする理由書等)								

10. 監査結果

(1) 支出内容の定期的な検証について

補助金交付決定された団体に対して以下の要件を課している。

<p>以下、高崎市補助金等交付規則より抜粋</p> <p>第6条</p> <p>2 前項の交付決定には、次の条件を付し、かつ、これを履行させるものとする。</p> <p>(1) 補助事業等の完了日から起算して1月を経過した日又は補助事業等の完了日の属する市の会計年度の翌年度の4月末日のいずれか早い日までに事業報告書及び決算書又は収支精算書を提出すること。</p> <p>(2) 補助事業者等が法人その他の団体である場合は、補助事業等の会計監査後速やかに、会計監査報告書又は会計監査をした旨の書類を提出すること。</p> <p>(3) 補助の目的に反するときは、補助金等の一部又は全部の返還を命ずること。</p> <p>(4) 市長又はその委託を受けた者若しくは監査委員の監査に応ずること。</p>

(5) 事業が長期にわたるものは、中途において事業経過報告書を提出すること。
～ (以降省略) ～

高崎市は、事業完了後に各種報告書の提出を求めているが、領収書等の添付は求めている。

しかしながら当該補助金の交付を受けている団体は任意団体が多いため、定期的（例えば複数年に一度）に支出内容の詳細報告を団体に求めることもしくは支出に関する領収書の添付を定期的に求めるなど、一定の牽制機能を発揮することが補助金制度の趣旨に照らして望ましいと考える。

なお、当事業の支出は会議費、消耗品費、印刷製本費、備品購入費、事業費などであるが、支出の大半を占めているのは事業費と称する会場設営費・運営費である（支出総額の 50%超）ため、少なくとも当該費用については詳細報告を求めることが透明性の観点からも望ましい。

No.12 農業まつり補助金

1	事業の名称	農業まつり補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 農政担当								
5	根拠例規	高崎市補助金等交付規則								
6	事業目的	生産者と消費者の交流促進を目的とし、農業への理解、農産物のPRを行うための事業。								
7	事業の概要	毎年1回、11月に農業まつりを開催。地元農産物等の無料配布や販売、試食、体験その他イベントを実施しており、例年多くの人々が来場している。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位(千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>5,500</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	5,000	平成30年度	5,000	令和元年度	5,500
	実績額									
平成29年度	5,000									
平成30年度	5,000									
令和元年度	5,500									
9	閲覧資料	前金払確認報告書、支出負担行為書、委任状(実行委員長が市長のため)、補助金等交付決定通知書、補助金等交付申請書(添付資料の事業計画書、予算書、補助金等を必要とする理由書等)、高崎市農業まつり実行委員会設置規約、事業実績報告書								

10. 監査結果

(1) 支出内容の定期的な検証について

補助金交付決定された団体に対して以下の要件を課している。

<p>以下、高崎市補助金等交付規則より抜粋</p> <p>第6条</p> <p>2 前項の交付決定には、次の条件を付し、かつ、これを履行させるものとする。</p> <p>(1) 補助事業等の完了日から起算して1月を経過した日又は補助事業等の完了日の属する市の会計年度の翌年度の4月末日のいずれか早い日までに事業報告書及び決算書又は収支精算書を提出すること。</p> <p>(2) 補助事業者等が法人その他の団体である場合は、補助事業等の会計監査後速やかに、会計監査報告書又は会計監査をした旨の書類を提出すること。</p> <p>(3) 補助の目的に反するときは、補助金等の一部又は全部の返還を命ずること。</p> <p>(4) 市長又はその委託を受けた者若しくは監査委員の監査に応ずること。</p>

(5) 事業が長期にわたるものは、中途において事業経過報告書を提出すること。
～（以降省略）～

高崎市は、事業完了後に各種報告書の提出を求めているが、領収書等の添付は求めている。

当事業は事務局が高崎市であるため支出内容の確認は市側でも行っているとのことであるが、支出内容の透明性確保の観点から主要な費目については内容を記載した上での決裁（支出負担行為書上）を残すべきである。ちなみに、支出の大半を占めているのは会場設営費である（支出総額の 70%超）が、少なくとも当該費用については支出先を明確にしておく必要がある。

No.13 はるなの梨まつり補助金

1	事業の名称	はるなの梨まつり補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 農政担当								
5	根拠例規	高崎市補助金等交付規則								
6	事業目的	県内外から訪れる観光客へ宣伝し消費拡大に繋げるため、観光地榛名湖で実施し、「はるなの梨」の知名度アップを図る。								
7	事業の概要	榛名地域の代表的な特産品である「はるなの梨」をPRするため、梨の無料配布をはじめ、梨の皮むき大会等の様々なイベントを開催するための事業費の一部を補助するもの。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位(千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	1,000	平成30年度	1,000	令和元年度	1,000
	実績額									
平成29年度	1,000									
平成30年度	1,000									
令和元年度	1,000									
9	閲覧資料	前金払確認報告書、事業報告書(添付資料の事業実績書、収支清算書、会計監査報告書等)、支出負担行為書、補助金等交付決定通知書、補助金等交付申請書(添付資料の事業計画書、予算書、補助金等を必要とする理由書等)、はるなの梨まつり実行委員会次第、はるなの梨まつり実施報告等、はるなの梨まつり実行委員会規約、はるなの梨まつり検討部会規程								

10. 監査結果

(1) 支出内容の定期的な検証について

補助金交付決定された団体に対して以下の要件を課している。

<p>以下、高崎市補助金等交付規則より抜粋</p> <p>第6条</p> <p>2 前項の交付決定には、次の条件を付し、かつ、これを履行させるものとする。</p> <p>(1) 補助事業等の完了日から起算して1月を経過した日又は補助事業等の完了日の属する市の会計年度の翌年度の4月末日のいずれか早い日までに事業報告書及び決算書又は収支精算書を提出すること。</p> <p>(2) 補助事業者等が法人その他の団体である場合は、補助事業等の会計監査後速やかに、会計監査報告書又は会計監査をした旨の書類を提出すること。</p>
--

- (3) 補助の目的に反するときは、補助金等の一部又は全部の返還を命ずること。
 - (4) 市長又はその委託を受けた者若しくは監査委員の監査に応ずること。
 - (5) 事業が長期にわたるものは、中途において事業経過報告書を提出すること。
- ～（以降省略）～

高崎市は、事業完了後に各種報告書の提出を求めているが、領収書等の添付は求めている。

当事業は事務局が高崎市であるため支出内容の確認は市側でも行っているとのことであるが、支出の大半を占めているのは会場設営費及びイベント開催費である（支出総額の 70%超）ため、少なくとも当該費用については詳細報告を作成することが透明性の観点からも望ましい。

No.14 群馬中部土地改良区維持管理負担金

1	事業の名称	群馬中部土地改良区維持管理負担金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 農業担当								
5	根拠例規	—								
6	事業目的	群馬中部土地改良区の維持管理負担金。								
7	事業の概要	農業用水を貯水する鳴沢湖を管理運営する群馬中部土地改良区の維持管理負担金。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: right;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td style="text-align: right;">3,924</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td style="text-align: right;">4,200</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: right;">4,200</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	3,924	平成30年度	4,200	令和元年度	4,200
	実績額									
平成29年度	3,924									
平成30年度	4,200									
令和元年度	4,200									
9	閲覧資料	支出負担行為書、維持管理負担金納入について（群馬中部土地改良区から高崎市への請求書）、群馬中部土地改良区通常総代会議案書等								

10. 監査結果

監査を実施した結果、特記事項は発見されなかった。

No.15 農畜産物広報活動委託料

1	事業の名称	農畜産物広報活動委託料								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 農政担当								
5	根拠例規	-								
6	事業目的	高崎の農畜産物をPRする								
7	事業の概要	<p>①高崎市内産農産物広報活動委託料 「高崎」のブランドづくりを進めるため、即売会等の様々な企画における広報活動を委託するもの。</p> <p>②高崎市内産農産物広報活動宣伝委託料 「高崎」のブランドづくりを進めるため、市街地におけるアンテナショップ「フレッシュベジたか」において広報宣伝活動をするもの。</p> <p>③首都圏等高崎ブランド推進業務委託料 大消費地でも受け入れられる「高崎」のブランドづくり推進業務を委託するもの。</p> <p>④高崎フェア開催業務 市全体のブランド力を確立するため、首都圏の大規模集客施設等での販促イベントの企画・実施を委託するもの。</p> <p>⑤シンガポール共和国における高崎産農産物等販路開拓支援事業 シンガポール共和国(シンガポール)における高崎産農産物等の継続的な販路開拓及び高崎産ブランドの確立のため、流通経路の確保、販促・PR活動等を実施するもの。 下記詳細。</p>								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位(千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>57,307</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>60,025</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>64,998</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	57,307	平成30年度	60,025	令和元年度	64,998
	実績額									
平成29年度	57,307									
平成30年度	60,025									
令和元年度	64,998									
9	閲覧資料	業務委託契約書、契約締結伺兼支出負担行為書、業務委託契約書、業務仕様書、業務完了報告書、高崎トリニオン関連HP								

10. 監査結果

(1) 高崎市内産農産物広報活動宣伝委託料について

高崎市内の農産物を広報するにあたっては、高崎市内産農産物広報活動業務として、

高崎市内産農産物広報活動実行委員会と、高崎市農業協同組合(高崎市農協)とにそれぞれ業務委託契約を締結している。その目的、業務内容、活動イベントは下表のとおりである。

組織	高崎市内産農産物広報活動実行委員会(組織概要は下記)	高崎市農業協同組合 (まちなか農産物直売所「フレッシュベジタカ」)
令和元年度 当初予算	21,000千円	14,000千円
業務活動の目的	高崎市内産農産物のすばらしさを積極的にアピールし、高崎そだちブランドを確立するため、農業者や農業団体と連携して、高崎市内産農産物を市内、首都圏等で広報・宣伝活動するもの	高崎市内産農産物の素晴らしさを積極的にアピールし、高崎ブランドを確立するため、広報・宣伝活動を通年実施することで、市内外者および飲食店に対する地産地消費及び地産多消費を推進すること
業務委託内容	下記の業務の企画、調整、実施を総合的に行う (1) 首都圏等高崎産農産物即売会の開催 (2) 首都圏における商談会への参加 (3) 首都圏飲食店向けキャンペーン (4) 市内飲食店向けキャンペーン (5) その他高崎産農産物広報活動にかかわる業務	(1) 市内産農産物および農産物加工品の普及促進活動 (2) 市内飲食店・施設等への地産地消費の推進として、高崎市内産農産物の積極的な営業活動の促進 (3) 恒常的に取引のある飲食店・施設に対する地産地消費店の認定・宣伝活動の拡充 (4) PRイベントの定期的な実施 (5) 高崎市内産農産物全般のパンフレット等の設置・配布 (6) のぼり旗・シール貼付等による高崎市内産農産物の広報・宣伝活動 (7) その他、上記に付随する業務
主な活動イベント	シンガポール、北海道函館市、東京都内で開かれた祭典への出展。榛名湖マラソンや各まつりへの出展。	季節ごとのセール、専門学校の試食会の開催。榛名湖マラソンや各まつりへの出展。

高崎市内産農産物広報活動実行委員会の概要

目的	高崎市内産の農産物の安全性や品質の高さを広く周知する	
委員会構成	行政機関	高崎市長 …委員長
		高崎市副市長 …副委員長
		高崎市農政部長 …副委員長
		高崎市農業委員会長
		群馬県西部農業事務所長
	高崎市を管轄とする 農業協同組合	高崎市農業協同組合長
		はぐくみ農業協同組合理事長
多野藤岡農業協同組合理事長		
幹事会構成	幹事長	高崎市農政部長
	副幹事長	高崎市農林課長
	幹事	高崎市農業委員会事務局長
	幹事	西部農業事務所農業振興課長
	幹事	高崎市農業協同組合経済部長
	幹事	はぐくみ農業協同組合営農部長
	幹事	多野藤岡農業協同組合営農経済部長
事務局	高崎市農政部農林課	
経費	高崎市からの委託料収入をもって充てる	

なお、当委員会は東日本大震災による風評被害対策の一環として設立された経緯がある。

このように、高崎市内産農産物広報活動実行委員会が主にイベントを中心として高崎市内はもとより首都圏他全国的なPR事業を企画実施し、または参加することにより高崎市内産農畜産物及び加工品のブランド力を向上する役割を担っている。

一方で、高崎市農業協同組合への業務委託は、当該組合が、市内3JAを取りまとめ県内及び市内で行われる農協のイベントにおいて高崎市内産農産物をPRするとともに、一般スーパーマーケットが立地しにくい中心市街地にて運営するまちなか農産物直売所「フレッシュベジタか」に、高崎市内産農産物を供給するという役割を持っている。

高崎市内産農産物広報活動は、高崎市内産農産物広報活動実行委員会（実行委員会）と、高崎市農業協同組合とにそれぞれ業務委託しているが、高崎市農業協同組合は実行委員会の構成員となっている。広報活動の主要業務として市内各イベントにおける出展（出店）があるが、榛名山ヒルクライム（5月19日）、榛名湖マラソン（9月29日）、農業まつり（11月16、17日）については重複している。異なった立場での出店と思われるが、広報活動を効率的に行うという点では、改善の余地があると考えられる。

また、高崎市農業協同組合への業務委託内容に、(3) 恒常的に取引のある飲食店・施

設に対する地産地消店の認定・宣伝活動の拡充とあるが、特に高崎市として地産地消店の認定制度等はないため、そのような制度を活用していくことが望ましい。

(2) シンガポール共和国における高崎産農産物等販路開拓支援事業（高崎トリニオン）について

①高崎トリニオン設立の経緯と業務内容

高崎市は東南アジアのハブ的地位にあるシンガポールで高崎ものづくり海外フェアを従来から開催しており、また、令和元年には高崎市とシンガポールを舞台にした映画「家族のレシピ」が公開されるなど、シンガポールとは継続的な交流が存在している。そして、農業分野においても、シンガポールにおける高崎産農産物等の販路開拓支援業務に関し、従前の活動で得られた人脈を活用すべく、外部業者である株式会社アンテナと随意契約を締結してその運用を委託することとなった。

シンガポール現地にて活動するに際し、現地法人である「高崎トリニオン」を設立しているが、その設立にあたっては現地法人設立手続きの便宜上、株式会社アンテナが100%出資をしている。

株式会社アンテナに委託している業務内容及び活動実績について

業務内容

<ul style="list-style-type: none">・高崎産農産物等の流通経路の確保（日本からシンガポール共和国への輸出及びシンガポール共和国内における流通経路の確保）・シンガポール共和国内における高崎産農産物等の販路開拓に係る拠点の設置・高崎産農産物等のPR・販売活動・シンガポール共和国内におけるイベントの運営、高崎産農産物等の商談・取引等の支援・シンガポール共和国内において開催されているファーマーズマーケットへの参加・飲食事業者を対象とした販売促進活動・その他、シンガポール共和国における高崎産農産物等の販路開拓に係わる業務
--

活動実績

<ul style="list-style-type: none">・シンガポールに現地法人「高崎トリニオン」が設置されその設立パーティーを現地で盛大に開催
<ul style="list-style-type: none">・現地でのものづくり関連展示会(3日間)初日におけるレセプションパーティー開催
<ul style="list-style-type: none">・上記展示会開催期間中にて現地日本食レストランでのフェア開催
<ul style="list-style-type: none">・現地レストランへのみょうが、ジャンボ梨の取り扱い、シンガポール内日系百貨店においての高崎市産ジャンボ梨の販売
<ul style="list-style-type: none">・ウェブサイトの立ち上げ
<ul style="list-style-type: none">・他、現地レストランとのコラボレーション企画、現地ビジネス街にある日系カフェでの

加工品販売が予定されていたが、新型コロナウイルスの影響により、延期となった。

②令和2年度の状況

令和元年が実質的な事業スタートであり、令和2年にかけてその事業を拡大させる方針であったが、新型コロナウイルスの世界的流行により、その計画の大幅変更を余儀なくされているが活動は継続している。

上毛新聞HP、令和2年12月22日の記事によると「シンガポール高島屋は令和3年1月4日から、食品売り場に群馬県高崎市の物産販売のための常設コーナーを設ける。ナシやウメなどの青果物を中心に、現地の富裕層を主なターゲットに売り込む。同市の物産の輸出に向け、市の支援でシンガポールに昨夏設立された現地法人、高崎トリニオンが市内生産者から物産を買い取って同店に販売し、10～20品目を通年で並べる。先行して、同国のコンビニ「エブリ」の2店舗が、高崎の物産を扱うフェアを年末まで実施している。」とのことである。

現状、農林課と現地法人が連携し、毎週一定日に現地へ農産物等を輸送し、現地の富裕層や高級飲食店に提供している。

高崎市としては、現地で高崎野菜の知名度を高め、ブランド力を築くことを目的としている。

高崎トリニオンは、新型コロナウイルスの影響を直に受け、当初の予定からの変更を余儀なくされ、その中でできることを行っているという状況にある。その取り組みは、他市にはあまり例を見ない先進的なものだと評価できる。

③農業にかかる広報活動全般について

上述のように、高崎市の農業にかかる広報活動全般として、高崎市内産農畜産物並び加工品のブランド力を高めることを主眼としているように見受けられる。

NO.16 農業者新規創造活動事業補助金

1	事業の名称	農業者新規創造活動事業補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 農政担当								
5	根拠例規	高崎市6次産業化等推進事業補助金交付要綱 他								
6	事業目的	農畜産物の生産だけでなく、そこから一步進んだ活動を支援することにより、「地産多消（地産地消+地産他消）」の推進を目指す。								
7	事業の概要	農業者新規創造活動事業補助金として予算措置されているが、そのメニューとしては下記記載。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>138,992</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>101,775</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>130,843</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	138,992	平成30年度	101,775	令和元年度	130,843
	実績額									
平成29年度	138,992									
平成30年度	101,775									
令和元年度	130,843									
9	閲覧資料	支出負担行為書 補助金交付申請書およびその添付書類 高崎市の案内Webサイト								

10. 監査結果

(1) 農業者新規創造活動事業補助金の概要

農業者新規創造活動事業として、新品種や新商品の開発、普及宣伝活動及び6次産業化に向けた農商工連携に取り組む農業者の活動を総合的に支援している。そのなかで補助金メニューを用意しているが、その主要なものの概要は以下のとおりである。

補助金名	6次産業化等推進事業	ブランド商品開発事業	<ul style="list-style-type: none"> 高崎農業の将来を考える研究会 地元農畜産物消費拡大事業 その他
支援の内容	生産から加工までを手がける農業者や農業者と商工業者の連携による6次産業化に資する取り組み	新たな商品開発や加工品のブランド化を推進する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 市の農業について考えるための調査・研究 市内産農畜産物等のPRを目的としたイベントへの出店について
交付実績件数/金額(千円)			
平成29年度	11件 77,075	24件 38,377	18件 23,539
平成30年度	9件 54,976	20件 29,087	35件 17,712
令和元年度	11件 97,154	15件 22,232	33件 11,458

①高崎そだち情報サイト活動事業補助金について

高崎市のHPを確認したところ、高崎市の農業関係での補助金として「高崎そだち情報サイト活用事業補助金」が案内されていた。しかしながら、当該補助金はすでに募集を行っていない。当該補助金自体、年間数件と利用件数が低調にとどまったこともあって募集終了に至ったものであり、速やかにWeb情報から削除する必要がある。

②6次産業化等推進事業補助金の補助対象事業について

当該補助金の対象となる事業は、高崎市内で生産された農畜産物による新たな加工品を開発し、その加工から販売までを行う6次産業化に資する取組みまたは本市で生産される農畜産物の銘柄を確立するための取組みとなっている。

補助金の交付にあたっては、6次産業化等推進事業補助金審査会議（審査会）を設置し、農政部の事務を担当する副市長を議長として、審査を行っている。

令和元年度に採択された事業の中に、市内で飲食店を営む法人が高崎産食材を使用したメニューを提供するという活動に対して、設備費購入代金の4/5を補助するという事例があった。

本補助金は、先に記載したとおり、6次産業化に資する取組みまたは本市で生産される農畜産物の銘柄を確立するための取組み、農産物についての取組に対して支給されるべきものである。高崎産食材のみを使用した新メニューを開発し、提供するという情報だけでは、高崎市の農畜産物の銘柄を確立するための取組と解釈することは困難であると考えられる。

担当者へのヒアリングによると、当該補助金については、現状の要綱では定義が不十分であり、正確性に欠くことから、現在内規の整備を行っているとのことである。

No.17 市農業会議所補助金

1	事業の名称	市農業会議所補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 農政担当								
5	根拠例規	高崎市補助金等交付規則								
6	事業目的	農業者の地位向上と高崎市農業の健全なる発展に寄与するため。								
7	事業の概要	農業者の意見に基づいて農政活動を推進している。農業者の地位向上と高崎市農業の健全なる発展のため、調査啓蒙活動等の農業振興に関する事業、自立経営農家並びに農業後継者の育成に関する事業を実施している。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位(千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>1,044</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>1,044</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,044</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	1,044	平成30年度	1,044	令和元年度	1,044
	実績額									
平成29年度	1,044									
平成30年度	1,044									
令和元年度	1,044									
9	閲覧資料	前金払確認報告書、高崎市農業会議所事業報告及び決算報告、支出負担行為書、補助金等交付決定通知書、補助金等交付申請書(添付資料の事業計画書、予算書、補助金等を必要とする理由書、前金払理由書)								

10. 監査結果

(1) 支出内容の検討について

当該補助金は農業会議所向けの補助金であるが、支出内容の主要部分は農業及び農業者に関する情報の伝達手段である情報誌「農家の友」(年3回発行)の発行費(年間90万円超)である。当該情報誌の有用度についての効果を測定するために、定期的にアンケートなどを取るなど、見直しを検討することも補助金活用の有効性に寄与すると考える。

なお、当該情報誌は市のHPで誰でも閲覧可能である。

No.18 地域農業再生協議会補助金

1	事業の名称	地域農業再生協議会補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 農業担当								
5	根拠例規	高崎市補助金等交付規則								
6	事業目的	水田フル活用ビジョンの策定、推進や生産数量目標の設定など、円滑な農作物作付けの推進活動を行う協議会の活動に対する補助金。								
7	事業の概要	効果的で安定的な協議会の運営。 ※各市1つだが、高崎市は3つある。 ・高崎地域農業再生協議会 ・はぐくみ地域農業再生協議会 ・多野藤岡地域農業再生協議会								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>1,256</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>1,256</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,256</td> </tr> </tbody> </table>		実績	平成29年度	1,256	平成30年度	1,256	令和元年度	1,256
	実績									
平成29年度	1,256									
平成30年度	1,256									
令和元年度	1,256									
9	閲覧資料	精算書、支出負担行為書、補助金等交付決定通知書、補助金等交付申請書（添付資料の事業計画書、予算書、補助金等を必要とする理由書）、事業実績報告書								

10. 監査結果

令和元年度の補助金実績について、関連資料の閲覧を行った結果、事務手続等に関してはいずれも適正であり特記すべき事項は発見されなかった。

No.19 水田農業構造改革集団等育成事業補助金

1	事業の名称	水田農業構造改革集団等育成事業補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 農業担当								
5	根拠例規	高崎市補助金等交付規則								
6	事業目的	集落営農等での有機栽培作物や転作作物の生産振興をすることで、担い手の育成と新たな産地づくりを目指すとともに、稲わら、麦わらを堆肥とし、鋤き込みや圃場外に搬出しての利用化を積極的に促進する。								
7	事業の概要	集団等に対して助成することで、地域農業の担い手づくりや、新たな産地づくりの促進を図るとともに、環境保全型農業の確立と、住んでみたくなるような農村づくりを積極的に推進する。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>9,092</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>9,605</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>6,709</td> </tr> </tbody> </table>		実績	平成29年度	9,092	平成30年度	9,605	令和元年度	6,709
	実績									
平成29年度	9,092									
平成30年度	9,605									
令和元年度	6,709									
9	閲覧資料	支出負担行為書、補助金等交付決定通知書、補助金等交付申請書（添付資料の収支予算書、事業計画書、補助金等を必要とする理由書）、水田農業構造改革集団等育成事業実績報告書								

10. 監査結果

令和元年度の補助金実績について、関連資料の閲覧を行った結果、事務手続等に関してはいずれも適正であり特記すべき事項は発見されなかった。

No.20 環境保全型農業直接支払交付金

1	事業の名称	環境保全型農業直接支払交付金								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 農業担当								
5	根拠例規	環境保全型農業直接支払交付金実施要綱								
6	事業目的	農村地域における農地・水・農村環境の良好な保全とその資質向上を図るため、環境保全効果の高い営農活動に取り組む活動組織等に、国・県・市で交付金を交付している。								
7	事業の概要	農業者自身が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持増進することで、農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換し、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献できる。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>3,758</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>3,851</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3,784</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	3,758	平成30年度	3,851	令和元年度	3,784
	実績額									
平成29年度	3,758									
平成30年度	3,851									
令和元年度	3,784									
9	閲覧資料	精算書、環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書、領収書綴、環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況確認結果通知書、環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況報告書、支出負担行為書、環境保全型農業直接支払交付金交付申請書、補助金交付決定通知書、GAP確認書（GAP研修受講証明書）								

10. 監査結果

令和元年度の補助金（交付金）実績について、関連資料の閲覧を行った結果、事務手続等に関してはいずれも適正であり特記すべき事項は発見されなかった。

No.21 経営所得安定対策推進事業補助金

1	事業の名称	経営所得安定対策推進事業補助金								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 農業担当								
5	根拠例規	群馬県経営所得安定対策等推進事業補助金交付要綱								
6	事業目的	地域農業再生協議会に対し、経営所得安定対策に関する事務費や作付確認等に必要な経費を助成する。								
7	事業の概要	経営所得安定対策の推進を図る。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td style="text-align: right;">7,226</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td style="text-align: right;">11,151</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: right;">8,512</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	7,226	平成30年度	11,151	令和元年度	8,512
	実績額									
平成29年度	7,226									
平成30年度	11,151									
令和元年度	8,512									
9	閲覧資料	精算書、支出負担行為書、補助金等交付決定通知書、補助金等交付申請書（添付資料の事業計画書、予算書、補助金等を必要とする理由書）、事業実績報告書								

10. 監査結果

(1) 支出内容の定期的な検証について

補助金交付決定された団体に対して以下の要件を課している。

<p>以下、高崎市補助金等交付規則より抜粋</p> <p>第6条</p> <p>2 前項の交付決定には、次の条件を付し、かつ、これを履行させるものとする。</p> <p>(1) 補助事業等の完了日から起算して1月を経過した日又は補助事業等の完了日の属する市の会計年度の翌年度の4月末日のいずれか早い日までに事業報告書及び決算書又は収支精算書を提出すること。</p> <p>(2) 補助事業者等が法人その他の団体である場合は、補助事業等の会計監査後速やかに、会計監査報告書又は会計監査をした旨の書類を提出すること。</p> <p>(3) 補助の目的に反するときは、補助金等の一部又は全部の返還を命ずること。</p> <p>(4) 市長又はその委託を受けた者若しくは監査委員の監査に応ずること。</p> <p>(5) 事業が長期にわたるものは、中途において事業経過報告書を提出すること。</p> <p style="text-align: center;">～（以降省略）～</p>

高崎市は、事業完了後に各種報告書の提出を求めているが、領収書等の添付は求めている。

しかしながら当該補助金の交付を受けている団体は任意団体が多いため、定期的（例えば複数年に一度）に支出内容の詳細報告を団体に求めることもしくは支出に関する領収書の添付を定期的に求めるなど、一定の牽制機能を発揮することが補助金制度の趣旨に照らして望ましいと考える。

No.22 農業次世代人材投資事業補助金

No.23 農地利用集積促進奨励補助金

1	事業の名称	農業次世代人材投資事業補助金 農地利用集積促進奨励補助金												
2	事業区分	補助事業												
3	事業種別	補助金・負担金事業												
4	所管部課等	農政部 農林課 農業担当												
5	根拠例規	農業経営基盤強化促進法 農業人材力強化総合支援事業実施要綱 群馬県農業次世代人材投資事業実施要領 高崎市農業次世代人材投資事業実施要領 高崎市農地利用集積促進奨励金交付要綱												
6	事業目的	農業従事者の高齢化が急速に進展する中、青年就農者の大幅な増大を図ることにより、持続可能な力強い農業を実現する。												
7	事業の概要	<p>新規就農するにあたっては、所得の確保等が課題となっていることから、経営の不安定な就農初期段階（最長5年）の青年就農者に対して資金を交付し、経済的な支援を行うことにより就農後の定着を図り青年就農者の大幅な増大を進める。</p> <p>具体的な事業としては、以下のものがある。</p> <p>①高崎市農用地利用集積促進事業</p> <p>農地の利用集積を促進するため、認定農業者に対する賃借権又は使用賃借権の設定を行った農地の所有者、もしくは、当該農地の賃借権等の設定を受けた認定農業者に対し、農地利用集積奨励金として補助金を交付している。</p> <p>利用集積促進計画は、高崎市が、農業経営基盤強化促進法18条1項に基づいて定め、同法第19条により決定公告を行っている。同公告の効果として、農用地利用集積計画の定めるところにより利用権が設定され、もしくは移転し、又は所有権が移転する（同法第20条）。</p> <p>補助金の基本単価及び加算単価は以下のとおりである。加算単価は県の事業による上乗せ分であり、県が負担する。</p> <p>【基本単価】（10a当たり、1年当たり） 単位（円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">賃借権等設定</th> <th colspan="2">基本単価</th> </tr> <tr> <th>形態</th> <th>期間</th> <th>新規</th> <th>再設定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃借権</td> <td>通年借地</td> <td>2,000</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table>	賃借権等設定		基本単価		形態	期間	新規	再設定	賃借権	通年借地	2,000	1,000
賃借権等設定		基本単価												
形態	期間	新規	再設定											
賃借権	通年借地	2,000	1,000											

	期間借地	1,000	500
使用貸借	通年借地	1,000	—
	期間借地	500	—

【加算単価】（10 a 当たり、1 年当たり） 単位（円）

賃借権等設定		加算単価
形態	存続期間	
通年借地	5 年以上 10 年未満	2,000
	10 年以上	3,000
期間借地	5 年以上 10 年未満	1,000
	10 年以上	2,000

令和元年度においては 52 件、7,073a 分の集積を実施した。高崎市の負担額は 338 万 9,220 円、群馬県の負担額は 11 万 4,000 円である。

全額補助金であるが、実績報告は求めておらず、交付要件を欠くこととなったなど、高崎市農地利用集積促進奨励金交付要綱第 6 条に定める奨励金の返還事由が発生した際には返還を求めるといふ取扱いを行っているとのことであった。

②農業経営改善計画の認定

認定農業者（農業経営基盤化促進法第 12 条）の認定事業である。

高崎市においては、農業経営基盤強化促進法に基づき、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を定めている。同基本構想は、群馬県知事と協議し、その同意を得た上で定められているものである（同法第 6 条第 5 項）。そして、このような基本構想が定められた区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができることとされている（同法第 12 条）。

同認定を受けた者は「認定農業者」と呼ばれ、政策金融公庫から低金利で融資を受けたり、認定農業者を対象として支給される補助金の交付を受けたり、税制上の優遇措置を受けたりすることが可能となる。

認定期間は 5 年間であり、令和元年度、高崎市においては、新規認定 8 件、再認定 26 件の認定を実施した。

		<p>③農業次世代人材投資事業</p> <p>高崎市においては、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知）及び群馬県農業次世代人材投資事業実施要領を受けて高崎市農業次世代人材投資事業実施要領を定め、新たに自立して農業を始める者に対し、就農直後の経営確立に資するため、補助金を支出している。補助金の交付金額は1人あたり年間最大150万円である。夫婦で農業経営を開始した場合には、夫婦合わせて年間最大225万円である。</p> <p>実施主体は高崎市であるが、財源は100%県からの交付金により賄われている。</p> <p>令和元年度においては19人に対して補助金を交付した。</p>								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td style="text-align: right;">19,625</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td style="text-align: right;">19,625</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: right;">21,324</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	19,625	平成30年度	19,625	令和元年度	21,324
	実績額									
平成29年度	19,625									
平成30年度	19,625									
令和元年度	21,324									
9	閲覧資料	支出負担行為書、交付申請書、交付決定通知書、報告書等								

10. 監査の結果

(1) 実績報告書等の提出について

農地の効率的な利用促進のために支出されている高崎市農地利用集積促進奨励金は全額補助金であるが、実績報告は求めておらず、交付要件を欠くこととなったなど、高崎市農地利用集積促進奨励金交付要綱第6条に定める奨励金の返還事由が発生した際には返還を求めるという取扱いを行っているとのことであった。

高崎市補助金等交付規則によれば、補助金等の交付決定を受けた者は、補助事業等の完了後に事業報告書等を提出することが原則とされている（同規則第6条第2項）。

補助金等を交付した場合にはその実績を調査し、補助金等の支出の妥当性・適切性等を事後的に検証できるようにしておくべきである。

No.24 農業経営基盤強化資金利子補給金

1	事業の名称	農業経営基盤強化資金利子補給金								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 農業担当								
5	根拠例規	高崎市経営基盤強化資金利子補給金交付要綱								
6	事業目的	農業経営基盤強化資金は日本政策金融公庫資金であり、認定農業者向けの長期・低利な制度資金である。資金使途は農地や施設、機械の取得、運転資金など。利子補給を行うことで農業者の資本整備を図り、農業経営の安定に寄与する。								
7	事業の概要	融資機関が農業者に対して融資するものについて、要綱に基づき利子補給を行う。借入者負担が0.1%になるまで最大0.9%を、最長10年間助成。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位(千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>1,574</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>1,727</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>4,320</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	1,574	平成30年度	1,727	令和元年度	4,320
	実績額									
平成29年度	1,574									
平成30年度	1,727									
令和元年度	4,320									
9	閲覧資料	農業制度資金のご案内(パンフレット)、支出負担行為書、利子補給金請求内容、利子助成金計算票、各助成先からの請求書								

10. 監査結果

令和元年度の利子補給金交付実績について、関連資料の閲覧を行った結果、事務手続等に関してはいずれも適正であり特記すべき事項は発見されなかった。

No.25 中山間地域等直接支払交付金

1	事業の名称	中山間地域等直接支払交付金								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 農政担当								
5	根拠例規	中山間地域等直接支払交付金実施要領								
6	事業目的	中間地域における悪条件の農用地で、耕作放棄地の発生防止や農業生産活動の発展を図る。								
7	事業の概要	中山間地域において、集落を単位とする協定を締結し、5年間活動を継続する農業者へ交付金を交付する。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位(千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>12,956</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>12,862</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>12,862</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	12,956	平成30年度	12,862	令和元年度	12,862
	実績額									
平成29年度	12,956									
平成30年度	12,862									
令和元年度	12,862									
9	閲覧資料	精算書、支出負担行為書、補助金等交付決定通知書、中山間地域等直接支払交付金交付申請書、中山間地域等直接支払交付金概算払請求書、中山間地域等直接支払交付金実績報告書、集落協定組合交付金支払調書、集落協定組合作業日誌等								

10. 監査結果

令和元年度の交付金実績について、関連資料の閲覧を行った結果、事務手続等に関してはいずれも適正であり特記すべき事項は発見されなかった。

No.26 特別栽培農産物認証システム推進事業

1	事業の名称	特別栽培農産物認証システム推進事業								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 農業担当								
5	根拠例規	高崎市補助金等交付規則								
6	事業目的	消費者の需要として安心・安全な農産物の供給が求められていることから、化学肥料や農薬などの使用を制限した栽培方法による農産物の生産に取り組んでいる。								
7	事業の概要	農薬や肥料の窒素量を慣行の5割以下に減らす特別栽培農産物の推進に際して、必要な資材費及び推進の経費に利用するため定額を助成する。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: right;">単位(千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>2,328</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>2,328</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>2,328</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	2,328	平成30年度	2,328	令和元年度	2,328
	実績額									
平成29年度	2,328									
平成30年度	2,328									
令和元年度	2,328									
9	閲覧資料	支出負担行為書、補助金交付申請書、事業計画書、予算書、補助金を必要とする理由書、補助金等交付決定通知書、補助金実績報告書								

10. 監査結果

- (1) 補助金交付申請に係る手続き及び補助金額算定、交付決定に係る手続き等適正に行われているか検証した結果、特記すべき事項は発見されなかった。
- (2) 実施された内容が事業の目的に合致したものであるか確認するため、関連資料を閲覧した結果、特段の問題は認められなかった。
- (3) 支出額の実在・正確性を確認するため、関連する証憑との照合を行った結果、特段の問題は認められなかった。

No.27 農作物等病害虫対策事業

1	事業の名称	農作物等病害虫対策事業								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 農業担当								
5	根拠例規	高崎市補助金等交付規則								
6	事業目的	水稻・野菜・果樹等において、適正薬剤を使用し、病害虫の発生防除と品質向上を図り、生産農家の経営の安定を図る。								
7	事業の概要	農薬による防除費に対し予算内で助成。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>7,834</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>7,674</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>8,667</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	7,834	平成30年度	7,674	令和元年度	8,667
	実績額									
平成29年度	7,834									
平成30年度	7,674									
令和元年度	8,667									
9	閲覧資料	補助金等交付決定通知書、補助金等交付申請書、農産物等病害虫対策事業実施計画書、補助金を必要とする理由書、農産物等病害虫対策事業実績報告書、支出負担行為書、支出命令書、請求書、収支予算書、								

10. 監査結果

- (1) 補助金交付申請に係る手続き及び補助金額算定、交付決定に係る手続き等適正に行われているか検証した結果、特記すべき事項は発見されなかった。
- (2) 実施された内容が事業の目的に合致したものであるか確認するため、関連資料を閲覧した結果、特段の問題は認められなかった。
- (3) 支出額の実在・正確性を確認するため、関連する証憑との照合を行った結果、特段の問題は認められなかった。

No.28 農業災害対策事業 降雹 補助金

No.29 農業災害対策事業 降雹 見舞金

No.30 農業災害対策事業 台風19号 見舞金

1	事業の名称	農業災害対策事業																																			
2	事業区分	【補助金】補助事業 【見舞金】市単独事業																																			
3	事業種別	補助金・負担金事業																																			
4	所管部課等	農政部 農林課 農業担当																																			
5	根拠例規	高崎市農漁業災害対策特別措置条例 高崎市農漁業災害対策特別措置条例施行規則																																			
6	事業目的	災害により農作物に被害を被った生産者に対し、病害虫の発生防除と品質向上を図り、生産農家の経営の安定化を図るため。																																			
7	事業の概要	降雹及び台風19号により農作物の被害を被った生産者に対し、災害見舞金及び病害虫防除のための薬剤購入費にかかる補助金を交付。																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">人数 (人)</th> <th rowspan="2">金額 (千円)</th> <th colspan="2">左の内訳</th> </tr> <tr> <th>県費</th> <th>市費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降雹 (令和元年5月4日)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助金</td> <td>244</td> <td>4,182</td> <td>2,788</td> <td>1,393</td> </tr> <tr> <td>見舞金</td> <td>472</td> <td>14,160</td> <td>—</td> <td>14,160</td> </tr> <tr> <td>台風19号 (令和元年10月12日)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>見舞金</td> <td>3</td> <td>90</td> <td>—</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table>				区分	人数 (人)	金額 (千円)	左の内訳		県費	市費	降雹 (令和元年5月4日)					補助金	244	4,182	2,788	1,393	見舞金	472	14,160	—	14,160	台風19号 (令和元年10月12日)					見舞金	3	90	—	90
区分	人数 (人)	金額 (千円)	左の内訳																																		
			県費	市費																																	
降雹 (令和元年5月4日)																																					
補助金	244	4,182	2,788	1,393																																	
見舞金	472	14,160	—	14,160																																	
台風19号 (令和元年10月12日)																																					
見舞金	3	90	—	90																																	
8	補助対象及び補助条件	<p>【補助金】</p> <table border="1"> <tr> <td>ア. 補助対象</td> <td>県及び市の農漁業災害対策特別措置条例で「指定災害」と指定された災害について適用。 農作物の減収量が平年収量の30%以上となる被害を受けたほ場の面積が5ha以上となった降ひょう災害。</td> </tr> <tr> <td>イ. 補助対象経費</td> <td>樹草勢回復用肥料等購入費、病害虫防除費など</td> </tr> <tr> <td>ウ. 補助率</td> <td>県2/3、市1/3</td> </tr> <tr> <td>エ. 事業主体</td> <td>アの要件に当てはまる各農業者</td> </tr> </table>				ア. 補助対象	県及び市の農漁業災害対策特別措置条例で「指定災害」と指定された災害について適用。 農作物の減収量が平年収量の30%以上となる被害を受けたほ場の面積が5ha以上となった降ひょう災害。	イ. 補助対象経費	樹草勢回復用肥料等購入費、病害虫防除費など	ウ. 補助率	県2/3、市1/3	エ. 事業主体	アの要件に当てはまる各農業者																								
ア. 補助対象	県及び市の農漁業災害対策特別措置条例で「指定災害」と指定された災害について適用。 農作物の減収量が平年収量の30%以上となる被害を受けたほ場の面積が5ha以上となった降ひょう災害。																																				
イ. 補助対象経費	樹草勢回復用肥料等購入費、病害虫防除費など																																				
ウ. 補助率	県2/3、市1/3																																				
エ. 事業主体	アの要件に当てはまる各農業者																																				

		<p>【見舞金】</p> <table border="1"> <tr> <td>ア. 補助対象</td> <td>降雹被害を受けたウメ、モモ、ナシ、プラム農家に対し支給。 台風19号よる河川の氾濫に伴い被害を受けた農家（花卉・イチゴ・ピーマン栽培のビニールハウス崩壊等）に対し支給。</td> </tr> <tr> <td>イ. 補助主体</td> <td>一つの農業経営体につき、一律3万円。</td> </tr> </table>	ア. 補助対象	降雹被害を受けたウメ、モモ、ナシ、プラム農家に対し支給。 台風19号よる河川の氾濫に伴い被害を受けた農家（花卉・イチゴ・ピーマン栽培のビニールハウス崩壊等）に対し支給。	イ. 補助主体	一つの農業経営体につき、一律3万円。												
ア. 補助対象	降雹被害を受けたウメ、モモ、ナシ、プラム農家に対し支給。 台風19号よる河川の氾濫に伴い被害を受けた農家（花卉・イチゴ・ピーマン栽培のビニールハウス崩壊等）に対し支給。																	
イ. 補助主体	一つの農業経営体につき、一律3万円。																	
9	過去3年間の決算状況	<p>【補助金】 単位（千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>4,183</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年度については、予備費充当。</p> <p>【見舞金】 単位（千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>14,250</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年度については、予備費充当。</p>		実績額	平成29年度	—	平成30年度	—	令和元年度	4,183		実績額	平成29年度	—	平成30年度	—	令和元年度	14,250
	実績額																	
平成29年度	—																	
平成30年度	—																	
令和元年度	4,183																	
	実績額																	
平成29年度	—																	
平成30年度	—																	
令和元年度	14,250																	
10	閲覧資料	降雹に伴う被害調査の実施について、見舞金支払対象者名簿、農作物見舞金支給申請書、支出負担行為書、請求書、振込結果明細																

11. 監査結果

- (1) 補助金交付申請に係る手続き及び補助金額算定、交付決定に係る手続き等適正に行われているか検証した結果、特記すべき事項は発見されなかった。
- (2) 実施された内容が事業の目的に合致したものであるか確認するため、関連資料を閲覧した結果、特段の問題は認められなかった。
- (3) 支出額の実在・正確性を確認するため、関連する証憑との照合を行った結果、特段の問題は認められなかった。

No.31 良質繭

No.32 蚕糸業継承対策

1	事業の名称	養蚕振興事業																
2	事業区分	【良質繭】市単独事業 【継承対策】補助事業																
3	事業種別	補助金・負担金事業																
4	所管部課等	農政部 農林課 農業担当																
5	根拠例規	蚕糸業継承対策事業実施要領、																
6	事業目的	良質繭生産の基盤である人工飼料の充実を図る。 「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録による絹産業再生の機運の高まりに伴い、繭生産量の一定量の確保や、高品質繭の増産に取り組む農家の支援を拡充し、養蚕業の持続的発展を推進。																
7	事業の概要	【良質繭】人工飼料代に対して1/3以内助成。 【蚕糸業】県単独事業。繭生産量に応じて一定額を補助。																
8	過去3年間の決算状況	<p>【良質繭】 単位（千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>235</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>188</td> </tr> </tbody> </table> <p>【蚕糸業継承対策】 単位（千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>6,284</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>5,265</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3,004</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	235	平成30年度	220	令和元年度	188		実績額	平成29年度	6,284	平成30年度	5,265	令和元年度	3,004
	実績額																	
平成29年度	235																	
平成30年度	220																	
令和元年度	188																	
	実績額																	
平成29年度	6,284																	
平成30年度	5,265																	
令和元年度	3,004																	
9	閲覧資料	事業計画書、収支予算書、補助金交付申請書、前金払確認報告書、補助金実績報告書、支出負担行為伺書、補助金等交付決定通知書、予算関連書類、補助金等交付申請書																

10. 監査結果

- (1) 補助金交付申請に係る手続き及び補助金額算定、交付決定に係る手続き等適正に行われているか検証した結果、特記すべき事項は発見されなかった。
- (2) 実施された内容が事業の目的に合致したものであるか確認するため、関連資料を閲覧した結果、特段の問題は認められなかった。

(3) 支出額の实在・正確性を確認するため、関連する証憑との照合を行った結果、特段の問題は認められなかった。

No.33 環境保全型農業推進事業補助金

No.34 野菜等地産育成事業補助金

No.35 産地パワーアップ事業補助金

1	事業の名称	畑作総合振興事業																				
2	事業区分	【環境保全型農業推進】市単独事業 【野菜等地産育成、産地パワーアップ】補助事業																				
3	事業種別	補助金・負担金事業																				
4	所管部課等	農政部 農林課 農業担当																				
5	根拠例規	高崎市補助金等交付規則 強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱、交付要綱 はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業交付要綱、実施要領 「野菜王国・ぐんま」総合対策実施要領 産地パワーアップ事業実施要綱 産地パワーアップ事業実施要領 産地パワーアップ事業費補助金交付要綱																				
6	事業目的	地域性を生かした農業の振興、環境に配慮した農業の推進、特産物の産地育成及び生産出荷の安定のための施設整備を図る。																				
7	事業の概要	地域特産品の振興及び新規作物の導入などの農業振興への取組を支援する。																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の内容</th> <th rowspan="2">金額 (千円)</th> <th colspan="2">左の内訳</th> </tr> <tr> <th>県費</th> <th>市費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境保全型農業推進事業補助金 (フェロモン剤導入、廃ビニール・廃プラスチック処理等)</td> <td>1,818</td> <td>—</td> <td>1,818</td> </tr> <tr> <td>野菜等地産育成事業補助金 (農業用機械導入、野菜・果樹園振興支援、施設整備等)</td> <td>12,845</td> <td>8,507</td> <td>4,338</td> </tr> <tr> <td>産地パワーアップ事業補助金 (農業用機械導入、施設整備)</td> <td>57,810</td> <td>57,810 (国費)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			事業の内容	金額 (千円)	左の内訳		県費	市費	環境保全型農業推進事業補助金 (フェロモン剤導入、廃ビニール・廃プラスチック処理等)	1,818	—	1,818	野菜等地産育成事業補助金 (農業用機械導入、野菜・果樹園振興支援、施設整備等)	12,845	8,507	4,338	産地パワーアップ事業補助金 (農業用機械導入、施設整備)	57,810	57,810 (国費)	—
事業の内容	金額 (千円)	左の内訳																				
		県費	市費																			
環境保全型農業推進事業補助金 (フェロモン剤導入、廃ビニール・廃プラスチック処理等)	1,818	—	1,818																			
野菜等地産育成事業補助金 (農業用機械導入、野菜・果樹園振興支援、施設整備等)	12,845	8,507	4,338																			
産地パワーアップ事業補助金 (農業用機械導入、施設整備)	57,810	57,810 (国費)	—																			

8	過去3年間の決算状況	【環境保全型】	単位(千円)
			実績額
		平成29年度	1,848
		平成30年度	1,930
		令和元年度	1,819
		【野菜等産地育成事業】	単位(千円)
			実績額
		平成29年度	37,276
		平成30年度	13,575
		令和元年度	12,845
		【産地パワーアップ事業】	単位(千円)
			実績額
平成29年度	—		
平成30年度	—		
令和元年度	57,810		
9	閲覧資料	事業計画書、御見積書、売買契約書、収支予算書、補助金交付申請書、前金払確認報告書、検査調書、補助金実績報告書、支出負担行為伺書、補助金等交付決定通知書、予算関連書類、補助金等交付申請書、取組主体事業実施状況報告書件評価報告書	

10. 監査結果

- (1) 補助金交付申請に係る手続き及び補助金額算定、交付決定に係る手続き等適正に行われているか検証した結果、特記すべき事項は発見されなかった。
- (2) 実施された内容が事業の目的に合致したものであるか確認するため、関連資料を閲覧した結果、特段の問題は認められなかった。
- (3) 支出額の実在・正確性を確認するため、関連する証憑との照合を行った結果、特段の問題は認められなかった。

No.36 農業施設管理事業

1	事業の名称	農業施設管理事業								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 農業担当								
5	根拠例規	—								
6	事業目的	農業者等の知識、技術の習得や各種相談地域住民との交流等多様な活動拠点として設置された施設の維持管理を行い、地域の農業振興及び地域づくりの推進を図る。								
7	事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・倉渕：石津こんにやく貯蔵所 ・群馬：農村女性の家、国府地区転作促進研修館 ・吉井：吉井物産センター 								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td style="text-align: right;">2,725</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td style="text-align: right;">2,509</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: right;">2,511</td> </tr> </tbody> </table>		実績	平成29年度	2,725	平成30年度	2,509	令和元年度	2,511
	実績									
平成29年度	2,725									
平成30年度	2,509									
令和元年度	2,511									
9	閲覧資料	支出負担行為書、土地賃貸借契約書、請求書、支出命令書、業務受託書、業務委託単価契約書、検査調書、見積書、納品書、契約事務チェックリスト、業者選定理由書、執行伺書、業務委託完了届、業務委託契約書、								

実地調査案件

名称	地番
吉井物産センター ふれあいの里 搬入口増築分	吉井町池 1944-4
金古南地区転作促進研修館	金古町 1949-2
金古地区転作促進研修館	金古町 2465-1
国府地区転作促進研修館	北原町 268-2
農村女性の家 集会所	棟高町 510-1

10. 監査結果

- (1) 事業費支出の適切性を確認するため、予算関連資料、請書、委託業務結果報告書を閲覧した結果、特段の問題は認められなかった。
- (2) 実施された内容が事業の目的に合致したものであるか確認するため、関連資料を閲覧

した結果、特段の問題は認められなかった。

(3) 支出額の実在性・正確性確認するため、支出額について関連する証憑との照合を行った結果、特段の問題は認められなかった。

(4) 実地調査を行った結果、特段の問題は認められなかった。

No.37 畜産複合環境対策事業補助金

1	事業の名称	畜産複合環境対策事業補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 畜産担当								
5	根拠例規	高崎市補助金等交付規則 高崎市畜産複合環境対策事業実施要領								
6	事業目的	畜産と他部門（耕種農家など）との複合的な連携により、家畜の糞尿を有効利用しながら、畜産経営環境の保全と健全な発展を図るため。								
7	事業の概要	畜産の糞尿を堆肥等の資源にし、耕種農家と連携し、資源の有効活用を図るための施設整備や機械導入を支援する。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td style="text-align: right;">2,775</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td style="text-align: right;">2,940</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: right;">2,871</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	2,775	平成30年度	2,940	令和元年度	2,871
	実績額									
平成29年度	2,775									
平成30年度	2,940									
令和元年度	2,871									
9	閲覧資料	支出負担行為書、補助金等交付決定通知書、補助金等交付申請書、令和元年度高崎市畜産複合環境対策事業実施計画書、収支予算書、令和元年度高崎市畜産複合環境対策事業実績報告書、収支決算書、補助金を必要とする理由書、購入対象機械の見積書、検査調書、請求書、歳出伝票一覧表								

10. 監査結果

(1) 交付事務の適正性について

令和元年度事業実績のうち3件について、交付申請に係る手続きや補助金額算定、交付決定及び事業実績報告書の審査等の事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

(2) 補助事業の成果測定について

購入された施設整備や機械導入については、見積書及びパンフレット等の資料を提出させているので把握されているが、その設備によって生産された堆肥が計画どおりに生成されているのか、また有効活用されているかについての報告がなされていない。ヒアリングによると資源化された堆肥については、各組合内の耕種農家との間で売買又は物々交換がなされており、利用されていることまでは把握しているが、有効性につ

いて報告を求めているとのことである。

(3) 畜産農家の要望への対応について

担当者からのヒアリングによると、補助金の対象としているフィールドが比較的広い
ため、当該補助金を必要としている事業者は多いが、予算枠が限られているため、交
付決定の順番待ちとなっている状態であるとのこと。当該事業は畜産農家における採
算に寄与するだけでなく、地域住民の環境の改善にも寄与するものであり、さらに耕種
農家の肥料の調達にも寄与するもので複合的かつ相乗的な効果が期待されるものであ
る。

No.38 家畜防疫事業補助金

1	事業の名称	家畜防疫事業補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 畜産担当								
5	根拠例規	高崎市補助金等交付規則 高崎市家畜防疫対策事業実施要領								
6	事業目的	家畜の飼養規模拡大が進む一方、家畜及び畜産物の流通が広域化し、広範囲で家畜伝染病の発生・まん延が危惧されるため、これを未然に防ぐためにワクチン接種を推進するため。								
7	事業の概要	群馬県畜産協会が定めた疾病及び市長が必要と認めた疾病の予防接種に対して支援する。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>3,191</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>2,682</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>2,642</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	3,191	平成30年度	2,682	令和元年度	2,642
	実績額									
平成29年度	3,191									
平成30年度	2,682									
令和元年度	2,642									
9	閲覧資料	支出負担行為書、補助金等交付申請書、補助金等交付決定通知書、高崎市家畜防疫事業計画書（豚・牛・鳥）、高崎市家畜防疫事業実績報告書（豚・牛・鳥）、収支決算書、補助金を必要とする理由書、歳出伝票一覧表								

10. 監査結果

(1) 交付事務の適正性について

令和元年度事業実績のうち3件（豚・牛・鳥）について、交付申請に係る手続きや補助金額算定、交付決定及び事業実績報告書の審査等の事務が適正に行われているか検証した結果、特記すべき事項は発見されなかった。

(2) 補助金等交付決定変更申請書の変更理由について

補助金等交付決定変更申請書の減額についての変更理由について、事業費、補助金等の額及び接種頭数を確認したところ当初申請より接種頭数の減少（22,190頭→19,208頭）により事業費、補助金等の額が減少しているが、変更理由の記載が「当初の計画より増加したため」とされている。記載ミスと考えられるが、変更理由を確認の上、変更申請を受理することが求められる。

(3) ワクチンの種類について

群馬県畜産協会が提示している家畜予防注射事業（豚・牛・鳥）のワクチンは以下のとおりである。

・豚

豚丹毒	萎縮性鼻炎
伝染性胃腸炎（TGE）	マイコプラズマ感染症
豚流行性下痢（PED）	オーエスキー病
TGE・PED混合	日本脳炎
ヘモフィルス	日脳・パルポ混合

・牛

イバラキ病	牛伝染性鼻気管炎
流行熱	I BR・BVD・PI 混合
イバラキ病・流行熱混合	I BR・BVD・PI・PS・AD混合
アカバネ病	牛コロナウイルス感染症
アカバネ病・アイノ・チュウザン混合 （異常産3種）	I BR・BVD I II・PI・RS 混合
I BR・PI・RS・SD・BVD I II 混合	

・鳥

ニューカッスル病
ND・伝染性気管支炎
ND・NB

これらのワクチンについて、補助金の対象となるものは限定されている。担当者へのヒアリングによると、補助金の対象となるか否かは過去の流行度合い等を勘案して決定されているとのことである。

No.39 酪農ヘルパー利用促進事業補助金

1	事業の名称	酪農ヘルパー利用促進事業補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 畜産担当								
5	根拠例規	高崎市補助金等交付規則、ヘルパー利用促進事業補助金交付要綱								
6	事業目的	酪農は毎日の搾乳作業や牛の飼養管理があり年中無休な過酷の労働条件のうえ、高齢化が進み休息をとることが難しいため、酪農ヘルパーを利用することにより、休日を確保し、酪農の振興及び存続を図るため。								
7	事業の概要	酪農家がヘルパーを利用することによる経費の一部を支援する。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位(千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>8,882</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>7,698</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>7,871</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	8,882	平成30年度	7,698	令和元年度	7,871
	実績額									
平成29年度	8,882									
平成30年度	7,698									
令和元年度	7,871									
9	閲覧資料	支出負担行為書、補助金等交付決定通知書、補助金交付申請書、高崎市酪農ヘルパー利用促進事業実施計画、収支予算書、高崎市酪農ヘルパー利用促進事業実績、収支決算書、請求書、補助金を必要とする理由書、歳出伝票一覧表								

10. 監査結果

(1) 交付事務の適正性について

令和元年度事業実績について、交付申請(変更申請を含む)に係る手続きや補助金額算定、交付決定及び事業実績報告書の審査等の事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

(2) 支出額の実在性、正確性について

関連する証憑と検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

(3) その他

担い手不足は全国的な課題となっているため、より積極的な担い手育成事業なども検討してもらいたい。

No.40 畜産環境対策事業補助金

1	事業の名称	畜産環境対策事業補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 畜産担当								
5	根拠例規	高崎市補助金等交付規則 高崎市畜産環境対策事業補助金交付要綱								
6	事業目的	畜産施設周辺の一般住宅の混在化、飼養規模拡大などにより、畜産施設周辺の環境変化による住環境対策のため、飼料添加物等の使用をすることにより、畜産由来の苦情の軽減を図るため。								
7	事業の概要	飼料等に混ぜる添加物を使うことにより、消化器の健全な働きを促進するための飼料添加物の購入を支援する。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td style="text-align: right;">8,850</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td style="text-align: right;">9,194</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: right;">7,889</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	8,850	平成30年度	9,194	令和元年度	7,889
	実績額									
平成29年度	8,850									
平成30年度	9,194									
令和元年度	7,889									
9	閲覧資料	支出負担行為書、高崎市畜産環境対策事業実績報告書、収支決算書、補助金交付申請書、高崎市畜産環境対策事業計画書、請求書兼委任状、補助金を必要とする理由書、歳出伝票一覧表								

10. 監査結果

(1) 交付事務の適正性について

令和元年度事業実績のうち4件について、交付申請に係る手続きや補助金算定、交付決定及び事業実績報告書の審査等の事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

(2) 補助事業の見直しについて

担当者へのヒアリングによると、過去に多かった苦情については、具体的な記録も残しているが、現在は年間1~2件程度と非常に減少しており、現状の課題は特にないことから、当該補助金の目的は達成されていると考えられる。

近年では畜産業界における環境対策技術の発達により、臭気対策については個別に対応するだけでなく、糞尿・汚水処理と排せつ物の堆肥化などと合わせて総合的に取り組むことによってより低コストで効果を発揮する手法も増えている。

No.41 種畜導入事業補助金

1	事業の名称	種畜導入事業補助金																																																						
2	事業区分	市単独事業																																																						
3	事業種別	補助金・負担金事業																																																						
4	所管部課等	農政部 農林課 畜産担当																																																						
5	根拠例規	高崎市補助金等交付規則 高崎市種畜導入事業実施要綱 高崎市種畜導入事業実施要領																																																						
6	事業目的	乳牛・繁殖和牛・肥育牛・種豚の優良な資質を備えた種畜を導入することにより、畜産経営の安定を図りながら、高付加価値のある種畜を飼養することにより、市場にニーズのある家畜を飼養する。また、種畜の導入に際しては購入費、運搬料等の多くの経費を必要とするため。																																																						
7	事業の概要	<p>乳牛・繁殖和牛・肥育素牛の導入を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 榛名酪農協同組合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>畜種</th> <th>農家戸数</th> <th>導入頭数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳用種雌牛</td> <td>1</td> <td>21 頭</td> <td>16,880,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高崎市農業協同組合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>畜種</th> <th>農家戸数</th> <th>導入頭数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和牛(6ヶ月齢以上)</td> <td>1</td> <td>2 頭</td> <td>1,511,000 円</td> </tr> <tr> <td>種豚(3ヶ月以上)</td> <td>1</td> <td>38 頭</td> <td>3,174,500 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2</td> <td>40 頭</td> <td>4,685,500 円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多野藤岡農業協同組合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>畜種</th> <th>農家戸数</th> <th>導入頭数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳用種雌牛(県内)</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2,315,000 円</td> </tr> <tr> <td>乳用種雌牛(県外)</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>4,791,415 円</td> </tr> <tr> <td>乳用種雌牛(育成・スモール)</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>3,059,580 円</td> </tr> <tr> <td>繁殖和牛(県内)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>869,400 円</td> </tr> <tr> <td>繁殖和牛(県外)</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2,642,200 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11</td> <td>23</td> <td>13,677,595 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「種畜導入事業実施計画書」より</p>			畜種	農家戸数	導入頭数	事業費	乳用種雌牛	1	21 頭	16,880,000 円	畜種	農家戸数	導入頭数	事業費	和牛(6ヶ月齢以上)	1	2 頭	1,511,000 円	種豚(3ヶ月以上)	1	38 頭	3,174,500 円	合計	2	40 頭	4,685,500 円	畜種	農家戸数	導入頭数	事業費	乳用種雌牛(県内)	2	3	2,315,000 円	乳用種雌牛(県外)	3	6	4,791,415 円	乳用種雌牛(育成・スモール)	3	10	3,059,580 円	繁殖和牛(県内)	1	1	869,400 円	繁殖和牛(県外)	2	3	2,642,200 円	合計	11	23	13,677,595 円
畜種	農家戸数	導入頭数	事業費																																																					
乳用種雌牛	1	21 頭	16,880,000 円																																																					
畜種	農家戸数	導入頭数	事業費																																																					
和牛(6ヶ月齢以上)	1	2 頭	1,511,000 円																																																					
種豚(3ヶ月以上)	1	38 頭	3,174,500 円																																																					
合計	2	40 頭	4,685,500 円																																																					
畜種	農家戸数	導入頭数	事業費																																																					
乳用種雌牛(県内)	2	3	2,315,000 円																																																					
乳用種雌牛(県外)	3	6	4,791,415 円																																																					
乳用種雌牛(育成・スモール)	3	10	3,059,580 円																																																					
繁殖和牛(県内)	1	1	869,400 円																																																					
繁殖和牛(県外)	2	3	2,642,200 円																																																					
合計	11	23	13,677,595 円																																																					

8	過去3年間の決算状況	単位(千円)	
			実績額
		平成29年度	28,620
		平成30年度	25,675
		令和元年度	25,960
9	閲覧資料	支出負担行為書、補助金等交付決定通知書、補助金等交付決定申請書、種畜導入事業計画内訳、収支決算書、補助金等交付申請書、種畜導入事業実施計画書、収支予算書、種畜導入事業実績報告書、補助金を必要とする理由書、請求書、歳出伝票一覧表	

10. 監査結果

令和元年度事業実績のうち3件について、交付申請に係る手続きや補助金額算定、交付決定及び事業実績報告書の審査等の事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

No.42 後継牛放牧推進事業補助金

1	事業の名称	後継牛放牧推進事業補助金																												
2	事業区分	市単独事業																												
3	事業種別	補助金・負担金事業																												
4	所管部課等	農政部 農林課 畜産担当																												
5	根拠例規	高崎市補助金等交付規則、高崎市後継牛放牧推進事業実施要領																												
6	事業目的	後継牛を確保するため、自家生産した優秀な子牛を県内外の公共牧場に放牧し、四肢の強健な継続的な出産のできる子牛を育てるため。さらに、労働時間の削減・ふん尿処理量の軽減、土地不足の解消など畜産農家の経営面での負担を減らすことを目的とする。																												
7	事業の概要	<p>県内外の公共牧場で放牧する牛の放牧料と運搬料を支援する。</p> <p style="text-align: right;">単位（千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">牧場名</th> <th style="width: 15%;">入牧頭数</th> <th style="width: 15%;">事業費</th> <th style="width: 15%;">補助額</th> <th style="width: 35%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浅間牧場</td> <td style="text-align: center;">121</td> <td style="text-align: center;">12,553</td> <td style="text-align: center;">2,825</td> <td>受託料 春夏 350 円/1 日 秋冬 720 円/1 日</td> </tr> <tr> <td>菅平牧場</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">181</td> <td style="text-align: center;">56</td> <td>受託料 成牛 350 円/1 日 子牛 280 円/1 日</td> </tr> <tr> <td>山田牧場</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td>受託料 一律 190 円/1 日</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">126</td> <td style="text-align: center;">12,760</td> <td style="text-align: center;">2,891</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				牧場名	入牧頭数	事業費	補助額	備考	浅間牧場	121	12,553	2,825	受託料 春夏 350 円/1 日 秋冬 720 円/1 日	菅平牧場	4	181	56	受託料 成牛 350 円/1 日 子牛 280 円/1 日	山田牧場	1	25	10	受託料 一律 190 円/1 日	合計	126	12,760	2,891	
牧場名	入牧頭数	事業費	補助額	備考																										
浅間牧場	121	12,553	2,825	受託料 春夏 350 円/1 日 秋冬 720 円/1 日																										
菅平牧場	4	181	56	受託料 成牛 350 円/1 日 子牛 280 円/1 日																										
山田牧場	1	25	10	受託料 一律 190 円/1 日																										
合計	126	12,760	2,891																											
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%;">実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td style="text-align: center;">3,154</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td style="text-align: center;">3,085</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: center;">2,891</td> </tr> </tbody> </table>					実績額	平成29年度	3,154	平成30年度	3,085	令和元年度	2,891																	
	実績額																													
平成29年度	3,154																													
平成30年度	3,085																													
令和元年度	2,891																													
9	閲覧資料	支出負担行為書、補助金等交付決定（変更）通知書、高崎市後継牛放牧推進事業実績報告、収支報告書、請求書兼委任状、補助金等交付決定変更申請書、高崎市後継牛放牧推進事業（変更）計画書、収支予算書、補助金を必要とする理由書、歳出伝票一覧表																												

10. 監査結果

(1) 交付事務の適正性について

令和元年度事業実績のうち3件について、交付申請に係る手続きや補助金額算定、交付決定及び事業実績報告書の審査等の事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

(2) 放牧の公共牧場の選定について

放牧を行う公共牧場の受託料において、補助金の実績総額において大きな変化は見られないものの、選定対象となる公共牧場の放牧頭数は毎年異なっている。県内には複数の公共牧場があるが、事業計画書には放牧の対象となる公共牧場の選定理由の記載がないため、選定過程は明かにされていない。

【参考情報：県内の公共牧場】

牧場名	放牧期間	預託牛種	最大放牧頭数
神津牧場	4月下旬～10月下旬	乳用 肉用	乳用：50頭 肉用：15頭
たかやま牧場	4月下旬～1月中旬	乳用 肉用	夏期：80頭 越冬：40頭
干俣牧場	5月中旬～10月中旬	肉用 その他	肉用：120頭 その他：10頭
武尊牧場（現在休止中）	5月下旬～10月中旬	乳用 肉用	70頭
大峰育成牧場	5月上旬～10月下旬	肉用	80頭
川場牧場（現在休止中）	5月上旬～11月上旬	乳用 肉用	80頭
東毛酪農協根利育成牧場	5月上旬～10月下旬	乳用 肉用	乳用：70頭 周年：40頭
館林乳牛育成牧場	4月上旬～10月下旬	乳用	40頭
浅間家畜育成牧場	4月上旬～10月下旬	乳用	夏期：470頭 冬期：330頭

※各公共牧場の受託料は未確認。

No.43 畜産自給飼料推進事業補助金

1	事業の名称	畜産自給飼料推進事業補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 畜産担当								
5	根拠例規	高崎市補助金等交付規則 高崎市畜産自給飼料補助金交付要綱 高崎市畜産自給飼料補助金交付要領								
6	事業目的	自ら自給飼料を生産することにより、国内の飼料自給率の向上を図り海外情勢に左右されない安定した安全な飼料供給と健全な畜産経営を図るため。								
7	事業の概要	自給飼料を作るための梱包材（ラップフィルム）や種子の購入に対し、購入費を支援する。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: right;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>2,502</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>2,276</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>2,331</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	2,502	平成30年度	2,276	令和元年度	2,331
	実績額									
平成29年度	2,502									
平成30年度	2,276									
令和元年度	2,331									
9	閲覧資料	支出負担行為書、補助金等交付決定通知書、畜産自給飼料推進実績報告書、収支決算書、請求書、補助金等交付申請書、畜産自給飼料推進事業実施計画書、収支予算書、補助金を必要とする理由書、歳出伝票一覧表								

10. 監査結果

(1) 交付事務の適正性について

令和元年度事業実績について、交付申請に係る手続きや補助金額算定、交付決定及び事業実績報告書の審査等の事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

(2) 補助金支出による効果測定について

当該補助金の交付によって、自給飼料がどの程度収穫されたのか、またそれに伴い飼料自給率がどのように変化したかについて、高崎市は報告を求めているため、補助金がどの程度の効果を上げているか、目的を達成しているかについて検証できない。

(3) 小規模酪農家への支援について

自給飼料については生産コストがかかるため、大規模な酪農家は自給飼料を生産することでコストを回収できる余地があるが、小規模な酪農家については現状の補助事業ではコストに見合わないため、自給飼料の生産には取り掛かれず、輸入による海外飼料に依存せざるを得ないという問題が生じている。結果として毎年度同じ大規模酪農家が補助金の交付決定を受けているのが現状である。

No.44 アフリカ豚熱等侵入防止柵設置補助金

1	事業の名称	アフリカ豚熱等侵入防止柵設置補助金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 畜産担当								
5	根拠例規	高崎市補助金等交付規則 高崎市アフリカ豚熱等侵入防止緊急支援事業実施要綱								
6	事業目的	野生動物を養豚場へ侵入できなくして疾病の発症を防ぐため。								
7	事業の概要	アフリカ豚熱 (ASF) まん延防止のため、野生イノシシによる畜舎への進入対策として、国が定める「アフリカ豚熱進入防止緊急支援事業」の実施により、養豚場の周囲に野生動物が侵入できなくなる防護柵及び可動柵を設置している養豚農家に対し事業費の1/4 (各上限あり) 相当を補助する。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位 (千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: center;">16,108</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	0	平成30年度	0	令和元年度	16,108
	実績額									
平成29年度	0									
平成30年度	0									
令和元年度	16,108									
9	閲覧資料	支出負担行為書、補助金等交付決定通知書、高崎市事業アフリカ豚熱等進入防止緊急支援事業実績報告書、農場別整備報告書、収支決算書、請求書、補助金等交付申請書、アフリカ豚熱侵入防止緊急支援事業に係る野生動物侵入防護柵整備計画書、収支予算書、補助金を必要とする理由書、歳出伝票一覧表								

10. 監査結果

(1) 交付事務の適正性について

令和元年度事業実績について、交付申請に係る手続きや補助金額算定、交付決定及び事業実績報告書の審査等の事務が適正に行われているか検証した結果、いずれも適正であり、特記すべき事項は発見されなかった。

(2) 侵入防止柵設置後の状況について

侵入防止柵設置後現場写真の確認を行い、実際の工事が完了していることを確認した結果、特記すべき事項は発見されなかった。農林水産省消費・安全局 (令和2年9月) 公表の資料「CSF (豚熱)・ASF をめぐる情勢と今後の対応」においても『飼養豚と野生イノシシ遮断対策としてワクチン接種の有無に関わらず、飼養豚を野生イノシシから

遮断することが最善策であり、飼養衛生管理基準の遵守徹底による遮断を目指す。』と記載されている。飼養衛生管理基準（豚、いのしし）においても、野生動物等からの病原体の感染防止として、『給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入防止：畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じること。』と記載されている。現場写真を確認した限りにおいては、これらの基準を充足したものになっていると考えられる。

（3）被害情報の共有について

アフリカ豚熱等侵入防止対策としては、防止柵の設置のほかに野生イノシシの駆除が対策の 1 つとしてあげられる。ヒアリングにより猟友会による駆除が行われていることは確認できたものの、野生イノシシに限らず他の小動物や鳥等からの感染も考えられるとされており、高崎市も当補助金に、防護柵に小動物に対応する機能を追加することを発表している。

No.45 群馬用水施設緊急改築事業負担金

1	事業の名称	群馬用水施設緊急改築事業負担金								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 田園整備課 土地改良担当								
5	根拠例規	—								
6	事業目的	群馬用水土地改良区の中で、更新が必要と考えられている施設を緊急度別に3分類し、最も緊急度の高い59施設の更新を行った際の高崎市負担金。								
7	事業の概要	事業費については、国・県の補助金を使い、残金については関係7市町村で受益面積に応じて平成22年度より17年間にわたり、高崎市は市町村負担分の19.5%を負担している。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>33,095</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>33,095</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>33,095</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	33,095	平成30年度	33,095	令和元年度	33,095
	実績額									
平成29年度	33,095									
平成30年度	33,095									
令和元年度	33,095									
9	閲覧資料	支出負担行為書								

10. 監査結果

閲覧資料に基づき、支出は適正に行われていることを確認した。

No.46 防災減災対策事業（農業用施設）吉井地区負担金

1	事業の名称	防災減災対策事業（農業用施設）吉井地区負担金								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 田園整備課 土地改良担当								
5	根拠例規	—								
6	事業目的	吉井町にある穂積ため池につき、群馬県ため池緊急防災減災対策事業として整備したため、事業費の25%を負担している。								
7	事業の概要	東日本大震災の際に福島県にある貯水池が決壊して、下流域の家屋損壊や農地流出を含め、死者と行方不明者を出す甚大な被害をもたらした事例を踏まえ、国によりため池の耐震性調査が推進された。その一環として、穂積ため池が選定され、耐震工事の実施及びその維持管理が行われている。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>3,125</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>7,625</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	1,500	平成30年度	3,125	令和元年度	7,625
	実績額									
平成29年度	1,500									
平成30年度	3,125									
令和元年度	7,625									
9	閲覧資料	支出負担行為書								

10. 監査結果

閲覧資料に基づき、支出は適正に行われていることを確認した。

No.47 群馬用水土地改良事業負担金

1	事業の名称	群馬用水土地改良事業負担金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 田園整備課 土地改良担当								
5	根拠例規	—								
6	事業目的	農業用水と水道用水を供給している群馬用水の高崎市負担金。								
7	事業の概要	<p>取水は沼田市岩本地点の利根川右岸から行い、赤榛分水工で榛名幹線に分水し、分水口、揚水機場等を経由して高崎市に用水が供給されている。</p> <p>負担金は、維持管理費負担金、水資源機構管理費負担金、国営造成施設管理体制整備促進事業負担金、経常費負担金、かんがい事業費負担金からなる。</p>								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td style="text-align: right;">33,058</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td style="text-align: right;">37,477</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: right;">38,035</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	33,058	平成30年度	37,477	令和元年度	38,035
	実績額									
平成29年度	33,058									
平成30年度	37,477									
令和元年度	38,035									
9	閲覧資料	支出負担行為書								

10. 監査結果

負担金算定基礎資料に基づき、支出は適正に行われていることを確認した。

No.48 長野堰土地改良区維持管理負担金

1	事業の名称	長野堰土地改良区維持管理負担金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 田園整備課 土地改良担当								
5	根拠例規	—								
6	事業目的	平成28年に世界かんがい施設遺産にも登録された長野堰用水を管理する長野堰土地改良区の高崎市負担金。								
7	事業の概要	長野堰用水は一級河川烏川から取水し、幹線水路は15箇所の水門で分水しながら、8.6km下流の円筒分水堰でさらに4支線に分岐し、用水を供給している。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>39,000</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>39,000</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>39,000</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	39,000	平成30年度	39,000	令和元年度	39,000
	実績額									
平成29年度	39,000									
平成30年度	39,000									
令和元年度	39,000									
9	閲覧資料	支出負担行為書								

10. 監査結果

契約書に基づき、支出は適正に行われていることを確認した。

No.49 鑄川土地改良区維持管理負担金

1	事業の名称	鑄川土地改良区維持管理負担金								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 田園整備課 土地改良担当								
5	根拠例規	—								
6	事業目的	高崎市（吉井町）の水道用水及び農業用水の安定供給を担っている鑄川用水を管理している鑄川土地改良区の維持管理負担金。								
7	事業の概要	当該水利施設建設当初予定していた予定農家が完成後において、集団脱退したため、当時の吉井町長がその肩代わりとして、施設のある限り支払う契約を昭和49年、改良区と交わしたことにより発生している。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: right;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>5,301</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>5,301</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>5,301</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	5,301	平成30年度	5,301	令和元年度	5,301
	実績額									
平成29年度	5,301									
平成30年度	5,301									
令和元年度	5,301									
9	閲覧資料	支出負担行為書								

10. 監査結果

契約書に基づき、支出は適正に行われていることを確認した。

No.50 多面的機能支払交付金事業補助金

1	事業の名称	多面的機能支払交付金事業補助金								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 田園整備課 土地改良担当								
5	根拠例規	多面的機能支払交付金実施要領								
6	事業目的	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するための補助金。								
7	事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・農地維持支払 ・資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動） ・資源向上支払（施設の長寿命化のための活動） <p>に分けられ、それぞれ、田畑の面積に応じて交付単価が定まっている。</p> <p>負担割合は、国 50%、県 25%、市町村 25%であるが、地域の共同活動を行う組織にはいったん市から全額支払われる。</p>								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>17,017</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>34,663</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>36,268</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	17,017	平成30年度	34,663	令和元年度	36,268
	実績額									
平成29年度	17,017									
平成30年度	34,663									
令和元年度	36,268									
9	閲覧資料	支出負担行為書								

10. 監査結果

地域の共同活動を行う組織に対して支出される補助金であるところ、活動計画書等の必要書類が提出され、適正に補助金が支出されていることを確かめた。

No.51 農業集落排水事業

1	事業の名称	農業集落排水事業
2	事業区分	市単独事業
3	事業種別	その他
4	所管部課等	農政部 田園整備課 土地改良担当
5	根拠例規	高崎市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例
6	事業目的	農業振興地域を対象に、農業用水の水質保全や農業用排水施設の機能維持、農村における生活環境の改善、公共用水域の水質保全のため実施する。
7	事業の概要	下記参照
8	過去3年間の決算状況	下記参照
9	監査要点	(1) 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か (2) 委託理由に合理性があるか (3) 農業集落排水施設の稼働率及び利用状況並びに維持費及び運営に関する効果について
10	監査手続	農業集落排水施設への視察を行うとともに、担当部署にヒアリングを行うことで施設の維持管理上の課題を把握するとともに、施設の業務委託契約につき関連資料を閲覧することで適正に行われているかを確認した。
11	閲覧資料	各集落排水施設パンフレット 仕様書、見積書、業務委託契約書、契約締結伺兼支出負担行為書

1.2. 監査結果

下記に詳細を記載。なお、施設の業務委託契約について特記すべき事項はなかった。

(1) 農業集落排水事業の概要

農業集落排水処理施設は、農村地域の生活環境の改善や農業用排水の水質保全を目的にした汚水の集合施設であり、高崎市内では5か所が供用されている。機能としては公共下水道と同様の機能である。汚水処理施設としては他に浄化槽方式があるが、汚水処理施設を比較すると下表のようになる。

・下水道と合併処理浄化槽・農業集落排水施設との比較

区分	公共下水道事業 特定環境保全 公共下水道事業	農業集落排水事業	合併処理浄化槽 (個人設置)
① 目的	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資する。 ・自然環境の保全又は農山漁村における水質の保全に資する。 	農業集落における農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。	下水道未整備地域における雑排水による公共用水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処する。
② 対象地域	公共下水道：主として市街地 特定環境保全公共下水道：市街化区域以外の区域	農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする区域を含む）内の農業集落	下水道法の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域で、水質保全上緊急性の高い地域等
③ 設定主体及び管理主体	設置主体：地方公共団体 管理主体：地方公共団体	設置主体：地方公共団体、土地改良区 （現在はほとんど地方公共団体） 管理主体：地方公共団体、住民	設置主体：個人 管理主体：個人
④ 根拠法又は予算上措置	下水道法 〔法律補助〕	農業集落排水事業等 〔予算補助〕	浄化槽設置整備事業 〔予算補助〕
⑤ 対象人口	公共下水道：特になし 特定環境保全公共下水道：1,000～10,000人 （1,000以下でも可）	受益戸数が概ね20戸以上 原則として概ね1,000人以下	特に制限なし
⑥ 対象汚水	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水 （生活雑排水・し尿、工場・事業場排水等） ・雨水 	汚水 （生活雑排水・し尿）	汚水 （生活雑排水・し尿）

⑦ 施設の整備内容	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理 ・汚泥処理 ・雨水対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理 ・汚泥処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理 ※別途、汚泥処理施設が必要
⑧ 経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・建設費、維持管理費、使用年数を用いて年当たりの費用を比較。その際に比較の条件を合わせる必要がある。 ・使用年数が長いほど経済的 		
各種法令等に基づくもの	処理場 23 年、 管きよ 50 年 (地方公営企業法)	処理場 23 年、 管路施設 50 年 (大蔵省令等)	7 年 (国庫補助事業実施要綱)
施設の使用実績	<ul style="list-style-type: none"> ○終末処理場土木建築物：50～70 年 ○終末処理場機械電気設備：15～35 年 ○管きよ：50～120 年 	<ul style="list-style-type: none"> ○終末処理場土木建築物：50～70 年 ○終末処理場機械電気設備：15～35 年 ○管きよ：50～120 年 国土交通省に準拠	<ul style="list-style-type: none"> ○躯体：30 年～ ○機器設備類：7～15 年程度

(資料：国土交通省HPより)

・高崎市内にある農業集落排水施設の概要

施設名	富岡	蟹沢	善地	楽間行力	浜川
所在地	箕郷町 和田山	箕郷町 白川	箕郷町 善地	菊地町	浜川町
総事業費(千円)	849,784	745,611	1,354,878	1,550,000	565,000
供用開始年月	平成2年 7月	平成8年 7月	平成8年 7月	平成9年 7月	平成3年 5月
計画面積(ha)	52	82	31	72.5	56
処理水量(m ³ /日)	297	137.7	318.6	540	297
計画人口	1,100人	510人	1,180人	2,000人	1,100人
接続件数	282	72	232	528	334
区域内世帯数	401	102	311	601	368
区域内人口	1,046人	288人	715人	1,444人	827人
接続人口 (令和2年4月現在)	736人	203人	533人	1,269人	751人
接続率 (接続人口/区域内人口)	70.3%	70.5%	74.6%	87.9%	90.8%

・農業集落排水事業特別会計の過去3年の決算状況

		調定額		
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
収入	事業収入	43,117,576	41,985,324	41,968,675
	県支出金	4,144,000	7,908,000	-
	繰入金	110,724,000	109,075,000	99,162,000
	繰越金	4,555,432	1,293,998	1,566,119
	諸収入	-	-	-
	計	162,541,008	160,262,322	142,696,794
歳出	事業費(※)	81,873,796	82,158,762	69,335,790
	公債費	78,903,148	76,214,620	70,379,720
	予備費	-	-	-
	計	160,776,944	158,373,382	139,715,510

(※)事業費内訳

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給料	4,326,600	2,679,300	2,771,700
職員手当等	2,779,343	1,618,974	1,719,649
共済費	1,459,967	878,601	900,820
旅費	-	-	-
需用費	23,426,912	22,699,369	23,996,740
役務費	557,900	484,341	505,657
委託料	34,107,927	41,354,727	33,460,603
使用料及び賃借料	42,830	42,830	42,830
工事請負費	11,239,560	8,476,920	2,048,760
負担金補助金交付金	3,043,600	3,032,600	2,986,900
償還金利子および割引料	10,057	0	25,431
公課費	879,100	891,100	876,700
計	81,873,796	82,158,762	69,335,790

このように、毎年一般会計から1億円前後の繰入金をあて、農業集落排水を維持しているという現状にある。なお、施設別損益の計算は行っていない。

楽間行力地区と浜川地区については、すでに公共下水道処理区と隣接しており、実際に、近い将来において下水道事業との統合を目指し計画が進められているところである。

総務省の通達により、農業集落排水事業については特に公営企業会計を適用する必要性が高いことから、集中取組期間(平成27年度から令和元年度)内にできる限り公営企業会計に移行することが必要であり、遅くとも拡大集中取組期間(令和元年度から令和5年度)において、公営企業会計への移行が必要であるとされている。

現在の特別会計は官公庁会計方式と呼ばれており、現金の移動に着目し、移動があった時点でその事実について収入と支出に分けて計上する現金主義、現金という経済価値の増減だけ記録する単式簿記となっている。一方、公営企業会計は企業会計方式とされており、現金の収支の有無にかかわらず経済活動の発生時点(債権・債務が発生した時点など)で計上する発生主義、一つの取引によって生じる価値の増減と他の価値の増減の両面に注目し記録する複式簿記を採用している。さらに、一定の時点において保有する全ての資産、負債及び資本をまとめた貸借対照表、一事業年度における経営成績を表す損益計算書、一事業年度の収支の状況を活動ごとに区分して表すキャッシュ・フロー計算書といった財務諸表から構成される。

公営企業会計の利点には以下のものがある。

i) スtock情報の把握

会計情報と財産情報の連携が図られ、より適正に財産を管理することが可能となる。

ii) コスト情報の把握

発生主義・複式簿記となることで、コスト情報を把握でき、減価償却の考え方が導入され、資産の老朽化の状態を的確に把握することが可能となる。

iii) 説明責任の向上

損益計算書や貸借対照表などの財務諸表を作成し公開することにより、市民に事業の運営状況をよりわかりやすく説明することが可能となる。

上記のように国家が公営企業会計の適用を急ぐ理由には、重要なインフラである水道管、下水道管及び施設は高度経済成長期に整備されたものが多く、それらが耐用年数を経過し、老朽化を迎え、修繕または更新の時期を迎えていることが背景にある。

このような状況下において、経営状況をよりの確に把握し、将来の経営計画に役立てるとともに、整理した資産の情報を活用し、水道管、下水道管及び施設の老朽化対策や更新を効率的かつ計画的に進めるためのアセットマネジメントを行うためには、多様な情報を持つ公営企業会計の適用が必要とされている。

高崎市の下水道事業については既に公営企業会計が採用されているが、高崎市の農業集落排水事業においては、現状、公営企業会計は採用されていない。

上述のとおり、公営企業会計の適用は国からも強く求められているところであり、その取組を強化することが望まれる。また、その際には、段階的に公共下水道処理区に移行していくことが想定されることから、施設別損益を把握できるようにすることが望まれる。

No.52 小規模農村整備事業

1	事業の名称	小規模農村整備事業								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	農政部 田園整備課 工務担当								
5	根拠例規	—								
6	事業目的	農村地域の多様なニーズに対応したきめ細やかな整備を支援する。								
7	事業の概要	「働きやすい農地等生産基盤の整備」や「暮らしやすい農村づくりのための生活環境整備」「鳥獣害防止施設の整備」など、農村地域の多様なニーズに対応したきめ細やかな整備を支援する群馬県単独補助事業。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>66,109</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>60,705</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>76,190</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	66,109	平成30年度	60,705	令和元年度	76,190
	実績額									
平成29年度	66,109									
平成30年度	60,705									
令和元年度	76,190									
9	監査要点	(1) 契約の方式決定及び相手方の選定について入札手続等が適正に行われているか (2) 事業の選定手続きが適正に行われているか								
10	監査手続	小規模農村整備事業についてのパンフレットを閲覧し、担当部署に質問することで事業の概要を把握し、工事のうちサンプルを4件抽出し、関連文書を閲覧した。								
11	閲覧資料	入札結果報告、契約締結伺、建設工事請負契約書、執行伺い、請求書、工事完成届、竣工検査調書								

1.2. 監査結果

契約の方式決定及び相手方の選定について入札手続等については、適正に行われていることを確認した。

No.53 農業用道水路整備事業

1	事業の名称	農業用道水路整備事業								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	その他								
4	所管部課等	農政部 田園整備課 工務担当								
5	根拠例規	—								
6	事業目的	生産性の向上と農村生活の環境整備を図る。								
7	事業の概要	農業振興地域内の道路、水路、水門等の整備。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>100,664</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>102,142</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>100,137</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	100,664	平成30年度	102,142	令和元年度	100,137
	実績額									
平成29年度	100,664									
平成30年度	102,142									
令和元年度	100,137									
9	監査要点	(1) 契約の方式決定及び相手方の選定について入札手続等が適正に行われているか (2) 事業の選定手続きが適正に行われているか								
10	監査手続	担当部署に質問することで事業の概要を把握し、また、農道の管理方法についてのヒアリングを行うとともに、工事のうちサンプルを5件抽出し、関連文書を閲覧した。								
11	閲覧資料	入札結果報告、契約締結伺、建設工事請負契約書、執行伺い、請求書、工事完成届、竣工検査調書								

1.2. 監査結果

契約の方式決定及び相手方の選定について入札手続等については、適正に行われていることを確認した。

なお、両事業とも整備の対象となる施設は農道や水路である。小規模農村整備事業は、県の事業であり、制約もより強いことから、小規模農村整備事業にて実施できる事業については、こちらが優先される。

(1) 農道の管理状況について

農道の管理においては、農道の造成及び管理の状況を的確に把握し、農道造成の目的に立した適正な農道の管理及び改良に資することを目的とし、農道台帳が作成されることが通例である。農道台帳を作成することにより、・地方交付税の投資補正・農道の適正な管理に資することが期待されている。

農道台帳は、調書及び縮尺 1/1,000 以上の平面図から構成され、調書には、路線ご

とに路線名、管理者名、幅員区分別の総延長等を記載することとされている。なお、その作成主体は、その農道を造成する者とされている。

高崎市の農道台帳の状況としては、高崎市においては旧倉渚村で作成されていたものが残っているのみであり、また、その台帳が更新されているわけではない。

農道台帳の作成自体に確固たる法的根拠があるというものではなく、また、特に旧倉渚村以外の地域については農道予算で整備されたものであってもすぐに市道へ移管するなど、農道を管理する上で農道台帳の存在意義自体が小さくなっている状況にある。しかしながら、農道整備として予算付けされているにもかかわらず、対象となる農道が台帳として整備されていない状況は、管理上望ましい状況ではない。

また、市町村によっては「農道管理規則」といった規則を定めて農道の管理をしているところも見受けられるが、高崎市では規則や内部規定が整備されてはいない。

(2) 整備対象の選定について

農道整備について、高崎市内において農道整備自体はほとんど完了している状況であり、その中で整備が必要とされるのは、水路改修や補修工事といったものである。

従って、農業用道水路整備事業として執行されるものは、金額としては数十万円単位の補修工事が件数としては多い。一方で、数百万円単位の道路補修工事も数件存在している。

どの農道を整備するかという整備対象の選定については、客観的な評価基準が存在しておらず、地元町内会からの要望をもとに、そこから緊急性と重要性を考慮し総合的な判断で行っているとのことである。

また、市内において農道と一般道とで明確な線引きがあいまいとなっている道が存在するため、農業予算において一般市道の整備が行われる可能性も捨てきれず、適正な予算執行が阻害される懸念がある。

No.54 土地改良施設維持管理適正化事業

1	事業の名称	土地改良施設維持管理適正化事業								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 田園整備課 工務担当								
5	根拠例規	土地改良施設維持管理適正化事業実施要領								
6	事業目的	土地改良施設の定期的な整備補修を実施することにより、施設管理者の管理意識の高揚や、施設の機能保持・耐用年数の確保をするとともに、施設の延命化を計画的に図る。								
7	事業の概要	<p>①「適正化事業」に加入し、向こう5年間で整備補修に必要な経費（事業費の30%）を毎年度拠出する。</p> <p>②この拠出金と県の補助金30%は、群馬県土地改良事業団体連合会を通じて全国土地改良事業団体連合会に拠出され、全国土地改良事業団体連合会は国の補助金の30%を併せた90%を適正化事業資金として造成する。</p> <p>③拠出金を拠出したら、5年間のうち、定められた年度に整備補修を実施。その際、整備補修に必要な事業費（加入したときの事業費）の90%が適正化事業資金から交付され、残りの10%が市の負担となる。結果的に、拠出金30%分と合わせ、市の負担は事業費の40%。</p>								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>30,161</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>39,618</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>21,278</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	30,161	平成30年度	39,618	令和元年度	21,278
	実績額									
平成29年度	30,161									
平成30年度	39,618									
令和元年度	21,278									
9	閲覧資料	入札結果報告、契約締結伺、建設工事請負契約書、執行伺い、請求書、工事完成届、竣工検査調書、引渡書								

10. 監査結果

事業主体は、高崎市(群馬県)の場合は、群馬県土地改良事業団体連合会となっており、ここが事業対象となる水門といった各施設の状況診断を行っている。高崎市は当団体に対し、対象施設を提示することとなる。

制度趣旨からして、計画的な施設改修・修繕の実施が求められるものであるが、「定期診断指導対象土地改良施設調書」という、高崎市における管理すべき施設の一覧表及び改修実施計画時期の表を用いて、適正に管理運営されていた。

また、工事の実施自体は、高崎市の通常の公共事業と同様の手続きに則って行われるが、特記すべき事項はなかった。

No.55 榛名南麓広域営農団地農道整備事業

1	事業の名称	榛名南麓広域営農団地農道整備事業			
2	事業区分	補助事業			
3	事業種別	その他			
4	所管部課等	農政部 田園整備課 土地改良担当			
5	根拠例規	—			
6	事業目的	榛名南麓（箕郷～榛名）における営農団地を集積する広域農道を整備して、農作物の流通改善と生産基盤の促進をはかる。			
7	事業の概要	県が行う広域営農団地農道整備事業について、市が 10%負担する。国 50% 県 40% 市 10% (起債 90%)			
8	過去 3 年間の決算状況	単位（千円）			
			予算額	実績額	差異
		平成 29 年度	17,100	16,915	185
		平成 30 年度	10,101	20,094	9,993
		令和元年度	10,000	31,506	21,506
9	監査要点	負担金が適正な手続きで拠出されているか			
10	監査手続	支出負担行為書といった資料を閲覧するとともに、担当部署にヒアリングを実施し、特に予算と実績額との乖離が目立つためこの理由を質問した。			
11	閲覧資料	支出負担行為書			

12. 監査結果

県事業の負担金であり、県からの請求書に基づき支出を行っている。

県事業であり、予算額は県から示されている。予算額と実績額との乖離が大きいが、高崎市の負担率は 10%と僅少であり、市内の営農団地の集積のための事業であることから特段の問題は認められないものと判断する。

No.56 地籍調査事業

1	事業の名称	地籍調査事業								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	農政部 田園整備課 国土調査担当								
5	根拠例規	国土調査法								
6	事業目的	地籍の明確化を図るため。								
7	事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・筆界を確認するため、地権者と共に現地立会を行う。 ・確認した筆界点を測量する。 ・現地立会および測量の成果を基に地籍簿・地籍図を作成し、法務局備え付けの登記簿・公図を更新する。 								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>58,847</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>51,213</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>45,106</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	58,847	平成30年度	51,213	令和元年度	45,106
	実績額									
平成29年度	58,847									
平成30年度	51,213									
令和元年度	45,106									
9	閲覧資料	指名競争入札通知書、入札結果登録、契約締結伺、土木設計業務委託契約書、執行伺、前払金支出伺、契約変更伺、変更契約書、補助金等交付申請書（添付資料の収支予算書、事業計画書、補助金等を必要とする理由書）、事業負担金交付申請書、引渡書、竣工検査調書、業務完成届、竣工払支出伺、								

【令和元年度事業費（3百万円以上）の内訳】

事業の内容	面積	金額（円）
地籍調査（日高Ⅴ C・E・FI・FII－1工程）事業委託	0.11 k m ²	9,108,000
地籍調査（水沼Ⅲ C・E・FI・FII－1工程）事業委託 （平成30年度繰越事業のため後払いのみ）	0.12 k m ²	5,292,000
地籍調査（松之沢Ⅰ C・E・FI・FII－1工程）事業委託 （平成30年度繰越事業のため後払いのみ）	0.07 k m ²	3,138,000
地籍調査（中里Ⅰ・箕郷町の一部 C・E・FI・FII－1工程）事業委託	0.07 k m ²	7,150,000
地籍調査（寺井・堂尾根・東大平 C・E・FI・FII－1工程）事業委託 （平成30年度繰越事業のため後払いのみ）	0.65 k m ²	3,970,000
地籍調査（塩川Ⅱ E・FI・FII－1工程）事業委託	0.06 k m ²	6,435,000

10. 監査結果

地籍調査（日高Ⅴ C・E・FⅠ・FⅡ－1工程）事業委託 0.11k㎡ 9,108,000円について、当初の土木設計業務委託契約書（令和元年7月24日）では契約金額は9,460,000円であったが、筆数の変更を理由に7,623,000円に1,837,000円の減額の契約変更伺が令和元年8月1日に起案され、変更契約書が8月2日に締結されたのち、令和元年9月2日に9,108,000円の増額の契約変更伺が起案されている。

増額の理由は「群馬県と事業契約の協議を行い、調査地域を見直した結果、隣接する字も含めて一体的に調査することとなったので、次年度調査予定の江田境、鳥羽前地区を調査対象地域へ追加し、増額変更としたい。」とされている。

減額の理由を確認したところ、対象外となるべき公道が測量設計に多数含まれていたことが判明し、当該公道を除外すると対象の筆数が減少するため、測量設計金額が減少したとのことであった。対象外の筆数が設計に含まれた要因としては、法務局の公図と庁内統合型地理情報システムを照らし合わせながら筆数を計算しているが、高速道路周辺の調査地区の区域が判別しづらいことが挙げられる。

高崎市の土木設計業務契約約款第18条では、業務契約後に新たな事実が判明した場合、契約の変更をすることとしている。「高崎市建設工事等競争入札等心得」においては、入札前に新たな事実が判明した場合は、縦覧期間中であれば入札を中止にすることができるが、今回は契約締結後の判明であったため、発注者と受注者双方の合意の上、業務契約約款に基づき契約の変更を行ったものである。

業務契約の変更については、業務契約約款に基づき適正に処理がなされていたが、設計の段階で調査対象の筆数を正確に把握できるよう努めるべきである。

No.57 県治山負担金事業

1	事業の名称	県治山負担金事業								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 林業担当								
5	根拠例規	地方財政法 群馬県単独治山事業施行要綱 群馬県単独治山事業事務取扱要領 群馬県森林土木事業施行要領								
6	事業目的	水源のかん養及び山地災害の防止また、荒廃山地の復旧整備。								
7	事業の概要	災害等による地すべり箇所等の復旧及び災害箇所について予防措置を施し、荒廃の著しい保安林の整備を実施し、森林資源の保全及び家屋等の倒壊防止を図る。 群馬県が行う、水源のかん養及び山地災害の防止のために行う荒廃山地の復旧整備及び荒廃危険山地の崩壊等の予防工事などに対する負担金（事業費の1/10）。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>11,199</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>13,444</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>13,998</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	11,199	平成30年度	13,444	令和元年度	13,998
	実績額									
平成29年度	11,199									
平成30年度	13,444									
令和元年度	13,998									
9	閲覧資料	単独治山事業費負担金について（回答）、群馬県森林土木事業施工要領、群馬県単独治山事業事務取扱要領、群馬県単独治山事業施工要綱、支出命令書、納入通知書・領収書								

10. 監査結果

負担金に係る手続及び補助金額算定、交付決定に係る手続等適正に行われているか検証した結果、特記すべき事項は発見されなかった。

No.58 県林業専用道工事負担金

1	事業の名称	県林業専用道工事負担金								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 林業担当								
5	根拠例規	群馬県県営林道事業負担金等事務取扱要領								
6	事業目的	林道と森林作業道を補完し、木材の搬出機能の向上を図る。								
7	事業の概要	必要最小限の規格、構造を有する丈夫で簡易な道を整備する事業への負担金（事業費の19%、過疎地域は17%）。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td style="text-align: right;">4,088</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td style="text-align: right;">6,078</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: right;">6,005</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	4,088	平成30年度	6,078	令和元年度	6,005
	実績額									
平成29年度	4,088									
平成30年度	6,078									
令和元年度	6,005									
9	閲覧資料	群馬県県営林道事業負担金等事務取扱要綱、県営林道事業の負担金について（回答）、県営林道事業施工申請書、民有林開発計画書、支出負担行為書、支出命令書、納入通知書・領収書								

10. 監査結果

負担金に係る手続及び負担金額算定、交付決定に係る手続等適正に行われているか検証した結果、特記すべき事項は発見されなかった。

No.59 森林整備担い手対策事業

1	事業の名称	森林整備担い手対策事業								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 林業担当								
5	根拠例規	群馬県森林整備担い手対策実施要領 群馬県森林整備担い手対策事業補助交付要綱								
6	事業目的	山林労務に従事する者の福利厚生の充実、労働安全衛生の促進並びに技術及び技能の向上を図るため、森林整備担い手対策事業を実施する事業実施主体に対し補助を行う。								
7	事業の概要	基準額以上の掛金額等を負担する雇用主等に対して助成する。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>3,357</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>3,581</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>4,249</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	3,357	平成30年度	3,581	令和元年度	4,249
	実績額									
平成29年度	3,357									
平成30年度	3,581									
令和元年度	4,249									
9	閲覧資料	森林整備担い手対策事業実績報告書、支出負担行為書、補助金等交付決定通知書、補助金等交付申請書、森林整備担い手対策事業実施計画書、補助金等を必要とする理由書、支出行為負担書、出勤簿、保険料納入告知額・領収済額通知書、退職金共済手帳								

10. 監査結果

- (1) 補助金交付申請に係る手続き及び補助金額算定、交付決定に係る手続き等適正に行われているか検証した結果、特記すべき事項は発見されなかった。
- (2) 実施された内容が事業の目的に合致したものであるか確認するため、関連資料を閲覧した結果、特段の問題は認められなかった。
- (3) 支出額の実在・正確性を確認するため、関連する証憑との照合を行った結果、特段の問題は認められなかった。

No.60 林業作業道総合整備事業

1	事業の名称	林業作業道総合整備事業								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 林業担当								
5	根拠例規	群馬県林業作業道総合整備事業補助金交付要綱 群馬県林業作業道総合整備事業事務取扱要領								
6	事業目的	間伐等の森林整備時に効率良い搬入搬出を行うため、作業道などの路線網を整備した林業団体に対し補助を行う。								
7	事業の概要	林業作業道整備に対する補助金の交付。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td style="text-align: right;">8,832</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td style="text-align: right;">8,330</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: right;">7,959</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	8,832	平成30年度	8,330	令和元年度	7,959
	実績額									
平成29年度	8,832									
平成30年度	8,330									
令和元年度	7,959									
9	閲覧資料	林道作業道総合整備実施計画書、林道作業道総合整備事業実績報告書、林道作業道総合整備事業成績書、収支予算書、補助金を必要とする理由書、収支精算書、補助金等交付決定通知書、検査調書、支出命令書、請求書、林道作業積算書、林道作業道総合整備事業写真帳、請負契約書、支出負担行為書、補助金交付申請書								

10. 監査結果

- (1) 補助金交付申請に係る手続き及び補助金額算定、交付決定に係る手続き等適正に行われているか検証した結果、特記すべき事項は発見されなかった。
- (2) 補助金要綱・要領等を閲覧し、交付目的、対象事業、支出費目の適切性及び支出の妥当性に問題のあるものはなかった。
- (3) 補助金実績報告を閲覧し、補助事業の実績報告に問題のあるものはなかった。

No.61 間伐促進事業

1	事業の名称	間伐促進事業								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 林業担当								
5	根拠例規	高崎市補助金等交付規則								
6	事業目的	市内の森林整備を推進するため。								
7	事業の概要	市内の森林において除間伐を実施し、群馬県民有林造林事業補助金交付要綱に規定される補助金の交付決定を群馬県から受けた森林整備に対し、市としても補助金を交付する。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位(千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>1,725</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,800</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	1,725	平成30年度	1,800	令和元年度	1,800
	実績額									
平成29年度	1,725									
平成30年度	1,800									
令和元年度	1,800									
9	閲覧資料	支出負担行為書、補助金等交付申請書、間伐促進事業計画書、造林計画調書、予算書、補助金を必要とする理由書、補助金等交付決定通知書、間伐促進事業実績報告書、造林事業実績調書、支出命令書、請求書、事業写真								

10. 監査結果

- (1) 補助金交付申請に係る手続き及び補助金額算定、交付決定に係る手続き等適正に行われているか検証した結果、特記すべき事項は発見されなかった。
- (2) 実施された内容が事業の目的に合致したものであるか確認するため、関連資料を閲覧した結果、特段の問題は認められなかった。
- (3) 支出額の実在・正確性を確認するため、関連する証憑との照合を行った結果、特段の問題は認められなかった。

No.62 特用林産物生産活カアップ事業

1	事業の名称	特用林産物生産活カアップ事業								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 林業担当								
5	根拠例規	群馬県特用林産物生産活カアップ事業補助金交付要綱								
6	事業目的	東日本大震災の原発事故の影響により、厳しい経営状況が続いている特用林産物であるキノコ類の生産者への補助を行うため。								
7	事業の概要	施設整備や原木の購入に対する補助金の交付。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>5,935</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>2,478</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>4,992</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	5,935	平成30年度	2,478	令和元年度	4,992
	実績額									
平成29年度	5,935									
平成30年度	2,478									
令和元年度	4,992									
9	閲覧資料	群馬県特用林産物生産活カアップ事業補助金交付要綱、支出負担行為書、補助金等交付決定通知書、補助金等交付決定申請書、事業計画書、見積書、売買契約書、補助金を必要とする理由書、見積書、特用林産物生産活カアップ事業実績報告書、特用林産物生産活カアップ事業計画書、原木補助金の申込書、特用林産物生産活カアップ事業検査調書、納品写真								

10. 監査結果

- (1) 補助金交付申請に係る手続き及び補助金額算定、交付決定に係る手続き等適正に行われているか検証した結果、特記すべき事項は発見されなかった。
- (2) 実施された内容が事業の目的に合致したものであるか確認するため、関連資料を閲覧した結果、特段の問題は認められなかった。
- (3) 支出額の実在・正確性を確認するため、関連する証憑との照合を行った結果、特段の問題は認められなかった。

No.63 林業・木材産業成長産業化促進対策事業

1	事業の名称	林業・木材産業成長産業化促進対策事業								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 林業担当								
5	根拠例規	高崎市補助金等交付規則 群馬県林業・木材産業成長産業化促進対策補助金交付要綱								
6	事業目的	近年、森林整備については高性能林業機械等を整備し、充実して徹底したコスト縮減のシステムを構築することが課題を解決するため。								
7	事業の概要	林業機械の導入に対して補助を行う。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td style="text-align: center;">16,276</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: center;">25,200</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	—	平成30年度	16,276	令和元年度	25,200
	実績額									
平成29年度	—									
平成30年度	16,276									
令和元年度	25,200									
9	閲覧資料	補助金等交付決定通知書、補助金等交付申請書、群馬県林業・木材産業成長産業化総合対策の内容及び経費の配分総括表、群馬県林業・木材産業成長産業化総合対策収支予算書、補助金を必要とする理由書、見積書、群馬県林業・木材産業成長産業化促進対策補助金実績報告書、財産管理台帳、機械売買契約書、納品書、出来高調書、完成調書、事業写真帳、支出命令書、請求書、林業・木材産業成長作業化促進対策補助金交付要綱								

10. 監査結果

- (1) 補助金交付申請に係る手続き及び補助金額算定、交付決定に係る手続き等適正に行われているか検証した結果、特記すべき事項は発見されなかった。
- (2) 補助金要綱・要領等を閲覧し、交付目的、対象事業、支出費目の適切性及び支出の妥当性に問題のあるものはなかった。
- (3) 補助金実績報告を閲覧し、補助事業の実績報告に問題のあるものはなかった。

No.64 ぐんま緑の県民基金事業

1	事業の名称	ぐんま緑の県民基金事業								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 林業担当								
5	根拠例規	高崎市補助金等交付規則 ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱								
6	事業目的	県事業である「ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業」を活用し森林保全を推進するため。								
7	事業の概要	県内の団体が市内で行う森林環境教育活動や森林保全整備等に補助を行う。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td style="text-align: right;">2,978</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td style="text-align: right;">2,943</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: right;">3,348</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	2,978	平成30年度	2,943	令和元年度	3,348
	実績額									
平成29年度	2,978									
平成30年度	2,943									
令和元年度	3,348									
9	閲覧資料	ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金交付要綱、支出負担行為書、補助金等交付申請書、補助金等交付決定通知書、事業計画書、現地写真、ぐんま緑の県民基金事業補助金実績報告書、工事写真台帳、検査調書、補助金を必要とする理由書、前金払確認報告書、請求書、支払命令書、								

10. 監査結果

- (1) 補助金交付申請に係る手続き及び補助金額算定、交付決定に係る手続き等適正に行われているか検証した結果、特記すべき事項は発見されなかった。
- (2) 実施された内容が事業の目的に合致したものであるか確認するため、関連資料を閲覧した結果、特段の問題は認められなかった。
- (3) 支出額の実在・正確性を確認するため、関連する証憑との照合を行った結果、特段の問題は認められなかった。

No.65 有害鳥獣対策事業

1	事業の名称	有害鳥獣対策事業								
2	事業区分	補助事業及び市単独事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 林業担当								
5	根拠例規	群馬県鳥獣被害対策事業補助金交付要綱 群馬県小規模農村整備事業 高崎市有害鳥獣防除対策事業補助金交付要綱 高崎市里山元気再生事業補助金交付要綱 高崎市補助金等交付規則								
6	事業目的	野生鳥獣による農林産物等への被害に対する防除及び捕獲活動のため。								
7	事業の概要	野生鳥獣による農作物被害への食害等の被害に対し、防除と捕獲の面から対策を実施する。防除に関しては、農林家が自ら設置する防除資材に対し、県事業に対する嵩上げ補助や、新単独による補助を行う。捕獲については、各地区の猟友会を基に実施隊を編成し、被害を受けた農林家の要請により捕獲活動を実施する。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>33,468</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>37,992</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>40,428</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	33,468	平成30年度	37,992	令和元年度	40,428
	実績額									
平成29年度	33,468									
平成30年度	37,992									
令和元年度	40,428									
9	閲覧資料	前金払確認報告書、補助金実績報告書、支出負担行為伺書、補助金等交付決定通知書、補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、予算関連書類、委託契約書、委託業務結果報告書、支出命令書、請求書、業務委託契約書、有害鳥獣捕獲業務仕様書、業務委託見積書、執行伺、随意契約理由書、見積依頼書、委託契約事務チェックリスト、有害鳥獣捕獲業務状況報告書、検査調書、支出命令書								

10. 監査結果

- (1) 補助金交付申請に係る手続き及び補助金額算定、交付決定に係る手続き等適正に行われているか検証した結果、補助対象者が、課税事業者であるか免税事業者であるか補助金関係資料から判断がつかなかったが、質問を行い免税事業者であることを確認できたことから、特記すべき事項は発見されなかった。

- (2) 補助金要綱・規則等を閲覧し、交付目的、対象事業、支出費目の適切性に問題のあるものはなかった。
- (3) 委託事業につき、委託事務手続の検証を行った結果、事務の適切性及び支出の妥当性に問題のあるものはなかった。

No.66 林道整備事業

1	事業の名称	林道整備事業								
2	事業区分	補助事業及び市単独事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 林業担当								
5	根拠例規	群馬県林道事業補助金交付要綱 群馬県林道事業補助金交付要領 高崎市林道管理規程								
6	事業目的	林道通行の安全を図るため、災害等により被害を受けた林道の補修工事を行う。								
7	事業の概要	林道の改良工事、補修工事及び除草委託。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>37,716</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>36,753</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>34,954</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	37,716	平成30年度	36,753	令和元年度	34,954
	実績額									
平成29年度	37,716									
平成30年度	36,753									
令和元年度	34,954									
9	閲覧資料	請書・見積依頼書・見積書・工事仕様書・施業予定一覧・案内図・入札（見積合）結果報告書・随意契約理由書・少額工事執行伺・工事写真台帳・引渡書・工事完成届・委託事業結果報告書・支出負担行為書・検査調書・支出命令書								

10. 監査結果

- (1) 事業支出の適切性を確認するため、業務委託契約、決定、交付等の手続の検証を行った結果、事務の適切性及び支出の妥当性に問題のあるものはなかった。
- (2) 実施された内容が事業の目的に合致したものであるか確認するため、関連資料を閲覧した結果特段の問題は認められなかった。

No.67 森林病虫害等防除事業

1	事業の名称	森林病虫害等防除事業								
2	事業区分	補助事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 林業担当								
5	根拠例規	群馬県森林病虫害等防除事業補助金等交付要綱 群馬県森林病虫害等防除事業実施要領 森林病虫害等防除法								
6	事業目的	松林の松くい虫被害の予防と拡大防止に努め、松林を保護する。								
7	事業の概要	森林病虫害等を駆除し、又はそのまん延を防止して森林の保護を図るため、森林病虫害等防除事業の実施主体及び森林病虫害等防除法の規定に基づき、森林病虫害等防除のために駆除措置を実施する。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td style="text-align: right;">4,865</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td style="text-align: right;">4,795</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: right;">4,446</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	4,865	平成30年度	4,795	令和元年度	4,446
	実績額									
平成29年度	4,865									
平成30年度	4,795									
令和元年度	4,446									
9	閲覧資料	支出命令書、請求書、完了届、支出負担行為書、仕様書、見積書、業務委託完成(完了)届、工事写真帳、請書、森林病虫害等防除業務設計書、随意契約理由書、委託契約事務チェックリスト、検査調書								

10. 監査結果

- (1) 事業費支出の適切性を確認するため、予算関連資料、請書、委託業務結果報告書を閲覧した結果、特段の問題は認められなかった。
- (2) 実施された内容が事業の目的に合致したものであるか確認するため、関連資料を閲覧した結果、特段の問題は認められなかった。
- (3) 支出額の実在性・正確性確認するため、支出額について関連する証憑との照合を行った結果、特段の問題は認められなかった。

No.68 市有林管理事業

1	事業の名称	市有林管理事業								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	補助金・負担金事業、委託事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 林業担当								
5	根拠例規	—								
6	事業目的	市有林において森林の公益的機能を発揮するための管理を行うため。								
7	事業の概要	間伐、下刈り等の施業を行う。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>15,965</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>16,856</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>24,673</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	15,965	平成30年度	16,856	令和元年度	24,673
	実績額									
平成29年度	15,965									
平成30年度	16,856									
令和元年度	24,673									
9	閲覧資料	執行伺・仕様書・施業予定一覧・位置図・見積依頼書・随意契約理由書・工事写真台帳・業務委託契約書・委託事業結果報告書・契約締結伺兼支出負担行為書・検査調書・支出命令書・財産台帳								

10. 監査結果

- (1) 森林施業委託料につき、随意契約の理由の確認、委託額積算見積徴取による委託金額の妥当性、工事写真台帳及び業務委託完成（完了）届の閲覧による事業実態の把握及び委託事務手続の検証を行った結果、事務の適切性及び支出の妥当性に問題のあるものはなかった。
- (2) 高芝市有林維持管理負担金につき、業務委託契約書、補助金の申請、決定、交付等の手続の検証を行った結果、事務の適切性及び支出の妥当性に問題のあるものはなかった。また、当該負担金事業は、山林保全のために、適切なタイミングでの伐採を行っていることを実地調査時の担当課への質問、実地調査を行う等の経済性の検証を行った結果、経済性に問題のあるものはなかった。
- (3) 部分林造林収益分担金につき、業務委託契約書、補助金の申請、決定、交付等の手続の検証を行った結果、事務の適切性及び支出の妥当性に問題のあるものはなかった。

(4) 実地調査案件：

名称	地番
高芝市有林（水源涵養保安林）（貸）	倉渕町川浦 27-4
高芝事業所（建物）	倉渕町川浦 27-4
大萱市有林	倉渕町川浦 3311-1
間野山市有林	上里見町 4109-1
芦田小屋市有林	榛名山町 838
又倉市有林	中室田町 2010
駒寄市有林	下室田町 2686-2
谷市有林	神戸町 646-3
中西市有林	三ツ子沢町 351-3
樽ノ谷津市有林	宮沢町 240-5
山林（馬庭）（貸）	吉井町馬庭 3125-1
草喰山市有林（旧吉井町有林）	甘楽町大字天引字草喰 1262
箕郷市有林（旧箕郷町有林）（未登記）	箕郷町松之沢 252
箕郷市有林（貸）	箕郷町中野 284-1
旧農業共済事業センター（建物）	菊地町 561-1
その他研究試験実験室用器械	菊地町 556-1（はぐくみ農協保管）
高崎食肉事業共同組合貸付地 （元市女第二グラウンド）（貸）	飯塚町 1010-20
高崎食肉事業共同組合南側現況通路 （元市女第二グラウンド）（貸）	飯塚町 983-9
高崎食肉事業協同組合 事務所	飯塚町 1010-20
城山市有林（貸）	寺尾町 1064-2
城山市有林	根小屋町 2288-3

No.69 榛名興産共有林事業

1	事業の名称	榛名興産共有林事業								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 林業担当								
5	根拠例規	—								
6	事業目的	高崎市・前橋市・吉岡町・榛東村の2市1町1村で共有する榛名興産共有林の管理及び保育事業。								
7	事業の概要	災害防止パトロール、つる切り、除間伐等の維持管理を委託。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位(千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>5,406</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>6,541</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>9,406</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	5,406	平成30年度	6,541	令和元年度	9,406
	実績額									
平成29年度	5,406									
平成30年度	6,541									
令和元年度	9,406									
9	閲覧資料	執行伺・仕様書・施業予定一覧・位置図・見積依頼書・随意契約理由書・工事写真台帳・業務委託契約書・委託事業結果報告書・契約締結伺兼支出負担行為書・検査調書・支出命令書								

10. 監査結果

(1) 委託事業の契約などの事務の適正性について

随意契約先1件(全件)につき、随意契約の理由の確認、委託額積算見積徴取による委託金額の妥当性、工事写真台帳及び業務委託完成(完了)届の閲覧による事業実態の把握及び委託事務手続の検証を行った結果、事務の適切性及び支出の妥当性に問題のあるものはなかった。

(2) 火災保険料支出の事務の適正性について

随意契約先1件(全件)につき、随意契約の理由の確認、委託額積算見積徴取による委託金額の妥当性及び委託事務手続の検証を行った結果、事務の適切性及び支出の妥当性に問題のあるものはなかった。

(3) 榛名興産共有林について管理運営状況を把握するための視察について

管理運営状況を確認するため、現場視察を行った結果、特段の問題は認められなかった。

(4) 実地調査案件:

名称	地番
榛名興産所有林(貸)	宮沢町 2132

No.70 森林経営管理事業

1	事業の名称	森林経営管理事業								
2	事業区分	市単独事業								
3	事業種別	委託事業								
4	所管部課等	農政部 農林課 林業担当								
5	根拠例規	森林経営管理法								
6	事業目的	森林経営管理制度に基づき、林業経営の効率化と森林管理の適正化を図る。令和元年度より創設された森林環境譲与税について、今後の森林経営管理に活用するため、森林環境基金を創設し、基金への積み立てを行っている。								
7	事業の概要	意向調査委託、システム保守管理委託、基金積立。								
8	過去3年間の決算状況	<p style="text-align: center;">単位（千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: center;">27,927</td> </tr> </tbody> </table>		実績額	平成29年度	—	平成30年度	—	令和元年度	27,927
	実績額									
平成29年度	—									
平成30年度	—									
令和元年度	27,927									
9	閲覧資料	契約締結伺兼支出負担行為書、業務委託契約書、仕様書、見積書、随意契約理由書チェックリスト、業務完了報告書、検査調書、支出命令書								

10. 監査結果

- (1) 事業費支出の適切性を確認するため、予算関連資料、請書、委託業務結果報告書を閲覧した結果、特段の問題は認められなかった。
- (2) 実施された内容が事業の目的に合致したものであるか確認するため、関連資料を閲覧した結果、特段の問題は認められなかった。
- (3) 支出額の実在性・正確性確認するため、支出額について関連する証憑との照合を行った結果、特段の問題は認められなかった。
- (4) 森林環境基金の活用計画について担当者へ質問をしたところ、まず私有林の保全意向調査等を行い、意向調査を進めていく中で、基金の活用方法をさらに広げていくと回答を得た。創設初年度であり、まず状況の把握を行った上で、基金の活用計画を策定するというように特段の問題は認められなかった。

3. 指摘及び意見

(1) 指摘及び意見について

ここまでの外部監査の結果、指摘は3件、意見は32件とした。総論、各論それぞれの内容は以下のとおりである。

なお、総論については、各論のように個々の事業に対してではなく大きなテーマの一部から指摘及び意見を述べているため、詳細についても記載している。

各論については、項目をまたぐ意見もまとめて記載しその対象事業を一覧に記載した。

(2) 総論

意見1	荒廃農地への取り組みについて
対象項目	(3) 荒廃農地について
内容	農林水産省による荒廃農地の発生防止及び解消の取り組みのうち、まだ高崎市が進めていない対策については、早期に実施できるよう検討していただきたい。

意見2	農地情報バンクにより紹介を受けた当事者間の交渉結果の報告について
対象項目	(4) 担い手への集積率について
内容	農地情報バンクは借手を貸手への紹介後の交渉結果について、契約が成立しているかは農地情報バンクの成果の把握のために必要であることから、契約の成否については登録申請者から報告を受けることが望ましい。 また、契約が成立した場合における契約条件については登録申請者より報告を受け、情報を整理した上で新たな貸手、借手に参考情報として提供を行うことが望まれる。

意見3	農業における行政計画の策定について
対象項目	(5) 農業振興計画について
内容	分野別の計画書に基づき農業振興政策を展開しているとのことであるが、施策、事業の多くは成果目標を持っていないことから、事業の成果を定量的に評価することが困難であると思われる。 行政目標を設定し、農業関係者も交えて実現可能な行政計画が策定・実行されるよう、成果測定を行い、さらなる計画の推進へと生かされる取り組みがなされたい。

意見4	森林・林業に関する行政計画の策定について
対象項目	(6) 林業について

内容	森林・林業は近年関心が高まりつつある SDG s と密接に関係しているため、持続的な社会の実現のための SDG s の観点を森林・林業に関する行政計画に取り込むことが望まれる。
----	--

(3) 各論

意見 5	随意契約の妥当性の検証について
対象事業	No.1 除草委託料
内容	除草作業に関し、委託先である公益社団法人高崎市農業公社と随意契約にて委託を行っているが、高崎市農業公社に対して毎年高崎市から高額の運営費補助がなされていることも踏まえ、随意契約の妥当性を毎年慎重に検討すべきである。

意見 6	補助金交付要綱の整備について
対象事業	No.4 高崎市家族経営協定農家研究協議会補助金 No.5 農業後継者活動促進費補助金 No.6 認定農業者連絡協議会補助金
内容	<p>当該補助金は、申請団体に対して毎年交付されているものであるが、交付の根拠となる規定としては、高崎市補助金等交付規則があるのみであり、当該補助金の交付要綱等が設けられていない。</p> <p>また、申請団体にかかるどのような経費を補助対象とするか定められていないことから、妥当性の検討や事後の検証において支障となっている。</p> <p>高崎市補助金等交付規則は、高崎市において交付するすべての補助金等の根拠となるものであり、特定の補助金の交付について詳細な定めをしているものではないことから、当該補助金の目的、補助事業の具体的内容、補助対象経費等を明確にした補助金要綱を早急に設けることが望ましい。</p>

指摘 1	不適切な補助対象経費について
対象事業	No.4 高崎市家族経営協定農家研究協議会補助金 No.6 認定農業者連絡協議会補助金
内容	<p>当該団体の活動としての後継者活動促進費について、補助事業の経費として相当ではないものが見受けられた。</p> <p>今後は、補助事業の対象経費とすることが不適切な支出が経費として計上されている場合には、補助事業の経費から除くよう求め、補助対象経費の適切な把握に努めるべきである。</p>

意見 7	補助金の効果測定について
------	--------------

対象事業	No.4 高崎市家族経営協定農家研究協議会補助金 No.5 農業後継者活動促進費補助金 No.6 認定農業者連絡協議会補助金
内容	<p>当該補助金に関しては、各団体から総会資料の提出といった形での実績報告は受けているが、効果指標などは設けていない。</p> <p>当該補助金は、毎年特定の団体に対して特定の額が交付されるものであるが、効果指標などは設けられていないため、事後的に効果測定を行うこともできず、補助金の交付の妥当性も、今後の補助金の必要性についても判断することができない。</p> <p>補助金の効果測定を行うために、成果指標を設けるべきである。</p>

意見 8	前金払の妥当性について
対象事業	No.5 農業後継者活動促進費補助金
内容	<p>当該補助金は、一団体のみ前金払で交付されていた。</p> <p>しかし、当該補助金については交付要綱等が設けられておらず、補助対象経費も不明確であることなどの事情が相まって、本当に前金払の必要があったのかどうかの妥当性を判断することができなかった。</p> <p>今後は交付要綱等を設けて補助対象経費を明確にするとともに、前金払の必要性についても具体的かつ慎重に検討すべきである。</p>

意見 9	制度の見直しについて
対象事業	No.8 農業融資資金貸付金
内容	<p>高崎市独自でJAへの融資を行うことの必要性は乏しくなっていると考えられるため、制度そのものの見直しを検討すべきである。</p>

意見 10	要綱の整備について
対象事業	No.8 農業融資資金貸付金
内容	<p>返済される資金ではあるものの支出時には每期一定額の市の負担がある以上、要綱を作成した上で支給を行う必要がある。</p>

意見 11	補助金の対象となった事業の支出に関する報告について
対象事業	No.10 農業ふれあい四季の里事業補助金 No.11 ぐんま青空マルシェ事業補助金 No.21 経営所得安定対策推進事業補助金
内容	<p>高崎市としても定期的（例えば複数年に一度）に支出内容の詳細報告を求めることもしくは支出に関する領収書の添付を定期的に求めるなど、一定の</p>

	牽制機能を発揮することが補助金制度の趣旨に照らして望ましい。
--	--------------------------------

意見 1 2	制度の周知について
対象事業	No.10 農業ふれあい四季の里事業補助金
内容	申請団体は毎年特定の団体となっているため制度そのものの拡大を行うべく周知方法の検討を行うべきである。

意見 1 3	課に事務局を置く団体の補助事業の支出に関する報告について
対象事業	No.12 農業まつり補助金 No.13 はるなの梨まつり補助金
内容	当事業は事務局が高崎市であるため支出内容の確認は市側でも行っているとのことであるが、支出内容の透明性確保の観点から主要な費目については内容を記載した上での決裁を残すべきである。 支出の大半を占めているのは会場設営費であることから、少なくとも当該費用については詳細報告を作成することが望ましい。

意見 1 4	農産物認証制度の設立について
対象事業	No.15 農畜産物広報活動委託料
内容	高崎市内産農産物広報活動について、業務委託先は異なるが、実質的に同じ先とあってよく、PRイベントにおいても重複がみられる。高崎市内農産物広報活動という本旨に基づき、市内農産物認証制度を設立するなど、より効果的な広報活動をすることが望まれる。

意見 1 5	高崎トリニオン事業の成果目標の設定について
対象事業	No.15 農畜産物広報活動委託料
内容	高崎トリニオン事業は過渡的な状況にあり、独自事業で現在の運用形態は全国的に見てユニークなものといえる。しかしながら、現状は成果目標としての数値、金額の設定がないため、成否にかかわらず事業が継続される恐れがあることから、成果目標を設定し、高崎トリニオン事業について評価されることが望まれる。

意見 1 6	広報活動に関する成果目標の設定について
対象事業	No.15 農畜産物広報活動委託料
内容	広報活動の目的としてのブランド力を高めるという方針が見受けられるが、その成果が測定可能となるように成果指標を設定することが望まれる。

意見 17	補助金の案内に関するHPの更新について
対象事業	N0.16 農業者新規創造活動事業補助金
内容	すでに募集のない補助金の案内がHP上で案内されているため、随時更新されるべきである。

指摘 2	6次産業化等推進事業補助金の補助対象事業について
対象事業	N0.16 農業者新規創造活動事業補助金
内容	6次産業化等推進事業補助金の補助対象事業について、資料の情報だけでは補助対象として適切ではないと考えられる事業が存在することから、内規を整備する等定義を明確化し、選定の対象となる事業活動についての判断が正確になされるよう改められたい。

意見 18	効果測定およびフィードバックについて
対象事業	No.17 市農業会議所補助金
内容	支出内容の大部分を占める情報誌（農家の友）について、利用者からのアンケート徴収などを行いその有用性について定期的に検証すべきである。

意見 19	実績報告書等の提出について
対象事業	No.23 農地利用集積促進奨励補助金
内容	高崎市農地利用集積促進奨励金は全額補助金であるが、実績報告は求めている。 補助金等を交付した場合にはその実績を調査し、補助金等の支出の妥当性・適切性等を事後的に検証できるようにしておくべきであるため、高崎市農地利用集積促進奨励金交付要綱を改正し、奨励金の交付を受けた者から事後的に事業報告書等の提出を求めるよう規定を定めるべきである。

意見 20	補助金の成果測定について
対象事業	No.37 畜産複合環境対策事業補助金
内容	補助を行った施設整備や機械導入による成果物としてのたい肥の生産量や利用状況について報告を受ける仕組みがないため、補助金の成果測定のためにも報告書等により生産及び利用状況等についての報告を求められたい。

意見 21	畜産農家の要望への対応について
対象事業	No.37 畜産複合環境対策事業補助金
内容	当該事業のように畜産農家の要望があり、かつ環境及び耕種農家にも及ぶ

	複合的かつ相乗的な効果が期待される事業については、前述の実績報告の問題を解消され、効果測定が可能となるよう改善された上で、要望に応えられるよう検討がなされることが望まれる。
--	--

意見 2 2	変更申請書の記載内容の誤りについて
対象事業	No.38 家畜防疫事業補助金
内容	補助金等交付決定変更申請書の変更理由について記載が誤っているものが発見されたため、変更理由については、確認の上変更申請を受理されたい。

意見 2 3	補助対象となるワクチンの定期的な見直しについて
対象事業	No.38 家畜防疫事業補助金
内容	群馬県畜産協会が提示している家畜予防注射事業（豚・牛・鳥）のワクチンにおいて、補助金の対象となるものは限定されているため、現状補助の対象外となっているワクチンも含めて今後の流行度合いを分析すること等により、補助金の対象に含めるかどうかについて、定期的に見直しが必要である。

意見 2 4	酪農ヘルパーの育成、活用について
対象事業	No.39 酪農ヘルパー利用促進事業補助金
内容	酪農業の衰退に伴い、酪農事業の担い手不足は全国的な課題となっている。補助金事業以外の事業について、例えば、酪農ヘルパーの募集、教育のための取り組みや、現在の酪農ヘルパーを酪農家の担い手として活用できる制度の創設等、酪農事業の担い手の育成に関する事業についても検討されることが望まれる。

意見 2 5	補助事業の見直しについて
対象事業	No.40 畜産環境対策事業補助金
内容	現状、当該補助金の目的は達成されているものと考えられる。一方で、畜産複合環境対策事業のように応募多数となっている事業も存在しているため、畜産農家の要望や畜産業界の未来を考慮し、関連する事業の拡充、縮小及び統廃合等の見直しが必要である。

意見 2 6	公共牧場の選定理由について
対象事業	No.42 後継牛放牧推進事業補助金
内容	公共牧場によって受託料単価に違いがあるため、放牧数によって補助の対

	象となる放牧料金は異なる。放牧する公共牧場を選定した理由について明確に記載されることが必要である。
--	---

意見 27	実績の報告について
対象事業	No.43 畜産自給飼料推進事業補助金
内容	補助金事業がその目的に資するかどうかを判断するためにも補助金による実績の報告を受けらるべきである。自給飼料の収穫量、飼料自給率等の実績値の報告がなされる体制をとられたい。

意見 28	小規模酪農家への自給飼料の調達支援について
対象事業	No.43 畜産自給飼料推進事業補助金
内容	現状の自給飼料の生産に対する補助事業では小規模酪農家にとってコスト負担が重く手が届かない状況にあるため、補助金の公平な支出という観点から小規模な酪農家に対して自給飼料の調達を支援する対策が講じられたい。

意見 29	鳥獣被害防止対策と一体の運営について
対象事業	No.44 アフリカ豚熱等侵入防止柵設置補助金
内容	令和2年度より高崎市鳥獣被害防止計画が開始されているが、当該計画下において集まった被害地区、被害状況について、適時に畜産農家とも情報共有を行い、高崎市と畜産農家が一体となって、ASF 及び CSF 防止に努められることが望まれる。

意見 30	公営企業会計の適用について
対象事業	No.51 農業集落排水事業
内容	下水道事業との統合を見据えた地域があることも踏まえ、公営企業会計の適用を円滑に行えるよう準備を進めていくことが望まれる。

意見 31	農道台帳の整備について
対象事業	No.53 農業用道水路整備事業
内容	農道台帳や農道管理規則を整備して、農道管理を万全にすることが望まれる。

意見 32	整備対象の選定基準について
対象事業	No.53 農業用道水路整備事業
内容	農道、水路の整備については、対象となる農道、水路が選定された過程が

	客観的に明らかとなるように、評点等といった指標を用いた措置とすることが望ましい。
--	--

指摘3	設計を行う際の改善について
対象事業	No.56 地籍調査事業
内容	<p>地籍調査事業における測量委託の設計では、筆数の計算に法務局の公図及び庁内統合型地理情報システムを使用しているが、調査地区によっては調査対象の筆かどうかの判別が難しい箇所があることが判明した。</p> <p>今後は、公図及び庁内統合型地理情報システムだけではなく、土地登記簿謄本の調査や現地調査等を行い、筆数を把握し設計するべきである。</p>

以 上